

第 20 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 2 日)

平成 20 年 3 月 5 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後 3 から 早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第65．一般質問

午前10時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きですね、大変ご苦労さんでございます。

なお、本日、6名の方の傍聴の申し込みがございました。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。

議長からお願いなんですけど、傍聴中におかれましては、守らなければならない事項については、順守していただくようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の本会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第65．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第65、一般質問であります。17名の議員から質問の通告を受けております。通告に基づき順次を議長の私より指名をいたします。

4番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔4番 岡本義次 登壇〕

4番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。4番議席、岡本でございます。今日はですね、2件のことを町長に問うていきたい。このように思っております。啓蟄ということで、虫が穴からはい出るということでございますけれど、今日は、朝から雪が降りましてですね、出ようか出よまいかというような感じかなと思ったりしております。

佐用町でですね、あってはならない事が起ってしまいました。普段からですね、他所事のように思っておりましたけれど、このような不祥事がですね、起きて、良いことであればですね、何回も新聞テレビにぎわしてですね、いい事なんですけれど、新聞テレビに出る度にイメージが悪くなると。そしてですね、自衛隊の守屋さんじゃございませんけれど、やはりですね、真面目に一生懸命頑張っておる職員がですね、やはり、同じような目で見られるということは、大変辛いことでもございます。まあ、こういうふうな事がございまして、大変、私も危惧しておるところでございます。

旧上月の職員が、こうやって逮捕され、また旧上月の業者さんが捕まったり、また先だっても3件目の業者さんが逮捕されるという事態に至ってしまいました。そこで、私は、次の事を町長に問うていきたいと思っております。

1つ、捜査がですね、まだ分からない部分があるかと思いますが、今、分かっている範囲の中でですね、町長自身としてつかんでおられるですね、何業者がいくらのお金を、まあ送っていたかとか、そういう事が分かれば、やはりガラス張りの行政にしてですね、いい事、悪いことも含めて、やっぱり公開していただくのが筋だと思っております。

1つ、いつから始まりですね、最後は、最近の分ですね、いつだったんかという事でござます。

1つ、相手は、水道業者だけであつたんでしょうか。

1つ、他の課、他の職員等の確認はですね、やはり町当局としてですね、やはり自分とこの分としてですね、そういう確認はされたんでしょうか。

そして、1つ、町独自のですね、調査や特別委員会等の設置は、どのようにお考えでございましょうか。

1つ、町長としてですね、責任はどのようにお考えになっていらっしゃるか。

1つ、それは、どこに原因があったんでしょうか。

1つ、二度とおこさせないためには、今後、どのような措置なり、どのようにされるのかということでございます。

878年、33歳の菅原道真がですね、仕事がよくできるにもかかわらずですね、大宰府の方へ流されました。その時に歌った歌が、「東風吹かばにほひおこせよ梅の花 主なしとて 春を忘れそ」このようにですね、立派な優秀な官僚であってもですね、時の戦争によって、こういう事態に至っておりますけれどもですね、やはり、職員に、皆緊張感持っておりますね、こういう事が起らないように、まあやっていただきたいということでございます。

2点目に入ります。町の稼働財産ということでございますけれども、合併して2年半を迎えました。合併前後、まあ前ですね、住宅の建て直しや、リバーサイド用地の跡地等そのままになっている用地がございまして。そこで町長に次の事を問うていきます。

1つ、佐用町において、今使用していない土地は、何箇所の何ヘクタールあるのか。

1つ、建物は、何箇所の何ヘクタール。これ勿論、使っていないという建物でございませぬ。

1つ、これらの使い道の今後の計画はどうなるのかということでございます。

1つ、例えば、上月、上上月のですね、住宅跡地の後などはどうされるのか。

1つですね、行財政計画のですね、中で、町長は、今年度ですね、そういう事を、第三者の審議委員会をつくるということをおっしゃっていただきました。これらについてはですね、やはり、あの町長としてのですね、タコノ用に自分の手足を食ってですね、自分たちの部下を、色々、こういう事に、指摘という事は大変辛い、しのびがたいものがあると思いますけれども、そういう専門家も入れた中で、各町民代表でですね、やはり進めていけばですね、町民の声として仕方がないというような中でですね、やはりやっていかないと佐用町の10年後ですね、やはり皆様もご存知のように、どこの集落行っても、空き家がドンドン増えてですね、そして、若者がいなくて、子ども達が激減し、そして、そういうふうに減っていておりますのでですね、やはり、そういうふうな中でですね、かっちりとやっていただくのが、一番いいのかなと思っております。

ここでの質問として、以上でございませぬ。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。傍聴の皆さんもおはようございます。今日、3月議会に当たりまして、17名の議員の皆さん方から、数々の質問の通告をお受けいたしております。できる限りの答弁をさせていただきますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に岡本義次議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員逮捕についてのご質問でございませぬが、1月19日の午後11時過ぎに地籍調査課の職員が収賄容疑で逮捕。2月8日に起訴され、2月10日と2月29日には、別件で

再逮捕されました。全体の奉仕者として、全力で職務に専念すべき本町の職員が収賄容疑で逮捕されたという事件が町民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことについて、又合併後の町民の皆さんと力を合わせて、一緒になって、新しいまちづくりに取り組んでいる非常に大事な時期でありますだけに、誠に残念であり、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

ご質問の何業者からいくらのお金を送っていたのかということですが、この件につきましては、今捜査中でありまして、兵庫県警から町に対して捜査の状況の説明や報告は何もありませんので、新聞やテレビ等のマスコミによる報道の範囲のことでは、私も分からないのが実情であります。

次の、いつから始まり最後はいつなのかというご質問についても、当然、同じことが言えますので、捜査が終了し、全容が明らかになれば、答えが分かると思えますけれども、現在のところお答えすることは、明確なお答えをすることはできません。

次に、相手は水道業者だけなのかというご質問ですが、この件につきましても、報道されていますように、電気工事会社、水道工事会社、総合建設コンサルタント会社が、関与しているということであります。

次に、他の課、他の職員等の確認はしたかということですが、2月の臨時議会で議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたように、私自身が確認することはできませんが、そのような他の職員、課が関与していることは、まず絶対ないというふうに信じております。

次に、町独自の調査や特別委員会等の設置ということですが、建設業者審査委員会において、再発防止に向けた検証や検討を行っておりますが、このような事件においては、町には捜査権がありませんので、町独自の捜査には限界があり非常に難しいということをご理解いただきたいと思います。また捜査の進捗によって、また、その全容が明らかになれば、町内部でも可能な範囲で調査検証を行っていき再発防止に向けた取組みが必要であるというふうに考えております。

次に、町長等の責任はどのように考えているかということですが、私といたしましても、当然大きな責任は感じております。しかし、町職員全員一人ひとりの行動全てを把握することはできませんが、職員を管理監督する最高責任者である町長といたしまして、その責任を重く認識し、先般の議会にお願いしましたように、自らの処分を行い、また再発防止に向けて、職員を今後より一層指導していく、職員の指導に当たることが、私の責任ではないかというふうに考えております。

次に、どこに原因があったかということですが、色んな要因が重なった上での結果ではないかと思っておりますが、まずは、組織として十分なチェックができていなかったこと、できなかったことは、非常に残念であります。また、長年同じ職場での勤務によって、1人の職員が同じ仕事を、同じ仕事をですね、続けていった、そういう仕事の職務のあり方によって業者との不適切な関係ができていったというふうに分析をしております。そういう長年の勤務、同じ職場で同じ勤務、同じ仕事を1人の職員に任せるといったようなことについて、これが原因であれば、この点についても、十分これは反省をしなければならぬというふうに思っております。また、当然最後には、職員として、社会、法令の順守、社会規範を守るといふ、そういう面での自覚に欠けていたということは、当然、言えると思えます。

次に、今後どのようにするのかということですが、既に課長会や職員全員集会を行って、この今回の事件を他人事とせず職員全員一人ひとりが自分の問題として反省をして、これからの仕事にあたるように、綱紀粛正の徹底を図っております。また、建設業者審査委員会において、随意契約、変更契約のあり方等について再発防止の指示もいたして

おります。今後も、こうした不祥事が再び起きないように、職員指導、公務員の基本でありますコンプライアンスの考え方を徹底し、町制への信頼回復を早急に図るための取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、町の財産についてのご質問でございます。

平成 19 年度予算におきまして、合併補助金で財産台帳の整理を行っているところであります。合併後、統一し決算書に分類計上いたしており、詳細につきましては、現在、財産台帳の整理精査中でございますので、明確なお答はできませんが、今後処分して活用を図らなければならない土地もかなりございます。これらの使い道の計画は、土地建物を含め、活用方法等関係各課で調整をいたしており、この内、売却可能な土地につきましては、20 年度の予算にも計上をいたしているところであります。

次に、町営住宅等の跡地はどうするかということでございますが、基本的に売却可能と思われる土地につきましては、若干の整備をしてでも、売却をしていく考えであります。また、近隣の土地所有者、地域での有効利用等も念頭に置きながら、検討協議をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、各課長に、色々と勉強をさせているかという質問でございますが、町有地の事だけの勉強はいたしておりませんが、行政改革全般また課題ごとの検討委員会の組織、人事評価、この度の職員の不祥事等の問題等、機会あるごとに課長会等開きながら勉強をしてもらっております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 岡本議員よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ええ、それではですね、捜査がですね、まだ最終に至っておりませんので、当然、新聞とか、そういう報道の関係のしか分からないということでございますけれど、新聞報道によればですね、3 件目の業者さんが、こないだ捕まった、逮捕された時にも、平成 4 年ぐらいな時から、その職員がですね、やはりそういう関係があつてですね、新聞等に載っておりました。ですから、そういう以前から、そういう体質というのがですね、やはり、今町長答弁の中にございましたようにですね、長年、本人が 20 何年も同じ部署で同じようなことを担当して任しっぱなしであったような事が、まあ、そういう原因もあるわけでございますけれど、やはり、技術職と言えどもですね、そういう建設課なり他の、いわゆる技術を使う場所がございます。下水とかね。ですから、やはり、そういう 1 つの事を任せっきりにすることなくですね、やはり、そういう課を、課にですね、マルチ人間じゃございませんけれどもですね、どの仕事もできるような格好の中でですね、やはり転勤させて、その仕事も覚えさず、また、そういう業者との、こういう今回の癒着というようなことがね、ないように思うんですけど、そこら辺、町長どうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あのまあ、町の色々な施設を管理したり、また、色々な業務を行っていく仕事というのは、たくさん分野があるわけです。その中で、技術的な知識、経験が必要な職種というのはですね、どうしても、かなりあります。どんな仕事でも、全ての事

が職員ができれば一番いいでしょうけども、中々1人の能力にも限界がありますし、色々な施設をですね、きちっと効率良く、また確実に管理をしていこうとすればですね、やっぱり職員もかなり専門的にですね勉強し、経験を積んでいく職員も必要だというふうに思うわけです。ですから、決して、その1つの仕事を長年やっていることが、そのもの全てが悪いというふうには思いません。町にとっては、それも必要な職員の力であり、仕事のあり方でもあろうかというところもあるわけです。しかし、それが、必要であれば、それに対してきちっと、その1人に任せずにですね、組織として、これをチェックする管理をしていくということ、一方ではやっていかなきゃいけない。まあ、そういう場合と、できれば、当然、その1人の職員に、そういう加重、仕事を長年同じ事をしていくということは、職員にとっても非常に逆に負担の面もあります。やはり、できるだけ可能な限りですね、色々な仕事を覚えて、色々な職場で、やっぱり、それぞれの新しい力も発揮していくという異動も当然必要です。限られたですね、人員、職員の中で、最大限の、能力をお互い、それぞれが発揮できるように職員配置をしていくという事が、人事を管理している、私、町長の最後の最終的な責任ではないかというふうに思っているわけですがけれども、そういう面、非常に難しい面がたくさんありますけれども、できる限り、こういう職員のこととも考え、また町としての責任ある仕事を行なっていく上での組織という仕事のあり方ということも十分まあ、今後検討しながら、考えながらですね、職員管理、職員の指導に当たっていきいたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 確かですね、技術職の場合はですね、一般職と違って、そういう専門分野持っておりますんでですね、中々人も少なくって、そういう次々と異動というんが、難しい面もありますけれど、しかしですね、今申しましたように、発注業務のことにつきましてね、いわゆる水道課だったら、水道課だけじゃなくって、下水とか建設課とか、そういう他の分野もございまして、そういうふうな仕事を覚えさすという意味においてもね、やはりお互い、1人で、それを任せっきりにするというんじゃなくって、やはり、牽制し合えるような格好の中で2人一緒に、こう下の次の部下もですね、育てる意味もあって一緒にこう、どちらも知ってって、その1人が業者と全部、そういうやりとりしてって、そういう、こういう事をないようにいうことをね、やはり牽制言うんか、確認し合えるようにね、持って行っていただきたい。一般職の方もですね、いわゆる町民の方が窓口来てですね、A担当者が休んでおると、今日、ちょっと休んだり県庁へ出張してますと、ちょっと分かりませんというような事が、ちょっと度々あると聞いておりますんで、私が、今申し上げましたように、3つ、4つなり仕事をしておったり、お互い2人で1つの事じゃなくって、2人が3つ4つどっちも仕事をしておれば、片方が休んでおっても、片方が、お客さんのお答は、こういう確認ですなっていう事で対処できるようにね、それを町長として今後持って行っていただきたいと思っております。ですから、そういう何か、あの町内、よくウロウロしておりますので、その業者さんに聞いてもね、業者さんにしても、私達も被害者であるというような声も聞きました。ですから、そこら辺がですね、いつも町長がおっしゃる、いわゆる真面目な人が30年、40年同じ所におっても悪い事せん人は悪い事しません。最終的には、その人の倫理観でございまして、ですから3人おっても、もし悪い事される人は、こういうふうな事態にも陥るんじゃないかと思っております。ですから、それは、ほんまに一生懸命真面目にされとう方がね、私、冒頭申しました

ように、全く同じように見られたら辛いし、そんな事があってはならないと思っております。ですから、町長、今、言いましたように、同じ所に 20 何年、同じ仕事させるというんは、やはり、こういう事の大きな要因なり原因になっておりますんで、3、4 年なり、そういう 3 つ、4 つの仕事をお互いに確認し合って牽制し合ってですね、できるような格好に、まず持って行っていただきたいと思っております。それから、町長はですね、先だつてに、自分の責任ということで、3 役含め、いわゆる水道課長もですね、減給という措置をお取になったわけでございますけれどもですね、やはり、あの、町長が、当初、こういう事件が発覚した時に、直ぐですね、防災無線で町民の方に朝一番にお詫びもされたと、それで私も、町長に申し上げたんは、いわゆる防災無線だけであれば、お仕事に行かれたり、また聞かれてない方があります。ですから、書面で持ってもね、やはり町民にお詫びしといてくださいよという事を申し上げたら、町長は、直ぐ広報にも載せていただいてね、こういう不祥事の事についてお詫びもされました。こういう事が、町長として、やっぱり町民にお詫び、頭を下げて、事実起った事はね、仕方がないという事で、されたい事は、私は、良かったと、このように思っております。ですから、町民の方も、直ぐ朝、防災無線で言われたということは、町長として好感持てるという声も聞きましたので、これから捜査の段階でですね、どのようになっていくか分かりませんが、今、町長がおっしゃったように、他の職員が 2 人目が、もう上がらないという、もう私も信じておりますけれどもね、やはり、業者さんは、まだどうなるんか分かりませんがですね、やはり、これが、明らかになった暁はね、やはり、その職員が、いわゆる手心を加えたり、またそういう賄賂もらって、我々の税金がね、やはり、もっと安く仕事が、業者さんができるんだったんかも分からんけれど、入札金額を教える事によって、その入札でですね、やはり、そういう事をされたという事が、大変、やはり、我々一生懸命働いたですね、額に汗した税金がね、そんだけ無駄に使われたという事にもつながると思っておりますんで、そこら、町長ひとつよろしくお願いしたいと思っております。それからですね、二度と起こさせないためにはということで、言われました。その中でね、町長、私も、去年、やはり職員がですね、まあ失礼な言い方かも知らんけど、よく頑張る職員でも、彼のように逮捕されてね、そういう方でも金額はボーナスも昇給もね、いっつも 5 人走って 5 人 1 等賞という、こういう事は、私、あきませんよ。ですから、信賞必罰よく頑張った人には、税金の滞納でも頑張っただけ、取りに行って兵庫県で一番になったりしたら、ドンドン 5 パーセントでもボーナスようけやってくださいよと申し上げたん、去年 12 月からするって言われておったんできななんだん、それどういう事ですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵邊典章君） あの、12 月からするというような事は言うてません。そういう事をね、するべきだという話は聞きましたけれども、今人事評価制度というのもですね、町としても当然採用して、今後、そういう人事評価という事も、この中で職員の給与にもこれは関係してきます。そういう取組みをねして行って、職員がやる気をドンドン、できるだけやる気を起こさせる引き出すというような取組みをしていくというような事で、今、進めております。しかし、まあ役場の仕事というのはですね、中々この人を評価する、仕事の内容を評価するといのは、非常に難しい。仕事が、その決められた製造業のように、いくら物を生産したら、いくら利益が上がったというものではありませんのでね、そういう、その評価といのは、非常に難しい。だから、まあ、今まで、中々この人事評価ということができなかったという事だと思います。しかし、まあこういう時代の中ですんで、全く皆がそれぞれ、もう年功序列だけでね、全て、この給与も全て何も同じという事がい

いのかと。この、そうではないと、やはり、この色々な仕事の中も、やっぱり評価すべきところは評価できる、するような方法というものをね、考え出して、今その評価制度について、管理職の皆さんが、特に、今、下、部下を評価しなきゃいけないのでね、その評価、研修を重ねているところです。4月から、一部それを取り入れていくという事になります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 是非ですね、4月から、それは管理職だけですか。その取り入れは。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 今、おっしゃったとおりで、この4月からは、管理職を対象に、今、作業を進めております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） この4月から、必ず管理職の方だけでもね、取り入れて、皆さんが、やはり1つのテーマを持ってね、いわゆる、こういう事についても、二度と起こさせないためにはどうするんやという勉強会も必ずやっていただいてね、そういう事を一生懸命頑張っていたきたい。そして、一般の職員もですね、今年の10月か12月にはね、管理職の方、試行されたら、持って行っていただくように、そして本当に頑張った職員がね、やっぱり頑張ったようにしてあげていただきたい。そして、こういう不祥事を起こせば、当然、逮捕という事にもなるんかも分からんけれど、逮捕に至らない人でも、やはり、その差というものは、あると思いますので、そこら辺、やはりメリハリ付けたね中で、緊張感持ってやっていただきたいと思っております。まあ、これ以上、次の事で、入らせていただきます。

今ですね、財産台帳の統一を図りですね、整備されておるという事でございますけれど、やはりですね、これらも相手に、例えばですよ、上上月の住宅跡地につきましても、もう既に撤廃しておりますけれど、私、ずっとウロウロしておったら、いっつも自動車が3台、4台上に止まっております。ですから、これらもですね、そういう事であれば、職員の方も、やっぱり町内、建設課長が担当かも分かりませんが、見られたらね、当然、月に1台3,000円でももらってですね、駐車料金としてかせるとか、そういう事はお考えになつた事はないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、上上月の住宅の除却した跡地、これについては建設課も、またまちづくり課なんかも含めてですね、これの活用方法等も話し合いはいたしております。ただ、今上月小学校のですね、体育館を建設し、また来年度は運動場の整備も行います。あそこは中学校があった所で、後の敷地の活用ですね、周辺として、まだ計画が十分されておられませんし、整備がされておられません。それに隣接する土地なんですね。ですから、まあ、その住宅地、跡地だけをですね、直ぐにどうの、処分と言いますか、活用しようとしても非常に難しい所があります。特に、住宅地は、上に古墳があったり、また古い住宅の跡地で、そのままをですね、また新たに、例えば民間の住宅にしてくというのは、土地ができる所もあるんですけども、区画によっては、入口も進入路がなかったりですね、非常に狭かったり、裏にその古墳があったり、非常に難しい点があって、できるだけ有効な活用ができるようにね、若干の工事も行って、きちっとした形で処分ができればなというふうには思っていますし、周辺の、この整備を、全体をやっぱり考えて行く中で取り組まなきゃいけないなと思ってます。ただ、今、岡本議員が言われる、その間ですね、その駐車料金をどうのと言われますけれども、駐車場としてね、きちっと位置付けして、町がすればいいですけど、空き地であるから、町が、町の立場として、じゃあ、その、そこに置いておられるのを駐車料金だけ取ると。若干、不定期の人に取るというような、いただくというような事はできませんしね、まあ、できるだけ早く、その活用なり処分の方法を考えて行くという事で力を入れたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） いや、町長ね、例えば、いわゆる、そこを古墳とか、そういう総合的なね、小学校とか中学校の中で考えて行くという事であれば、相当まだ先になるんじゃないか思うんですよ。ですから、やはり、そういう一般の方がね、事実3台、4台止めておるのであれば、契約書作って、渡す。いわゆる役場が何か都合ある時は、直ぐ出てくださいよ。しかし、月3,000円でも、車不定期に置いてくださいと。他の方の、やはりあなた達が、決められた1台だったら、1台の中に2台、3台と持っておられたらね、やはり、それは、不法駐車という事で、その他の方にもね、いわゆるなんじゃないな、あの人だけ2台、3台止めてええんかというふうにも、また言われますよ。ですから、そういう事のないように、私は、いつも言うようにね、正直者が馬鹿見ないような世の中にせんとあかんというんは、ここですよ。ですから、そこら辺、対応は、私、いつも言うけど、緊張感なり対応が遅いって言うんや。役場。もっと本当にね、取り組んでやってください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうふうに常時置いておられるというのは、私も、今聞きました。私が、何回か行っている時には、そういうね、駐車をされているような状態は見た事ないんですけど、そういう臨時でね、近くに來られた人が置かれているぐらいでの駐車料金を取るという事は、中々これは難しいですけどもね、実態を見て、常時、そこ

に駐車をされているというような状態があるのであれば、その今後の計画の進め方、進み方の時間にもよりますけどね、当面まあ、中々それを具体的には、その処分ができないという事であれば、駐車場としてもね、活用できるのであれば活用すると。それから、まあ、止められている方が、どういう方が止められているのか、それによっては、必要であればね、その方が、そこに止める必要があるんだったら、それはまあ、今お話のように、今、住宅、他の地域の住宅においても、住宅に入っておられる方も、第2駐車場については、駐車料金をもらうという事で、2台目、3台目をしておりますのでね、そういう取り扱いするように、これは担当課長、今日、聞いておりますから、それは、そういう調査をして対処をさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そうですね、やはり自分所のね、役場の財産は、皆さん、どこが役場の土地や建物や言うんはご存知のはずです。ですから、他の仕事で、車、町内、ちょっと連絡があって三日月行くとか、久崎の水道所へ行くとか、その時にね、やはり常に自分所の財産であれば、どんな状態で、誰かごみでも捨ててないかとかね、自動車置いてないかとか、そこら辺の確認ぐらいはね、やはり上月支所でも、あの役場の今度の上上月の住宅と、ものの100メートル程ですよ。ですから、ちょっと、見たら分かるんですよ。ですから、何でも。そういう1つのね、やはり気配り目配り、そういうようなんが、やはり、中々足らんという事でございます。ですから、そういう事を、私、まあくどくど申しませんけれどね、やはり、そういう役場が今後ですね、国が800兆円、地方が200兆円超えて1,000兆、こんな中でね、もう地方は地方でやれと、もう見放されたような格好になってます。ですから、10年は合併したからと言ってね、その交付税もですね、率にしては、そりゃ、保障してやるということでございますけれど、もう佐用の本当にいつも、私いつも申しますけれど、10年後の佐用どうなるんですかと。今から、皆さん、知恵出して、汗出して頑張っていくとすぼんでしまいます。ほんまに。ですから、今の内に、皆さんが1つのテーマ持ってね、やはり取り組んで、今後5年後には、こういうやつ佐用、若者が1人でも2人でも残れるような、子ども、ちょっとでも産んでですね、ここに定着してくれると、そういう事をね、常に頭に持って頑張ってやっていっていただきたいと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、たくさんの、まあそういう課題がある中で、非常にまあ、厳しい、今財政状況、これをどう乗り越えていくか、これは、当然、私達町長、1人でできることではありませんし、これは役場として職員1人ひとりがですね、その事を考えて、まあ、それぞれの立場で、仕事の中でね、そういう今、お話のような気持ちで職務に当たって行く事が一番大事だというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君）　　ですからね、今、リバーサイドとか、そういう上月の自分所の役場の土地にね、例えば、看板 1 つ、例えば、どういうお金が兵信にしてくださいとか、播信にしてくださいとか、農協、そういう看板とかね、それから今度、光ファイバーできますね、ですから光ファイバーの中でね、そういう 1 つの、町長、去年でしたか、私、やりとりの中で、そういう事もメディア使ってですね、やって行きたいと、こういうような事でございますけれど、それも、どういうふうになっておるんか、止まってしまっておるんか、勉強されとんか、全然、その方、聞いておりませんがね、やはり、そういう事を、ひとつ使ってでもね、テーマを持って、これはまちづくり課長やっておけよと、考えとけよと、ほな、今の広報でもね、そういう事でも、そういう 1 つの宣伝入れる事によってね、ある程度、広報の料金ぐらいは無料になってできるような事を考えていかんとね。今、町長、おっしゃいましたように、私、いっつも申します。町長、1 人だったら、こんだけ一杯の仕事できません。ですから、副町長、総務課長、いつまでにやっておけて、ほいで見てみいと、それでよろしいやん。それで、できとかできてなかったら、また、信賞必罰の中で考えられたらいいんですよ。ですから、そういうふうにな、やはり、やっていただきたいと思っております。時間も、まだちょっと 20 分もありますけれど、今日は、この辺で、おかしておきます。まあ、どうぞ皆さん、お互いに私達も頑張りますんで、佐用のね、町民の町や村が良くなるようにお互い元気で頑張ってくださいと思っております。以上です。ありがとうございました。

議長（西岡 正君）　　はい、岡本義次君の発言は終わりました。
続いて、9 番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君）　　9 番議席の敏森でございます。

歩行者道とバイパスの早期実現と題しまして質問いたします。

風邪のために聞き苦しい点がありますが、よろしく願いたいと思います。

合併前、平成 17 年 3 月議会において質問しましたが、関連項目を含め、再度質問いたします。

最近、報道関係によりますと、登校中の児童の列に車で突っ込み多数の犠牲者を出したり、家には大型車、またひき逃げ事件、引ったくり等聞きますが、歩道が完備しておれば幾分か、この様な事件が少なくなるのではないかと思います。県道または国道 179 号線、373 号線においても工事がしにくい所はできていません。その様な所は一番危険な場所であると思っております。道路整備は少しずつ良くなって来ておりますけれども、道路財源でありますガソリン税も国の方では問題になっております。北海道では、特定財源投入により消えた 540 億円、道路として話題になっておりますが、完成せず途中で止めてしまうことは、税金の無駄使いとしか言いようがありません。町内においても歩道をつくるために、約 20 年も前に県が用地買収した所も一向に工事が進まない。家がない所だから、後々でも良いと思っているのか。工事費が高額になるから後回しなのか。予算計上も中々しない。人の命とどちらが大事なのかということではないでしょうか。国道や県道であるため、積極的な陳情を繰り返し、早期実現に向けて県への働きかけをお願いしたい。

また、バイパス問題も途中で切れてしまっておりますが、その後の状況をお知らせ願いたいと思います。

この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、敏森議員からのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように車社会の中で一般的に交通弱者と言われております主に子どもやお年寄りの歩行者への安全安心を確保することは、道路管理者としての責務であるというふうに認識しております。町内には、国道2路線約43キロメートル、県道19路線約135キロメートルあるわけですが、それぞれの歩道の設置率となりますと国道で約70パーセント強、県道では、主要県道3路線にあっては、かなりの設置率となっておりますが、一般県道の設置率は、まだまだ低く国県道併せて約3分の1程度と推測をされ安全性は十分に確保されているとは言えないというふうに思っております。

歩道設置には、どうしても種々の制約、例えば児童生徒数、交通量、民家の有無等々ありますが、その他にも地権者等のご理解も当然必要となります。またご承知のとおり、国・県の財政状況も厳しいものがありますが、今後、関係者の方々のご理解とご協力をいただきながら、国県へも予算の確保、そして事業の推進について積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、徳久バイパス建設事業につきましては、昨年1月30日にバイパス建設促進協議会主催による地元説明会を開催し、事業内容をご理解をいただき早期の公共事業採択を目指して動き出したところであります。19年度は、地形・地質調査と太田井橋付近の交通量調査も併せて実施されておりました。平成20年度にはボーリング調査・道路予備設計が計画をされております。来年度以降、大幅な県単独事業の削減方針案による影響を心配しておりますが、方向性に若干でも変更が判明すれば、また協議会等にもお知らせする場を設けたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上、簡単ですけれども、この場での敏森議員からのご質問に対しての、答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 国土の発展は道路にある。道なくして発展はありません。安全安心な道は人間が工夫してつくるものであります。時には曲線、それも角度があります。急カーブをつくる新設道路はありません。道路も高速化時代であり、バイパスであっても自動車専用道路とするのはどうか。両側に自転車歩行者道を計画しておくべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 一般国道、当然あります。そういう歩道を、できれば理想的に言えば、両側に歩道もある道路をつくっていただければ一番いいわけです。まあ、しかし、これは、この建設促進協議会でも色々と県からも説明を受けておりますけども、やはり、この、ここの今の非常に厳しい道路財源、財政の中でですね、この事業を早期に早く採択を受けて進めていこうとすればですね、まあ、現在ある道路を、歩道を活用しながら、少しでも公費の全体的な、やっぱり縮減、これもやっぱり図らないと、中々予算全体の確保が

できないということ、まあ説明を受けているわけです。できるだけ早く工事を行っていただき完成をしていただきたいということが、まあ最優先の中です、やむを得ないのではないかと、現在の案となっております。まあ、今、そういう予備設計をした中では、これは、今度、国の採択を受けなきゃいけない。国交省での協議があるわけですが、そういう中で、再度要望としては、引き続いてですね、歩道も十分にとったバイパスをつくって欲しいという要望、願いはですね、引き続いて行ってほしいというふうには考えておりますけども、それが条件でないと駄目だということでは、中々先へ進まないということではないかというふうに思いますので、その点は、ご理解をいただきたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 厳しい道路財源であることは、分かっておりますけれども、特に住宅のある付近は、歩道を計画し、新設しておりますけれども、山裾等につきましては、工事費が高く付くためか、中々工事が始まらない。一番工事がして欲しい所ができていない。そういう事が考えられますが、これは、どう考えられるでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 道路は、ずっとつながっているものですから、全部がつながった道路、また歩道をつくっていくのが最終的な工事完了という形になるんですけれども、その現在できていない所というのは、その周辺部山裾だけじゃなくてですね、逆に新しく道路を改良する所は、必要な所は歩道が付き、歩道を付けて形で整備がされております。しかし、住宅地、民家の密集地であってもですね、中々工事が進んでいない所については、歩道のない所が、まだまだたくさんあるわけです。まあ、上月の久崎においてもですね、また中上月の方においてもですね、現在の徳久に、南光、徳久においてもですね、今、三日月がやっと整備をして進んでおりますけども、それもまだまだ時間が掛かります。そういう事で道路建設というのは、本当に時間が掛かりますし、その歩道だけを先付けるという事もありますけども、全体のやっぱり交通量なり、この社会の状況に合わせて、車の大型化、そういう事も併せてですね、将来の道路に建設改良をしていこうとすればですね、それに合わせた形で歩道も設置をいう事で、遅れているということだと思います。まあ、その数値が、今やっと完全な改良ができていなくても、中で70パーセント、国道で70パーセントぐらいということになっているわけです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 国道の373号線の佐用地区だけでも、平福とか、あるいは峠、中土居、大船、上石井等が歩道がない所が非常に多いというふうに思っております。今日のように雪道の時に自動車のタイヤ跡を単車や自転車等を通ろうとする非常に危ない状況ではないかなというふうに思うわけですが、こういった所についての陳情等は、最近されておりますか、どないですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、あの、これまで長年、ずっと引き続いてですね、その 373 そして 179 等の改良工事を要望して来ております。ただ、まあ具体的な箇所としてはですね、やはり県においても予算が、ある程度限られた中で、当面必要なと言うんですか、緊急な所からということになって来ておまして、全線全部直ぐにやってくれと言っても、これは中々実現しない。特に今、やっと平福、今、延吉の所ですね、以前から子ども達の通学等、非常に国道渡ったり、また歩くのに、カーブがあってですね、危ない所がありました。やっとまあ、そこがですね、今、整備、今、歩道を整備していただいております。それによって、既にまあ整備された延吉のずっと上の方から道の駅の方までですね、つながった歩道が完成をしていくという事です。これも時間にすれば、早 10 何年掛かって、やっとそこまでできてきたという事です。で、上石井の方の奥についても、当然まあ、要望は全線しておりますけども、まだまだ、そこまで実際には行かないというのが現実ですし、今回姫鳥道がですね、一般国道として建設をされて、大型車は、多分ほとんど全て、そこへ走るように通常はなってくると思います。そういう中で、今後まあ、現在の国道の、そういう歩道まで付けた改良というのは、見通しとしては非常に難しいというふうには思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、国道あるいはまた町道としての事も、色々あるわけなんですけれども、1 つだけ、町道としての歩道は、ほとんどないのではないかなというふうに思いますが、唯一の町道であります末広久崎線、これも歩道が途切れて非常に危険な箇所が、危険な箇所に歩道がないというような状況も考えられるのではないかなというふうに思いますが、この点はどないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町道においてもですね、まあ、公共事業なんかで改良していく所においては、歩道も付いた、付けた道路として改良しております。まあ、末広久崎線等においてもですね、まあ歩道のある所とない所があります。これは、まあ県道においても同じような状況で、今後、改良をする段階で、それも含めた形で取り組んでいかなきゃいけないという形になりまして、歩道だけを設置するような形での事業をね、やっぱり今やっていくだけの余裕はありません。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 先日のニュースであったんですが、バイクによる引ったくり等で被害に遭われた人も非常にこうあります。歩行者道でバイクで走る事は交通違反であります。歩行者のために車道との境にガードレールを付けることはできないでしょうか。特に、場所にもよりますけれど、被害が少なくなればというための話でもありますので、境にガードレールという事はどないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、まあ、引ったくりというようなですね、事件も起きる可能性もありますけども、大阪とか都市部とは違いますので、その事があるから、危険が非常に高いから、そういう対策をするという事までは、やっぱり今のところできないと思います。また、歩道と車道の間ですね、ガードレールというのは、逆に、それが邪魔になってですね、非常に見にくかったり、通行のまた障害になって来ると。以前、中学校の、私とこの例で行くと、中学校の下の道路がですね、そういう歩道と車道をガードレールで分けてしたことありました。これは、まあ非常にまあ、完全な物でなかったから余計なんですけれども、非常に危なくて、それに引っ掛かったり、自転車が引っ掛かったりしてですね、撤去して歩道に、きちっとした歩道に変えました。そういう状況で、まあ、あまり道路の中に、そういう工作物をね、高い物を置くというのは、通行上は非常に、逆に危険な部分が出て来るんじゃないかと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、その分、ある程度、その面積的に幅員を取ればいいのかないという感じもいたしますけれども、先般ですね、片山議員が一般質問で橋梁の話がありましたが、昭和 38 年 7 月 11 日の大洪水によりまして千種川の橋がほとんどなくなりましたが、災害復旧によって、H 鋼の 9 トン加重の橋がほとんどであったというふうに思っております。しかし、現在において非常に狭く歩行者道まで付けた町道橋は少ない。2 車線道路として僅かしかありませんが、これらにしても現在の規格に合わないのではないかなというふうに思っておりますが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは道路と同じようにですね、橋梁も橋も昔、施工、つくって、その時代とともにですね、今の状況には社会に合わないような所がたくさんあります。非常に狭くてですね、また、その重量、加重制限しなきゃいけないような、そういう橋もあるわけです。この点については、順次ですね架替を行ったり、まあ災害等において、新しく橋に架替に行くというような事も、当然、取り組んでおります。それは、まあ順次、こうやっていかなければならない課題だと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 昭和 38 年当時は、650 万から 800 万円程度の工事費であったように思います。しかし、現在は、何倍の工事費になるか分かりませんが、幅員の広い橋が必要であり、是非人口密度の高い所から早くお願いをしたいなというふうに思っております。堤防兼用道路を通学路として使用の場合に登校中と通勤中が重なり危険であることに間違いはありません。歩道をつくり車道と歩道を区別するように、先程も話がございましたけれど、ガードレールを設置して安全安心を確保していただきたいなというふうに思っておりますが、また、それは、2 H ルールとは別問題かもしれませんが、それに違反するのいかどうかもお聞きしたいなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 堤防兼用道路ですか、そういった部分、町内には、全部掌握、私自身は、恥ずかしいんですけども、してないんですけども、例えば、そこらあたりですね、教育委員会とも連携をとりながら、その通勤者の時間帯言うんですかね、子どもさんが通る時は、やはり子どもさんが安心して通るといふような手立てを是非していただきたいなというふうに思いますし、今、議員お尋ねの、そういった堤防は、かなり、そんな余裕がない道だと基本的に思いますので、歩道までどうかなという気はいたします。しかしながら、また後ほどですね、またこちらの方から町内をくまなく、当然今、先程、町長が申しました橋の問題もございますので、そういった箇所にも今後ですね、橋の長寿命化の問題も出てきます。そういった部分で並行して、できるだけ頑張って調査していきたいというふうには思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

9 番（敏森正勝君） 2 H ルールは分かれますか。

建設課長（野村正明君） すいません、恥ずかしいんです、分かりません。

9 番（敏森正勝君） 2 H ルールと言いますのは、堤防と兼用道路に使っている中に、下水とか、下水管とか、それから上水とかいった物を中に入れてしまうということではできないという事でございます。それは、2 H というのは、高さに対して高さの 2 倍向こう側に入れなあかんという事が、その 2 H ルールだというふうに思っておりますが、これは県の土木へ行って聞いてもらったら分かると思うんですけども、そういう事をする、ガードレールを、もしそこに設置したとしたら、その 2 H ルールに違反するのかなというふうに、ちょっと思うたんで、そういった所を聞きたかったなと思っております。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 申し訳ないんですけども、その事も含めて、また土木にですね、ご指導を仰ぎたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、あの、一般的に考えていただければ分かりますようにね、河川の管理道等についても一般の道路として使っている所もたくさんあります。その辺は、ガードレール等はね、必要であれば危険防止のために付けておりますし、今、敏森議員おっしゃる2Hルールというのは、私も分かりましたけれども、そういう埋設物、構造物をですね、そういう影響範囲内の中に入れてはいけないという事であって、ガードレール等はね、もし必要ならば、それは上に付ける附属物ですから、それは許可さえ受ければ付ける事はできます。ただ、管理道というのは、基本的にですね、車道と歩道を分けるような幅員の5メートルも6メートルもあるような道路は基本的にはありませんから、それは、ちょっと無理だと思いますけどもね。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、だいたい分かりました。

毎日通行している人は、これが自然だと思いが付きませんけれども、時々しか通らない人は、なぜこのような危険な所に歩道がないのかなというふうに思うだろうと思います。まあ、自分達が行っている所につきましても、道路の中には窪みがあったりとか、色々する所、この辺には、窪みがあるなというような事を思いますけれども、まあ、けども、その危険な所、歩道、歩道がない。先程も言いましたけれども、そういうように思うんです。で、できれば、そういう危険な所になるべく早くやっていたらどうかというふうに思うんですけども、用地の地権者の件もありますけれど、その辺はどないでしょうか。

町長（庵逄典章君） 先程も、答弁させていただきましたけれども、確かに、危険な所が、非常に工事が難しい、また工事費も掛かる。まあ、危険な所というのは、どういう形で危険かという事ですけども、やはり通行量が多い、人がたくさん、そこらに歩かれる方がたくさんいらっしゃるという所が、やっぱりまず優先からしたら早くやって欲しいという事をお願いをしている所ですね。だから、人家の密集地、先程言いましたように、国道においても、まだほとんど、そういう所、上月においても、今、南光においてもできてないという事です。ですから、そういう所を何とか早くやって欲しいという中で、今回バイパス。それから中上月においても踏切から、今、できてる所、歩道をつくるという事で、5年間で、これをやるうという事になって来たわけです。それから、まあ久崎等においてもですね、これをどうするか。バイパスにするのか、中々バイパスにする土地がない、場所がないという事で、今の現道を拡幅するのかという課題が残るわけです。そういう事で、今、危険な箇所というのをね、中で非常に、そこら辺りをやるには、莫大な予算が掛かります。ですから、まあ、一番、ひとつそういう方向は出て、じゃあ、これから順次やっていただくという事で、今、方向が出た所にね、この道路財源という問題が出ております。こうい

う問題で、また、そういう事業がですね、遅れていくという事、また、実現、これが一旦休止でもされるという事は、非常に辛いという事だと思いますので、まあ、財源をしっかり確保していただいてね、地方には、こういう道路、本来ならバイパスなりですね、そういう形で、もうできていなきゃいけない所が、まだできていないんだという事で要望を続けていきたいと思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 県の方も非常に苦しい財政と聞きますけれども、県単事業は無理とは言え、死亡事故が起きない限り施工しないのかなというふうな感じもいたします。昔は歩行者道であったので、幅員も狭かったわけですが、今は、自転車歩行者道として幅員も広がってきましたが、現在は何メートルくらいになっておりますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 色々時代の変遷によっても違うんですけれども、現在は、基本としては 2.5 メートルでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 最近、よく雪が降ったりしておりますけれども、非常に狭い所がございます。まあ、できれば、2.5 メートルくらいあれば非常にありがたいなというふうに思いますが、まあ雪が降って歩道ができていても車道にはエンカルがまいてありますけれども、歩道にはまいていないために通学時間帯には危険そのものであります。中学校、高校生は、自転車通学が非常に多く巻き添えを起こさないように気を付けて通行していただきたいと思っておりますけれども、歩道にもエンカルをまくようにできないか、県に要望していただきたいなというふうに思いますが。

〔町長 挙手〕

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長、はい、町長。ちょっと、どちらか片方でお願いします。

町長（庵逄典章君） まあ、最近、かなりこの雪の予報と天気予報をして事前にエンカルをですね、こう散布していただいたりというような事もいただいておりますけれど

も、やはり、これ人の手でですね、まくという事は、非常にまあ、時間的にもですね、難しいし、経費的にも大変難しい。ですから、今まあ、そういう散布自動、自動散布していくような車輛でですねまいていただいております。ですから、まあ、それは、中々歩道までですね、まくという事は、非常に、そういう機械が使えないし、時間的にも、これは無理だというふうに思います。ですから、車道にまいていただいているだけでも、これは状況としては認めていただかなきゃ、認めていかなきゃしょうがないかなというふうに思いますし、歩道等についてはね、地域の皆さんも町としても、そのエンカルを購入して、そこに凍りそうな所には配布したりして、それぞれ置いてますのでね、できるだけ地域でも気を付けていただきたいというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） ちょっと、また話を変えますけれども、上三河平福線はカーブも多く歩道としての箇所は、ほとんどなく県道であるために陳情ができているのかどうかという不安でありますけれども、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 上三河平福線につきましては、これも改良の期成同盟会もつくって、長年、その要望をしてきております。ですから、まあ、こう十分に改良についても歩道の付いた所もありますけれども、歩道もない所、歩道のないような形での改良、暫定的な改良もあります。で、この度の合併に伴いまして、合併支援路線として、一応指定を受けてですね、現在、庵地区内で改良工事が進めていただいて、来年度また庵から平福の朝霧園の下の所までを一気に公共で改良すると。これは、歩道付きの改良になるというふうに思っております。それから国道までの間ですね、後、これについても、今度、県でやっていただく、改良工事に取り組んでいただくという事で、一応基本的な測量等について立ち会いなんかをしていただいているんですけども、ここに来て県の財政改革、道路財源が非常になくなってきたという事でね、この点が一番心配をしているところです。ですから、上三河も平福線も昔と比べればかなりね、こう改良されている部分、してきております。全線の改良というのは、まだまだ時間掛かるとは思いますけれども、そういう事で、かなり力を入れて取り組んでいただいている路線である事は間違いのないと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 徳久バイパスの件でございますが、音なしの構えで、今どうなっているのかなと。足踏み状態なのか時間帯によっては停滞が続き、国道でありますので、ルートを決定的にしても、中々進まない。で、先程も話の中でありましたけれども、県の意向は先程言われたような状況に、状況で事業が進められるのかどうかというふうに思いますが、噂では法面道路なのか、あるいはまた高架橋でトンネルの所まで行くのか、住民は不安でたまらないと聞きましたが、どのような設計になっているのかお知らせを願いたいな

というふうに思います。

また、もう1点、県財政も非常に厳しく、本当にできるのかなという心配もごさ
ますが、その点はどないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 徳久バイパスについてね、今、何か進んでないように思われてると
いう事なんですけれども、これは去年の、この地元説明会ですね、バイパスの建設促進協
議会を作っていて、今後の取組み、スケジュール等についても、大体県の方針とし
て、こうお話をいただいております。ですから、先程答弁させていただいたように19年
度も基本的調査を行いですね、20年度には地質調査等を行っていくという事で、そうい
う中から、事業採択、実際の正式なね、採択に向けた設計、基本、予備設計と言うん
ですけれども、行って、それによって公共事業としての国の採択、認可を受けていくとい
う事です。ですから、音なしの構えじゃなくって、それぞれ土木の方においてはですね、取
組んでいただいておりますしね、住民の皆さんにも、そういう形で現地に入って、そのドン
ドン進めて行くというのは、まだまだ時間が掛かりますよと、そういう、これだけの事業
を行なうためには、こういう作業が、これから必要ですという事を、ちゃんと説明をして
おりますし、若干その県の財政状況の中で、この全体の事業期間がですね、延びるとい
う可能性は、当然危惧はしておりますけれども、これは国の公共事業でありますから、県単
費で県単独だけでやる事業ではありません。しかし、まあ、そうは言っても、国と言っ
ても県もこれには県のお金が一緒に、これ建設をしていくという事になりますからね、影響
はあると思います。しかし、これは、町としても一番大きな幹線道路として重要な事業と
いうことで、度々県にも、そして知事にも、また県民局長にもお話し、土木部長にもお話
をして、先般も道路財源の中でですね、大会があったんですけれども、やはり、地方、私
達の町の道路状況というのを、私も発表させていただいて、道路財源が、この今の現在の
ね、国会で論議されている、そのもう既に、1つの役割を果たしたのではなかというよ
うな事を言われている点がありますけども、この50年の、ずっとまあ、この暫定税率が続
いていると、それがおかしいという論議についてはですね、50年掛けて、やっとここま
で来たけれども、まだまだ残っていると。道路というのは、それだけ時間掛けなければ、
改良、こうできないもんなんだ。それをやっぱしできてしまった、見通しがつきですね、
ちゃんとやっぱし、きちっとできて、できているという状況を、やっぱし見ていただ
てから、財源を確保、もういらぬとか、もう必要ないと言われるんだったら分かりますけど
も、地方においては、やっとこれからやっていただかないけないという、待つて待つてし
ていたものですね、ここで必要ないと言われるのは、非常にまあ、状況を十分に正確に
把握されていないと言わざるを得ないという事でお話もさせていただいたところです。
そういう中で、県の課長もですね、この徳久バイパスについては、県としても1つの大きな
重要な路線としてよく頭に入れて考えて取組んで行きますからという事も、私にもお話を
いただいておりますのでね、現在のところ当初の計画に基づいて進めていただいていると
いうふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 先程の件につきましては、2、3日前に、ちょっと聞きましたので、

話をさせていただいたんですけれども、もう1点だけ、ちょっとお聞きしたいんですが、バイパス開通によりまして旧道を払い下げ町道に認定している箇所があると思いますが、まあこの件につきまして、町道に払い下げられると、その分の管理をほとんど町がしなければいけないという状況になってくるだろうと思いますが、まあ、そういった場合に、管理を町道としてする場合には、非常にこう無理が来るんじゃないかなというふうに思いますけども、そういった点について、どない思いますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、バイパスとか新しい路線ですね、県道や国道を改良して要望してつくっていただくと、改良していただくという事になると、後、それまでの路線については、これはまあ当然廃止するわけにはいかないわけです。そこには、町民の皆さん、住民の民さんが、それぞれの形で生活をされておりまして、農地があり、色んな形で、その道路というのは当然、引き続いて必要な道路ですね。しかし、まあ、そのバイパスにおいては、一般の町外の方の通行車輛、通過車輛においては、もういらなくなるわけですから、これはやはり町民の生活、一般的な日常生活に必要な道路という形で残していただくと、残すという事になりますから、これはやはり町が今度は管理をしていく、これはやむを得ないと思います。ただ、それ町へ移管を受ける時にね、後大きな改良工事が必要だとか、道路が壊れてて、それを修繕しなきゃいけないとか、そういう形では困りますから、道路としての、きちっとした、そういった改良、修繕なり改良を行った上でね、まあ町道として引き受けるという事になります。当然、それに対する後、今後の維持管理について町が負担していくというのは、財政的な負担があるわけですが、これは、やはりさっきも言いましたような町民生活にとって必要な物という事の中で、それはやむを得ないというんか、当然の事だと思いますし、この点については、それぞれ道路認定を受けて道路の延長路線の中で交付税等の算定の基準にもなっていますのでね、若干は、そういう点では、当然、町が丸々増えるというんじゃないかって、そういう点での財政的な措置は、国から言え、国や県から言え、そういう形もしてあるという事になるんじゃないかと思えます。はい。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） それは、どうしても町道に払い下げないけんのでしょうかね。県道でそのまま残すわけにいかんのでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、やっぱり何々ルートと路線というのが決まってて、そこを今度新たな路線になるとね、その例えば県道若桜南光線ですか、今の三河バイパスをですよ、その2本、その県道が残っていると同じ路線が残っているというわけには、私はいかないと、道路法上もいかないと思いますよ。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） ずっと昔の事なんですけれども、僅かな県道であったわけなんですけれど、町道に払い下げしてもらいたいと。してもらいたいじゃない、して欲しいというような意見が、県の方からあったわけなんですけれど、そういう事をする、町に負担が掛かるという状況の中で、要りませんという話をした覚えがあるんですけれど、そういった事がありますので、ちょっと先程聞いたような状況でございます。

時間的に非常に長い時間で、この1つの問題だけに取らせていただきましたけれども、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。

続いて、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番議席の新田です。昨今、新聞紙上やテレビ等で中国産の冷凍食品についてですが、冷凍餃子、冷凍さば、冷凍ロールキャベツ、冷凍にらまん等々多くの品物が話題になっていますが、国民全てが安心して安全な食を求めておりますが、今現在は不安な状況であると思われませんが、佐用町においても、もっと関心を持って精査すべきであると思っておりますので、農業生産の安全性について、次の4点についてお伺いをいたします。

番目ですが、先程のと多少重複しますが、今世界中で話題になっている中国産の毒入り餃子、中国産野菜の農薬の問題等々、社会問題になっておりますが、町長は、この対応をどう考えられますか。

番目ですが、われわれ国民は安心して安全な食生活をする権利があると思っておりますが、外国産はもとより国内産の農薬の濃度についても検査はきちっとされているのかお伺いをいたします。

点目ですが、12月の質問でお伺いしましたが、石油高により農業者はもとより町民も大変困っておりますので、計画を立てて農業者への支援と対策を考えてくださいと質問しましたところ、町長は、町単位の補助金、国県の補助金を有効に考えて支援対策を考えて行きたいと答弁されましたが、何か具体的な計画は立てられましたか、お伺いをいたします。

点目ですが、安心して安全な食生活をするために、信頼できる町内の農業者とよく話し合って、保育園、小学校、中学校等の給食についても、安い悪い農薬が多い材料を使用せず、生産者との話し合いによって、四季を通じて提供していただくようにすれば、地産地消が進み、農業者の活性化につながっていくと思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

以上、この場における質問は終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今現在、非常に大きな社会問題となっております中国製の冷凍餃子または食の安

全についてという事で、今現在の国なり色々な状況の対応について、どう考えているかという事であります。中国製の冷凍餃子等を食したところ、事によって健康被害が出て、兵庫県の県民の方も被害にあわれて、冷凍食品から有機リン系殺虫剤などの成分が混入されたことが報道されております。食品の安全が疑問視される事件で、誠に遺憾なことであり、現在も日中双方で原因究明捜査が行われているという事でありますけれども、まだまだ事件の解明はされておられません。このなぜ、この殺虫剤が混入をしたのか、誰が殺虫剤を入れたのかという、その原因または究明ですね、これは早急に必要であり、そういう事が今後起らないような対策という事も、当然必要な事だと思いますけれども、やはりこの問題の中で一番やっぱし考えなければならない、肝心な事は、生きる上で不可欠な食料、その食べ物の多くがですね、今現在わが国におきましては外国に依存をしていると。本来、自国で安全な食料を生産して国の食という安全を守らなければいけないものであろうと思います。自国、自分の国で生産すべきものを、その多くを外国に頼っていると、そういう中で、食料の、この安全という問題もですね、どうしても、自国だけで確保することはできない。外国任せになっているという日本の国の食のあり方そのものですね、非常に問われております。そういう点について、国のあり方、食の今後のあり方というものを見直し考え直す必要があるかというふうに前にもお話をさせていただきましたけれども、思っております。その事が、安全だけではなくってですね、この農業、現在の農業の問題、国の今の農業が非常に衰退していっている問題の解決の大きな力になるんじゃないかというふうに思っております。

次に、農薬の安全性は、農薬の登録制度によって検査され、使用方法につきましては、安全性が確保されるよう作物への残留や水産動食物への影響に関する基準が設定をされ、この基準を超えないよう使用方法が決められているところではございます。また、食品衛生法では、食品に残留する農薬の基準として残留農薬基準が決められておまして、残留農薬基準が設定された場合、これを超えて農薬が残留している農産物は、販売中止や回収の措置がとられております。農薬の検査につきましては、食品衛生法に基づく検査において、保健所などの食品衛生監視員が流通している農産物の残留農薬検査を実施しています。また、輸入食品の場合は、全国 31 箇所の港や空港にある検疫所で検査が行われているというふうに聞いております。なお、国内で登録された農薬につきましては、残留農薬基準を超えないよう使用方法が決められておりますので、佐用農業改良普及センター・JA が、栽培ごよみ等により生産者に農薬の適正な使用を指導をしております。この使用方法に従って農薬を使用すれば、収穫された農産物中の残留農薬が基準値を超えることはないというふうに考えております。

次に、農家への支援という事ではありますが、12 月のご質問にもお答えしましたように、石油関係の高騰による、この農業生産への圧迫についての補助金という事は、町独自では考えておりません。これも中々町独自でできないというふうに思っております。まあ、12 月もお答えしましたように、農業に対しての、色々な今、補助制度というのが、国県の施策、また町が一緒になって政策を行っているところです。そういう大規模認定事業者への補助、また品目横断的経営対策事業とか農地水環境保全対策事業とか、そういう補助事業の中でですね、まあひとつ農家の方、地域の方も頑張っていたきたいというふうに思っております。

次に、学校給食の食材につきましては、町内に所在する給食センターによって若干の違いがありますが、地域の特産品販売所から積極的に供給していただいている農産物等もございます。学校給食側からは、地元の商工会員振興の面からの問題と安定的な調達ができない点。また地域の生産品目が少ない点。供給体制が一本化していないなどの不安が寄せられております。一方、生産者側からは、献立に応じた生産が難しい、余剰分の引き取り

が難しいなどの課題がありますが、学校給食への地域農産物の安定的な供給の仕組みづくりを進めるためにも、今後も佐用農産物直売所連絡協議会と調整をしていただきながら、地域農産物等のより一層の利用の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 中国産の、その食についてですが、佐用町の量販店若しくは近隣の量販店で販売されていると思いますが、当町の行政として何かこう検査とか調査をされたというような事はありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 町のこの行政の体制、この守備範囲でいきますとですね、その検査までするような体制は持っておりませんし、調査もするような体制がないわけです。当然、これは国から、まあ県の方のですね、まあ今、全国で今これ色々と指示があって、されておりますのでね、そういう組織、ルートを使って食品の回収。危険であろうと疑われるような食品の回収であるとかですね、また回収した物の検査、そういうものは国がやっているという事になります。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） これ、あの毒入り餃子なんかは、これ回収されない時にこう、どっとう年取られた方とか、そういう人が間違えて新聞報道なんか聞いてなくて購入してしまったというような、この状況があった時ね、これ非常に困ると思うんです。だから、国県でそういう調査されるというんですけども、購入も佐用町にも保健所もあれば、また農林課もあるし、健康保険課でもあるんで、色々ありますので、町長が、その辺で指示されて、そういうふうな物は、今販売されてないかどうか、それぐらいの調査はできるんじゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あまり、こう、その不確定な中でですね、調査をしてみると言っても、逆に、その調査によって、その仕方によってはですね、逆に混乱するという事にもなると思います。ですから、そういう、その危険であろうと考える物のメーカーなり販売する、これは販売ルートで全て把握をされておりますから、そういう所、取り扱っている所が、その回収なりを当たって、また消費者に対してですね、そういう情報を提供していくと、これは、今マスコミ、マスメディアにおいてもですね、テレビや報道にも全てやられておりますし、町が独自にやるよりかは、当然、そこは幅広い中で進められております。ただ、もし健康被害とかですね、何か、その異常があるという事になれば、当然、町も、そういう兆候があればですね、それを受けて保健師なりが直ぐに幾多にですね調査をし、聞き取

りをするとか、そういう事は行ってまいりますけれども、事前に、広い町民の皆さん全てにですね、そういう調査をしたり指導をしていくという事は、町独自では、これは中々どこの自治体においてもできないと思います。これは、県の保健所または国の方の、そういう機関の中で組織の中で組織的にきちっとやっていかなきゃいけない問題ではないかというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 国内で31箇所ほどそういった検査をする所があるんだというお話でしたんですけども、それが完全に中国の警察当局とか日本の方から、色々こう話し合いがしたり、また調査に行ったりされておりますけれども、そのルートがほとんど分からない、どこで毒が入ったから分からないというような状況で、間違いなしに国内に入ってきておると。だから、その佐用町の量販店とか近隣の量販店にも、そういう危険な物が入っているかも分からないというふうな、これは非常にお年寄りの方とか、また小さい子どもに対して、非常にこう毒というような物はよう効きますんでね、薬は割りと効かないんやけども、毒はよう効くんですよ。だから、あれ、あの危機感いうものを持ってたとえ1人でもええから、そういったような中国産の物は大丈夫かなというような事ぐらい入れる。別に、店長に何や言わなくてもいいから、見て回るぐらいの状況をやっぱりつくっておいた方がええんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いや、それはね、私の方も、そういう専門の職員はおりませんし、そういう情報全てを抱えて、今のこれだけの食品流通の中で、町職員が、町がですね、それをチェックをしていくという事、これは、国の組織の中で町にも、こういう全て上の国から、国県を通して日本全国で、こういうやり方で全てやろうという事になれば、それは町が、また、その体制をつくるという事になるんですけども、今の状況の中で、町独自に新田議員がおっしゃるような調査員なり監視員なりを置くという、またそういう事をするという事自体がね、実際にまあやっても、ただ、その冷凍食品が取り扱っているか取り扱っていないか、これ安全な、検査をした上で取り扱っている物は、別に問題ないという事になるんで、それを取りか使っている事を駄目だとかという事は言えないわけですね。それが安全かどうかというの確認も、これも町ができるわけではないし、ですから、その辺は、国の安全食品の基準に基づいて、それぞれの流通業者は流通業者が、安全、国との許可なりを受けて、またそういう安全を確認した上で流通なり販売をしていくという、そういう、その責任の中でね、やっぱり対処していかないと、それを監視なりチェックをして、町がしていくという事は、これは中々難しいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 今、町長が答弁されていたのは、ちょっとあんまり窮屈いうか、難しい事なんやけど、僕は、そういう量販店なんかに、忘れて、その冷凍食品の、その売り

場言うんですか、そこにあるかないかいう事を調べてもらう事はできないですかいう事をお聞きしたんですよ。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、それは町がするよりかは、もうその今のね、量販店の、それぞれの販売されている所が、先にもう全部、そのあれだけの通達が来て、こういう食品は全部回収しなさいとかね、そういう物が来ているわけですから、それを忘れていたかどうかというところまでね、中々それもチェックができないですけども、まず、これだけの問題に特になっっている中でね、そういう物は、早急に、そういう対処されて撤去されて、それ以外の物まで全部撤去していくというような、今状態になってますからね、そういう問題の物が残っているかどうかという所までは、その心配はないんじゃないかというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 新聞で第一報が入った後、確かに、僕も嫁によろ付いて買い物に行くわけなんですけれども、確かに餃子の方は、こう回収されておられたようですけれども、ちょっと1つか2つ残っておったというような所もありました。本当はね。そう所知らんと買って、もし、それにうまい事、こう毒が入って、うまい事言うたらあかんけど、毒が入っておった場合ね、これ大変な事になるんでね、やっぱりそういった事を、ちょっとまあ町の責任としてでもね、誰でもいいから1人でも行って、ちょっとあれで1時間も掛かれへんのやでね、そこだったら、ちょっと行って、その辺はしてみてもええんじゃないかなと、まあ思います。ちょっと、次へ行かしてもらおうんですけれども、国内産の冷凍食品については、町長が色々説明されましたんで、まあ残留農薬等については大丈夫じゃないかなとは思いますが、よくこう、米とか野菜とか出されて味の里では何か時たままされるというような事はお聞きしたんですけれども、もし残留農薬があったら、もうこれは駄目やというような事で返したというような話聞きましたけれども、道端で売ったり、それから、そういう所を通らないでやっておられる所なんかには、そういった検査する、どうやってされているんですかね。もしも、米なんかについても、何処でされておるんかは分かりませんが、縁故米なんかでこう、ドンドン売られておるような状況についてね、ほなどこで誰が検査されるのか。せんと分からないと思うんですけど、それで、検査されとうから安全なんやと、大丈夫なんやという事を言い切れないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 確かに、100パーセントね、絶対に誰も安全だと。その農薬が使われていないとか、まあ使わないと今の農業ができない中でね、残留がどれぐらいだという事を全てですね、検査して販売するという事は難しいしできていないと思います。私も。ただ、まあ先程答弁させていただいたようにですね、これは栽培ごよみと、その農薬の使い方という事の指導の中で、JAとか、その農家の方もですね、やっぱり、それに従って、使用方法に従って使っておられるという事で信用しなきゃいけない。そこは、もう信用の

問題だというふうに思うんですね。ですから、まあ今後、そういう、その無農薬とかね、それから認定、認定した作物ですね。減農薬とか有機栽培とか、色々な名前で食の安全に対してアピールするような形で販売はしている、これまでやっていますけれども、それを簡単には使えない。ちゃんと、それは、きちっと、そういう、その栽培方法をね、とったものである。そういう認定をされた人でないと、そういう言葉が使えないというような方、取組みもですね、今されておりますので、そこは、このJAや普及所や、これ行政としても農家なり栽培者に対してですね、そういう指導と、そういう認定を制度というものをですね、きちっとこれからは安全、安心していただくためには、そういう認定者がつくったという認定商品であるというような物にして行く、そういう事が必要ではないかなというふうに思うんですけどね。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、食の安心で安全な供給は、われわれこれ、ご飯食べんわけにいかんし、おかず食べんわけにいかないんでね、やはり重大な事項だという事は認識して今後行っていただきたいなと思います。

次ですけれども、今後、国産及び外国産についての対策はどのように考えておられますか。また自給率39.2パーセントという低い水準で60パーセント余りが外国に依存している現在、どのように改善されていくのかお伺いをいたします。また、例えば、この度、にしはりま環境事務組合でごみ焼却をするわけなんですけども、そのこないだもお話あったんですけども、熱回収ですね、そういった施設をつくると言われておりましたんですけども、そういった物も利用して促成栽培をすとか、温暖地でしかできない物でも生産されると、そういうふうな事は考えられませんか。その辺、ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 先程も、ちょっと話させていただきましたけども、今の食料の日本の国のですねあり方、まあ自給率が非常に低いという事と、まあ外国からのそれが輸入に頼っていると、それで、外国の輸入なり自給率をどう考えるかという事だと思うんですけども、これ、あの、やはり国民、皆、これ最終的には消費者が選択をしているわけです。だから、やはり消費者、私達一人ひとりが食べ物に対してですね、この経済的な観点だけではなくってですね、その安全なり、またそこの食料を生産している、この日本の今の農家、農地のこのあり方、農家の農業のあり方、こういうものにも国民が理解をしていかないとですね、ただ、経済競争社会の中で安い物が入って、安い物だけ、その安い物であればどこからでも輸入して持って来て食べていると、これが当たり前の社会になってしまうと、こういう結果にドンドンなっていくのではないかと思いますので、まあ、国民、消費者そのものがですね、もっとそういう本当に食料という物が大事な物であるという事の認識の中でね、日本の国で自国で何とか生産した物をドンドン使おうと、そこに少々必要な経費、価格お金が高くてもですね、それを使ってくという形ができれば、また農業の方も生産も上向いて来るのではないかなというふうに思うわけです。まあ、もう1つ熱回収施設という事で、新しい環境事務組合取り組んでいる施設における熱の利用、エネルギーの利用という中でですね、それを使った野菜とか果物の栽培というような農業にも使えないかという検討はしておりますけども、非常にまあ、やはり実際に検討してみますと難しい

課題はあります。

例えば、温室栽培なんかには、その蒸気なりエネルギーを使いますと、その常にですね、その温度を保たなきゃいけないという事になります。そうすると、余所でも例があるんですけども、通常は熱回収で得た電気なり、この蒸気エネルギーをですね、使ってやっているんですけども、やはり炉を改修したり炉が故障したり、また休んだり、そういう時にですね、それを補う物を別個にまたつくっておかないとですね、生き物を、まあ植物を生産、栽培するわけですから、1週間、2週間、ほなら寒くて、そのままがいいというわけにはいかないらしいですね。ですから、中々それをするためには、コストを非常に高いコストが掛かってしまうと逆にね、そういう問題もあって、じゃあどうしようかという事で、今、そういうエネルギーの利用方法については、現在まあ、色々と検討をしている段階で、まだ決まっておられません。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、ちょっと昼前で長々叱られると思うんですけども、まあ、とにかく農業生産を上げてですね、減反とか、色々とされておるわけなんですけれども、ただ減反して転作して、ほいてもらうもんだけもろたらええがなという考えの人も、かなりおるよに思われるんです。そうじゃなしに、やはり生産意欲上げて、12月の、この一般質問でもお聞きしたんですけども、大豆とか小麦とかトウモロコシがもう50パーセント値上がりして来ておるといような状況の中でね、やはりそういった減反された田んぼを有効利用して、ドンドンこう生産意欲上げて行って、活性化につなげていくような方法もっていただいたらと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） やはりあの、これを長くね、こう続けて、それぞれ生産を続けて行くこうとすれば、そこに生産したことなりして、そこに事業として、こう採算性が取れて成り立っていかないと続かない事です。今は、非常に外国の物が安くて日本の生産コストと非常に差があるという事で、大豆にしても、そういう小麦にしてもですね、外国に頼ってしまっていて来ている。ただ、そうは言っても、今の状況、世界的な状況の中で、それだけ大豆高騰や大豆や麦やそういう穀物がですね、またあらゆる食料が値上がりしてくると、これはまあ、ひとつの需要供給の中でなってくればですね、上がって来れば、また生産コスト、今、日本の国においてもね、生産コストというものの上で採算性が取れてくるという事もひとつ、これは自然の1つの法則の中で出て来るんだと思います。ですから、長期的に見ればですね、やはり世界的な食糧不足というのは必ず起きてくるわけですし、今、日本の国においても、これが安く輸入できているから、逆にこういう状態になっているので、これが安く供給できない、また食料が入って来ないという事になれば、本当に即自国、自分の国で生産していかなくちゃいけない。それは、生産できる土地は、という物は、もう農地しかないわけです。まあ、この農地のやっばし価値というものはね、改めて見直されたり、また改めて農地が活用されるという形は将来的には必ずそういう時代が来るんだろうなというふうに思いますけども、そういう、ただ今直ぐにね、今の状況ではできない中で、何とか、それを荒廃を喰い止めたり、まあ農地を保全管理をしていくという、こういう事も、当面の課題としてはやっばしいかなくちゃいけないという事だと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 最後になりますけれども、食の安心と安全は町民にとって最大の関心ごとであるので、今後は町に責任があるとかないとか、そこまでできないとか言うんじゃないし、やはり、そういったプロジェクトも多少は考えて、町民に安心して食生活ができるような配慮を強く希望しまして一般質問を終わります。
長時間ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、どうも。新田議員の発言は終わりました。

ここで、暫く休憩をしたいと思います。

お諮りします。午後1時まで昼食休憩入りたいと思いますが、異議ございませんか。ありませんか。休憩に入りますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしということで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後01時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を執り行ないます。
引き続き3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番（片山武憲君） 議席番号3番の片山でございます。

ただ今より、一般質問質問を始めさせていただきます。

産業廃棄物処理施設の設置にかかる事前手続き等について質問したいと思います。

まず大きい項目の1つ、1番、事業計画の周知を図るべき住民の範囲は複数の自治会を指定すべきであります。

2つ、指定自治会以外の住民に対する周知についての考え方をお伺いしたいと思います。

現在の才金ファーム問題とこれから出て来るであろう、まあ将来出て来るであろう対応の仕方のためにもよろしく願いいたします。

2つ目といたしまして、庁舎内等にインターネット端末を設置されたい。これは既に設置されている物もありますが、町民が気軽に利用できるインターネット端末をもっと本庁舎や支所及び町の関連施設等に設置されたい。

以上、この席からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは片山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

こういう施設の処理施設の事前手続きにおいての計画の周知を図る住民の範囲は、複数の自治会を指定すべきではないかということでございますが、施設の内容、規模にもよると思いますが、計画の周知範囲につきましては、県の紛争予防条例において、関係住民とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められるものをいう、というふうに定められております。従いまして、この度のケースでは計画地内にある才金集落を関係住民として計画の事前協議における説明会や周知等の措置をとるようにしたところであります。

しかし、先に述べましたように施設の位置や規模、内容等状況によっては当然複数の自治会に周知を図らなければならないケースも当然生じて来るというふうに思っております。また、この度の計画につきましても地域性を鑑みて条例に基づく手続きとは別に幕山地域の皆さんの理解も必要であるという事で当初から幕山自治会へのお話を、説明をするようにという、これはひとつの町の指導でありますけれども、行政指導を行って来たところでもあります。次に、住民に対する周知の考え方という事ではありますが、先に述べました施設の内容によって異なってくるというふうに思いますが、当然、今後、その施設の内容、そして位置、規模、そういうものを十分に検討した、検討しながら、慎重に周知については図っていくように考えていきたいというふうに思っております。

次に、本庁舎や関連施設へパソコンの設置との、ご質問でございますが。まあ、現在、庁舎等へのパソコンの設置状況は、佐用文化情報センター図書館に2台、上月支所館内で、総合窓口課に1台、上月文化会館に3台、南光支所館内では、南光文化センターに1台、三河出張所に1台、センターひまわりに1台、また三日月支所館内では、三日月文化センターに1台を設置して、町民の方々にご利用をいただいている状況であります。

パソコンの主な利用状況につきましては、高校生等の図書館利用にあわせた使用や子ども達の夕方の使用。また、夏休み、冬休みの、子供の図書コーナーの利用と合わせた使用。高齢者のパソコンクラブ会員の使用などが主な利用の仕方です。

お尋ねの、町関連施設にパソコンの設置につきましては、主だった施設には既に設置してご利用をいただいている現状でありますので、その他の施設につきましては施設の利用状況やパソコン設置の必要性、利便性を勘案して、今後は検討してまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、ありがとうございます。いよいよ2点目の項目の方からなるんですけども、来月から佐用町全域に高度情報通信網という事で光ファイバー網を利用しました、具体的にはCATVそれからインターネットなどが快適に利用できる環境の供用が始まろうとしております。この事によりですね、この佐用郡ですか、この佐用町のこういう高度情報通信の環境が全国レベル、都市レベルにやっと追いつく、追いついたなと思っております。以前、私は、情報通信の関係の会社に勤めておりました。この平成に入ったぐらいから、特に、このIT関係インターネットの関係の仕事に携わって参りました。皮肉にも、お客様とか主に何々市というような行政的な都市部では、常にこの情報通信の環境、通信の環境ですね、佐用郡に比べると方式が2つぐらい進んだ状況の時点でも、2つレベル差言うんですか、一般、インターネットでは、一般の電話回線の使用がありま

して。次ISDN回線とか今あります。そして、電話回線使用したADSLとか光、そして今回の光ファイバーケーブルを利用した通信環境というのがございまして、いつも追いつけない、やっと佐用郡に1つレベルの高い通信環境が入るのかな。入るような時点では、もう都市部では、もうその次の段階に行っておるという事で、こういう点におきまして、ちょっと長い説明になりましたけれども、大変ありがたい、感謝しております。また、隣接の町におきまして、今からですか、この高度情報通信網、同じような環境を整える際には、かなりの高額な一般、高額な個人負担が多いとお聞きしますし、そして先進地の行政視察で他府県訪れた際、情報としてお聞きしましたところ、例えば、一番身近な毎日のテレビを見るという事に関しまして、この佐用町では525円ですね、基本契約がですけども、その別他府県では1,000何百円とかいう事もお聞きします。佐用町より安い所はなかったように記憶しております。そういう事で、大変ありがたい通信環境整えていただきましてありがとうございます。という事で、大分褒めましたので、何とか今、佐用町内の先程説明聞きました、もう既に端末を設置してあるとお聞きしましたけども、もっとですね、気軽に、例えば本庁舎内の、例えば、この庁舎ですと、玄関、真ん中の中央玄関に入った所の住民課とか、それから会計担当ですか、ああいうあります。ああいうところにも、気楽に言うんですか、ちょっと役場へ来て、用事も済んだし、ちょっと一服兼ねてとか、さよさよサービスとかタクシーを待つとか利用する間でも気軽に、ちょっと身近に触れていただけるようなインターネット端末を置いていただいたらなと思います。そうする事によって、先程申し上げました、都市部にそんな色ない、この通信ができることによって、このインターネット端末を設置、触って触れていただく事によりまして、またインターネットの契約、利用も増えますし、その際、この事は高度情報通信網整えていただきまして、その恩恵のおかげだなという事で、一層、もっと今のテレビ中心ではなしに、こういう方も増えるのがいいかなと期待して、今回、この要望、今回、このお願いいたしました。何とか、今、何箇所も、もう設置してあるんですけども、今、申しましたような、この各支所、支所の窓口でまだ整っていない、まだ設置されていない所にも設置されたいと思いますけれども、よろしくお願ひします、

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

町長（庵途典章君） まあ、今、ドンドンとこういう情報化と言われる中で、情報通信の技術なり施設も、こう進んで来ております。この辺は、それを早く取り入れてですね、自分の生活の中で、ドンドン活用されている方と、まああんまり、それをほとんど、それに関係のない、まだ、それに親しんでいない人、色々と、その辺の格差も非常にたくさん、逆にできているような感じもいたします。

で、まあ、施設、その今言われるような、どこにでもパソコンなり、それを使えるようにという事ですけども、これは費用対効果の問題もあろうかと思ひますし、この例えば電話1つにしてもですね、個人で一人ひとりが持つような時代です。このインターネット等、通信を行うためのパソコンもですね、もう使っている人は、もうほとんど1人1台なり家にあるという時代になって来ていると思ひます。ですから、図書館とかですね、今置いている文化センターとか、そういう所には設置はしていきますけども、それをたくさんどこにでも置けばいいというものではないと思ひます。これは基本的には、個人の、個人個人がやっぱり必要な中で、そういうパソコン、コンピューターも持っているというような状況が、もっともっと進んで行くと思ひますので、それを置こうとすれば、それだけの経費と管理も要りますしね、どれだけ、その事で使っていただけるかという事も必要性があるかどうかと、こういう住民の要望があるかどうかという事もあります。だから、

そういう要望が非常に強いという事であればね、それはよく検討させていただきますけども、今、そんなに増やしていくつもりはありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、ある程度設置されておられるというのはお聞きしましてですけども、経費、特に経費費用でございますけれども、パソコンも例えば、町で仕事に使われるのをリースになるんでしょうかね、されておると思うんですけども、その更改時期などに調達するとか、新しい物じゃなくてもいいと思いますし、それとか、それする事によりまして機械購入の方は、そういう費用もかからないと思います。また、細かい事になりますけども、通信ラインですか、回線をつながないと駄目なんで、それに関しましては、庁舎内の業務用のインターネットがつながる環境になっていると思いますので、LANケーブルとハブでね、つなげれば、あとソフトの設定でできますので、そんなに費用がかからないと思います。また、先程お聞きしました設置しているところで聞き漏らしたかと思うんですけども、例えば、町営の笹ヶ丘荘には最近行ってないんですけども、付いておりますでしょうか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 笹ヶ丘荘につきましては、笹ヶ丘荘につきましては一般利用ができるパソコンは置いておりません。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 是非ともですね、公営の宿泊施設、折角来ていただいた方にも、やはり、そういうインターネットできるパソコンを気軽に使えるようにいう事で、使っていて、またその中で、町のホームページを、スタートページ言うんですか、その画面出しておくとか、そういう事も含めましてですね、私の申し上げたいのは、折角この高度情報通信網が整備されたわけですので、ちょっとでもいかしたいという事でございますので、ちょっとまとまりがついてませんけれども、そういう気持ちで、そしてインターネットの利用することによりまして、文化的な、趣味的な、はたまた今は、これビジネスでもちゃんと使えます。そういう環境で、素晴らしい環境になったので、あえて、もっともっと町内の施設に置いていただきたいという事で、まあ一番最初の回答では、全く検討しませんという事じゃなかったと思いますので、要望があればという事でございましたので、くどくは申しませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、片山議員からご指摘をいただきました、そういう宿泊施設等で

すね、これはやはり、宿泊者の方、色んな所から来られますけども、そういう情報がですね、その宿泊施設でも、こう迅速な情報が得られるようなね、この体制というのは、やっぱり宿泊施設としては必要かというふうに思います。ですから、パソコンが、今だったら、持参、持って来られる人もあるわけですから、それが使えるような設備とか、また、その施設で気象情報とかですね、地域の情報が検索できるとか、そういう事には、やはり必要かなというふうに思いますので、この点については、検討はするようにさせます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、非常に前向きなご回答ありがとうございます。最初に褒めまくったんが良かったんか分かりませんが、そういう事で、それでは、質問内容のですね、通告書の方では、最初の項の方でございますけども、産業廃棄物処理施設の設置計画における事でございます。現在、この才金ファームの問題及び最初申し上げましたけども、これからも出て来るであろうという事で、よろしくお願ひしたいと思います。やはり今回、私が、この項目の1番で、関係事業計画の周知を図るべく住民の範囲という事で、才金集落が指定されまして、そこで説明会をされ、周知をされ、若干周辺の自治会等にも、それらしき周知はされたようにもお聞きしてましますという事でございますけれども、やはり、今回よく私自身も分かったと思うんですけども、町長もそうでしょうけども、やはり、こういう大事な事は、複数の地域言うんですか、団体言うんですか、複数の所で検討して、検討、結論を出すというのが、一番後々のためには、この誤りが少ないというんで、町長誤りと思うってないんでしょうけども、結果的に言えば、ちょっと、その辺が、そのスタートによって、後々大きな波が、大きく、大きな波紋になっていると思うんですけども、もう一度よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これ一般的な手続きとしてですね、1つのルール基準というものに基づいて考えて判断をして来ております。結果的に、そういう、その問題が大きくなった段階で、そうすべきであったというふうに言われる点は、それは後の話として出て来るんですけども、当然、その施設の内容や又規模とかによってですね、周知なり手続きにおける、色々と相談、皆さん方に相談する相談の仕方もね、やはり当然、ここは注意をして慎重にやらなきゃいけないというところだと思います。だあ、まあ、今回の才金ファームのこの計画の、これは振り返って見ますとですね、まず最初に自治会、才金の自治会から、この計画を推進したいと、取り組んで行きたいという申し入れを受けております。これからの事も含めてですけども、やはり自治会、町行政というのは、その集落なりの自治会長さんを、やはり窓口にしてですね、色々と相談をして自治会の要望なり自治会長との協議の中で進めていかなければ、中々町全体の中でね、町民一人ひとりの個人個人でこう話をしていくという事は、これは当然難しいですし、住民自治というのは、やっぱり、そういう自治会の1つを単位に、また、その自治会の皆さん方が、中心に自治会長を中心にね、考えて行くという事が必要かな、重要かなというふうに思っております。そういう中で、自治会長から、そういうお話を受けて、それから、町としても当然判断をして行く、その内容をちゃんと確認をしていく責任がありますので、それについては、その申出なり計画が妥当か、問題がないかという事は、当然、それぞれ、その対処対応をしていただいたとこ

るです。ですから、その時にもね、当然、場所とかそういう所も聞きましたので、位置的にもですね、幕山地域の一番奥に当たるという事で、才金集落においては、そう皆さん方が、よく、その施設も見学をして内容も熟知した上で、計画を、これをやって行きたいと、まあ、農業の問題とかですね、雇用の問題、活性化の問題、そういう事も話を受けて、それは妥当なものであろうという事でした。しかし、その今言いました位置の問題から見てもね、幕山地域の中において理解を得てくださいよという事は、お話をさしていただいたわけです。だから、そのためには、地域の皆さんにも、これは町の行政指導として説明をしてくださいという事で、自治会への会長さんにもお話を、こういう計画がありますというお話をさせていただいて、十分説明を聞いてくださいという事で、説明会が持たれたという事はご存知のとおりです。そういう事でね、複数というのは、どういう範囲なのか、これも初めから決められるものではありませんから、元へ戻りますけれども、やはり、こういう計画についての手続き、これは施設の、そういう内容なり希望なり、そういうものによって、当然、できるだけ慎重にやるためにも必要であるということになれば、複数なり広範囲の中で説明を必要かと思えます。ただ、手続きの上で、当然、こういう基準というものがありますから、それをね、全て広く広くして、そういう活動が全くできないようにしてしまうというような、これは、行政の扱いとしては、これは非常に逆に不適切な面が出てきますから、そこは今言いましたように、そのケースケースで考えていかなきゃいけないという事ではないかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、まあケース、ケースという事で、そして、分かりやすく言うんですか、行いたいんですけども、結果的に県へ対して回答される。その前に県に対して才金を指定すると。才金に対して説明会などさせるというようなやり取りがありますけれども、その、その才金部分に当たる集落で複数の、例えば、今回ですと一番隣接であります金子集落とか本郷集落とかございます。そういう意味で、そういう県の回答でやり取り出て来る、そこで、そういう金子なり本郷なり出て来るような、そういう指定いうんは可能ですか、どうか、ちょっとはっきりお伺いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、この計画のですね、当初に戻って、そのそういう申し出の中で、幕山、例えば幕山地域の自治会長さん達にお話を聞いていただいたりさしていただいて、そこから、この問題について疑問や異議や色々問題点が出て来たという事が、まずあるとかね。それから、まあ、例えば、住民の皆さんの個人からも、色々、その問題に対し、この問題に対してね、意見などが出て来るというような状況であれば、それは近接の例えば金子なりが一番近いわけで、そういう所を含めた地域で、ちゃんと手続きをしてくださいという事は言えたと思えます。しかし、これは県のこの条例を見てご存知のとおりですね、そういう関係住民というのは著しく、その生活環境に影響を受けると、概ね500メートルというような1つの基準が示されているわけですね。まあ、そういう中で、今回の施設の計画というのは、当初から大きな、そういう焼却して排ガスが出るとかですね、

また排水を流すとか、そういうその問題を起す、また埋立とかですね、最終処分のような形で汚染が懸念されるとか、そういう施設ではないという中でね、それも事前に、まあ県の方の技術的には、色々事前の相談もされた上で来られておりましたし、それから議会にも、こういう計画がありますという事もお話をし、才金集落についても、当然、一番の地元ですから、そこで、そういう確認をされて、同意を、了解をされていると。それから、幕山地区の自治会においてお話をさせていただいた中でもね、今になれば、そこで色々質問をしたり、問題があったんだという話は聞いておりますけども、町が、この範囲でという県からの指定を受ける段階においては、そういうお話というのは、私の方にも一切こう届いておりませんし、聞いておりませんし、ですから、この施設については、そんなに大きな問題はないと。ですから通常の範囲で手続きをされれば、これは、される事が妥当であろうという事で、そういう県とのやり取りをしております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） ええっと今の回答の中で、また何点が言いたいんですけども、時間の都合もありますので、目安ですね、500メートル以内。これは目安だと思うんですけども、その範囲内に、それこそ、今でしたら才金申し上げてますけども、将来別の地域であった時には500メートル以内で十分、その距離に入っている集落があれば、それは複数可能、複数指定できるという事だと理解させていただきます。そして、あの、複数指定する際でも、今回は、その才金集落以外の自治会などから、そういう意見とか声とか届かなかった、一切届いていなかったの、そのまま才金だけを指定言うんですか、才金だけを関係、地元集落としたというふうに解釈になるんですけども、それも、今回の質問の中での周知の、住民や自治会長への周知の仕方にもよると思うんですけどもね、この重要さを考えるとすれば、その辺が、ちょっと、声届いてませんけども、こういう声、こういう事はないですかというような、そういう対応も必要ではなかったかと思えます。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この点はですね、あの、幕山の自治会長さん達のお話し合いの中でもね、今の段階になれば、お互いまあ、これは町の方も、この計画について再度何もいいんですかという確認をね、すれば良かったと。それから自治会長さんらにも、逆にまあ、そういう話をね、が、色々疑問があれば、まあ、支所なり誰にしても町の方に言うただければ良かったという、これは、そういう現段階においての反省は、あると、あります。それは。まあ、しかし、実際に、そういう段階において、まあ、片山議員もですね、例えば、その、この計画については、特に問題ないだろうと、今、必要な、今の時代にとってもね、必要な事業ではないかという事で、賛成も、賛成と言うんですか、こういう事業の必要性というの、妥当性というの認められていたと思うんですね。ですから、それは、議会においてもですね、私も、まあ申し入れが、自治会から才金から申し入れがあり、町として確認をしなければいけないという事で、その類似施設、こういう方式でやりたい、こういう事をやりたいというものについて、その現地を、施設を職員とともに見に行つてね、少なくとも排水の問題とか排ガスの問題、臭いとか、そういう点については、一応、これは大きな問題はないと、この施設のやり方、方法っていうのは、こういうリサイ

クルとして食品残渣、そういう物をリサイクルする事によって、有機肥料を生産していくという、そういう観点からね、そういう施設であろうという事で、お話、見て来て、そういう話を議会にも報告をさせていただいたつもりです。ですから、私は、まあ、現在の時代ね、こういう地球温暖化とか、環境問題を皆で取組まなきゃいけない時代に、自分達の生活の中で出て来た食料ですね、そういう生活の中で出て来た食べたかす。加工したかす、そういう物をね、きちっと大きな環境負荷を与えずに、焼却せずにね、醗酵して、そして有機肥料にしていくと。こういう循環型の1つの社会を目指さなきゃいけない中で、ひとつの有効な施設ではないかというお話もさせていただいたつもりです。

それは、皆さん方にもお話をさせていただいて、これはあくまでも産業廃棄物の処理施設であるという事は申し上げておりますし、だから、まあ、そういうね、必要性が、あい妥当、施設として、どういう大きな問題点が将来残るとか、危険があるとかという、この点について、色々はまだ議論はあると思うんですけども、その時において、そういう話はさせていただいて、どういう施設であれ、産業廃棄物という事に対して、これは、施設の建設をされる事が問題があるという事であれば、それは、それでまた、町の方に、私の方にもですね、町の方に十分に、色々とお話いただければ良かったというふうには思っております。ですから、その辺は、それまで6月までですね、何も、そういうお話が具体的には出て来なかったし、また、手続的にはね、議会の中でも、片山議員からもご質問あった時に県の方での技術的な審査、事前協議、それがされておりますと。それが終わる事によって、それを受け、事前協議をする事によってね、後は、町の方の手続き、そういう中で、施設というのが進められているという、その状況、その時の状況ですね、事前協議がされていると、県で審査をされているというお話は、報告をさせていただいております。はい。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 先程、私が当初、賛成という事を出しましたんですけども、当初、これが一躍クルーズ、まあクローズアップ言うんですか、ドンと見えたのが6月、まあ6月なんですけども、その時点では、確か、あの当局から出る、当局からの資料や説明によりますと、それこそ、あのまあ、抜かりなしに手続きが進められておって、こういう周知もした、こういう地元集落も指定して、県とのやり取りもしたという基づいてだったから、まあ、それは、ほんならまあ、そんな、そんなんかなと言うたらおかしいんじゃないけども、これだったらまあ、まあ正直言いますけど、ずっと言うてますけども、諸手挙げて賛成できへんけども、これ反対するんも難しいなというような状況でした。しかし、その後、やっぱり皆さん、議会に皆さんおられたと思うんですけども、どうも才金で、もうひとつまだ、ちゃんとまとまった意見が集約されないようなままだったんじゃないかという事で、もう一度才金行かしてもらおう事もありました。その8月ですね。そういう中で、ずっと色々な情報収集や、それから情報収集や色々な確認やしていく中で、ほとんど公的に近いような態度では、これではもう、設置計画は、進行言うんですか、進めるべきではないという事で、こういう態度を取らせていただいております。やはり、あの、ですか、議会にも、そういう報告はされた。私の途中の質問でも、そういう事を言われた言いましたけども、それは前段ありました地元周囲の自治会長組織にも周知等されて、その後何もなかったというような、そういうようなレベルのあれで、レベルの対応では、対応とか説明だったと思うんですけども、そういう事で、私は、別にずっと最初から賛成、賛成言うて、いようないう事はなかったという事で、ちょっと申し上げたいと思います。

何かございましたら。

町長（庵途典章君）　いえ、手続きが、そこまで進んでいるから、もう仕方がないんだというような話ではなかったと思うんですよ。やっぱり、この計画そのものの施設について、まあ、そういう皆さんが懸念されている、本当に危ない、将来危険な公害を起こす施設かどうか、これは、あの、当然、そのところは技術的な施設、内容にもなりますけども、計画そのものの言えば、その計画を見てね、特別に問題はないんじゃないかというふうに片山議員はお話になったというふうに理解されているんだというふうに思います。

ですから、あの、そこまで計画しているから、そういうどんな物であったってしょうがないんだという事ではなかったというふうに思うんですね。ただ、それは、まあ皆さん方ね、地域の皆さん方が心配して、されて、この施設、こういう施設の計画を中止して欲しいと、これについては見直して欲しいという思い、そういう住民の皆さんの考え、そういうものが大きく生まれてきてですね、それをまとめた中でね、当然、地域の皆さんの、そういう意向を踏まえて、それは、この計画を中止して欲しいという立場で、今、お話をされているんだというふうに思います。ですから、まあ、私も、その点についてはですね、この施設の今まで経過とか、その説明した、しなかった、また、それが十分だとか十分じゃないとかね、そういう話をドンドンして行っても、これはお互い、そのそれぞれの立場の中で、言えば、あまり実りのない議論になってしまうのではないかと思います。1つは議論の中で、1つは、こういう施設が、じゃあもう一度、きちっとね、施設の内容を聞いて、また必要性があるのか、今の時代の中で、これが地域にとって将来プラスになるものなのか、非常に心配されるような危ないものかとか、そういうね、一つひとつ、これから協議を、説明をし、理解を深めていく、話を深めていくという事ができれば、それが一番、また1つの解決の方法だと思いますけども、まあ现阶段においてね、やはり施設の設置という事が、先に出ております。で、私も、こういう施設の必要性とか、施設の内容というような物が、町の事業であればですね、その必要性なり状況を、この方式なり安全性なり、そういう事を、十分地域の皆さんに説明をして行くという方式は取れたと思いますけども、これは、当然、当事者が才金、元々才金集落と才金ファーム個人の事業という事で、この施設を建設するということからスタートしておりますのでね、その辺のところ、中々今から、そういう話に戻すというのは、非常に難しいというふうに思っております。ですから、何とか、まあ今の皆さん方の請願があったりね、議会においても、その請願が採択されたという中で、それはあくまでも、この計画を、まず撤回をして欲しい、中止をして欲しいというお話ですから、私自身としても、これ町長として、それを重く受け止めて、そういう事で、何とか解決をして行きたいという思いで、今、努力をしているわけです。

しかし、どちらにしても、町としてはですね、法令を無視して、法的措置で、この問題、計画を中止をさせるという事は、これは町としてはできないわけです。これはお互いに当事者の理解、当事者の理解を得て、そういう方向に持っていければ一番いいという事です。

だから、そこには、やっぱり、それぞれの当事者があるわけですから、皆さん方の反対運動なり、そういう請願なり地域の皆さん方のご意見なり、これは十分、私自身は受け止めて、話をつないていきますけども、その事を、当事者の皆さんそれぞれに理解をしていただくしかない。それを受けてやっていくのは、私の務めだろうというふうに考えておりますので、余りこれまでのですね、手続きがどうであった、どこにどんな問題だというような議論だけで、それでほなら解決ができるんだったら、それでも実のある議論かもしれないけれども、その話では解決はしないというふうに思っております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） 片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、これからどうするかというふうにウエイトを持って行きたいので、ただ、先程のんでは、ちょっと私は拘ったのは、当初は、もう最初から反対、反対というふうにスタートしてません。でしたけども、状況を見て、これは駄目だという事で、今は、反対。白紙撤回の方に向けての活動をしております。

逆に、反対言うときながら、賛成的な方もおりますので、その辺は、一言言わしていただいて、これから、あの、これ以降から、他の地域でも出て来るいう事もあったんですけども、なんせ今の問題をいう事でお伺いしたいと思います。

現在、町長が、去年の秋ぐらいから、これは進めるべきではないという事で、そういう態度を表明されて、色んな取組みをされて、していただいております。ただ、後一步、もうちょっとええ方向に行きよかなと思うんですけども、何かこう、不安な、私達反対言うか白紙撤回を望む者からしたら、何か、もうひとつ不安な面があるんですけども、この際、先程の手続き云々と言うよりも、今もう、町長の、このベテランさん町長の判断で、町長権限で、とにかく白紙撤回と、もう県に対して今までの手続き取り消すなり、もう私の責任でというような事も望んでいるんですけども、当然、議会でも、住民、請願の採択もしてますし、上月連合自治会の方からも反対という決議が、決議言うんですか、そういう態度を決められております。そういう事で、そういうバックアップ体制言うんですか、環境もあると思うんですけども、この際、町長の鶴の一声でというのを期待しているんですけども、その辺は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、少なくとも、行政、町という、こういう公のね、仕事を進めている責任を持って、これからもやっていかなきゃいけない中で、その法令順守という事は、これはまず基本、全くまあ基本です。その中で、住民の意向、住民の皆さんの要望なり考え方を反映させていくという事になるかと思うわけです。ですから、私自身のね、権限というのは、1つの法的措置です。先程も、何度も言いましたけども、法的措置によって、この計画を中止とか廃止とさせるというのができるんだったら、それは私自身の責任でやりますと言えば、それはある意味では済むことかもしれないわけです。しかし、それは、やはり、私がね、どういう責任を取るにしても、例えば、辞めるにしてもね、職を辞してやるというにしても、それは町としては残るわけです。ですから、そういう事はできないと。ですから、そういう法令を順守する中で解決をするには、もう当事者の皆さんの、それぞれの理解を得る努力しかない。だから、それは1つは、何度もお話を話し合いの中でもさしていただいておりますけども、才金集落においても、これまで決して、この様な状態を招こうと思ってされたわけでもありませんし、何も違法な事でやっておられるわけではありません。やはり地域の事を考えたりね、やはり皆さん危険という事は、やはり才金の集落の人が一番近いというところで、影響が一番大きいわけですから、そういう所でも確認をされて、これなら、これでやりたいという計画が出たわけで、その事を、もう一度考え直して、その実施計画を止めていただくという、中止して変更していただくという事であれば、これは私は才金に対するお願いでしかない。お願いをしていくしかない。そのお願いの中で、まあ今回の住民の皆さんの請願とか、まあ地域、上月の連合自治会での皆さん方の決議とか、そういう物も、1つの皆さんの意思だという思いの形にはなるとは思いますけども、ただ、周囲の皆さんが、たくさんの皆の力で、これを才金に対して

ですね、圧力で、その計画を中止させるとか、そういうやり方は、これはまあ、当然まあ、それぞれの住民の皆さんの住民自治に対してね、大きな、また溝を残してしまうだろうと。地域の皆さん方の将来の、このお互いの関係の中にですね、大きな溝をつくるという事だと思いますのでね。やはり、これは、少なくとも、そういう思いで皆でお願いをし、その中で生まれてきた問題、これを越えて、そういう事で、例えば、才金が、こういう状況であれば、もう、この計画は一旦中止したいと、中止するためには、またそこには、もう1つの当事者があるわけです。これは、当然、会社の方も法令を違反してやっているわけじゃない。法に基づいて、これまで手続きを進められているんですから、それを中止していただくためにはね、そこには、また、その問題は出てきます。それは、それで、じゃあ、どうするんかという事もね、やはり皆さんと一緒に取り組んで考えていただく事が、生まれ、どういう問題が出るかは、その予想がつかないところもありますけども、しかし、それは少なくとも誠意を持って、まずは、そういう問題を起さないように、出ないように、お願いをする。会社に対してもお願いをする。そういう事で解決ができれば一番いいと思ってますし、そのただ、この会社が悪い、危険だとか、こういう問題が、将来問題が起きるんじゃないかというような、そういう事で、この、そういう問題を起すという事で、計画の撤回を求めても、これは逆に企業としてはですね、それに対しては、そのまま認める、企業活動としても認められないと。もっと、それに対して非常に理解が、逆に話ができないという事になるんじゃないかと思っています。ですから、まあ、非常にね、はっきりと、すっきりと、もう計画止めますと言うてくれというふうに片山議員言われますけどもね、まあそういう状況は、やっぱり、よく汲んでいただかないと、私が、何も言える事、できる事では精一杯やってるつもりなんですけども、その中でしか、やっぱり私自身もできないという事です。町長の鶴の一声で物事が何でもできるんだったら、そんなに楽な事ありませんけども、そういう事はできませんし、それは、片山議員も十分ご理解の分かった上で、そういうふうに訴えるんだというふうに、私は、理解をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、途中お話出てましたけども、決して、才金、才金集落の人に対して圧力と、そういうふうに受け止められる面もあるんですけども、決して、そういう事はございません。あくまでも、町長のお話でありましたけれども、才金自治会から申し入れがありまして、こういう業者が、来られる予定が、話があるんやと、そういう事で、業者さんも、才金集落の方も、町の方へ、町に対応して、こうしなさい、ああしなさいという事で、スイスイ、スイスイとまあ、いいんか悪いんか、今となっては、いいんか悪いんかですけども、スイスイと進んでしまって、まあ結果的に、こういう事になっている、なっていますので、決して、その才金の集落がどうした、悪い事をしているわけじゃないです。業者の方も指導されるまま、申請したり説明会も開かれていう事になって、しかしながら、こういう周囲の住民の不安が、色んな形で出てきまして、こういう状況になっております。まあ、何とか、もっともっと、あのあるんですけども、とにかく時間が少なくなっておりますので、最後にですね、町長が本日、先程、もうひとつの質問事項でインターネットの事で、素晴らしい高度情報通信網構築していただいて、大変感謝しております。

そして、以前、私の住まいする集落にも、よくね、足を運んでいただきましてありがとうございます。その時にも、ちょっとした道路言うんですか、車のちょっとアクシデントが、町長ありまして、その後、おっ直ぐ対応しとってやな、ええがいしてくれただったないう事で、さすがやないう事で、ええ町長さんで良かったな言うて言うてましたんで、また、そういう事で、大変立派な町長だと思っておりますので。

この後、これから、この後ですね、これ引続き才金ファームの住民の不安を取り除くための努力言うんですか、一層お願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 片山武憲君の発言は終わりました。

続いて、14 番、矢内作夫君の質問を許可いたします。

〔14 番 矢内作夫君 登壇〕

14 番（矢内作夫君） 14 番、矢内でございます。通告に基づきまして2点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

あの、2 時前という事で、非常にこう眠気が襲って来るような時間帯なんですけど、寝る方は寝ていただいて結構ですので、よろしくお願いします。

第1点目なんですけど、どう実現を計る、町の将来像という事でお尋ねをいたしております。

平成 17 年合併してより早くも、2 年5 カ月が経過をいたしました。この間、行財政改革のもと、色々な形の中で努力をいただいている事は、周知の事実であります。議員の側からも数々の提案が出され取り組んでいるところでありますが、今一つ現実として、町の将来像が見えない事も、また確かではないかと思えます。

平成 17 年2 月 15 日合併調印式の席上、主催者あいさつの中で、町長は、『一人ひとりを大切にすまち、自然と共に生きるまち、協働で未来をひらくまち』を基本理念として、新しい町の将来像は『ひと、まち、自然がきらめく共生の郷 佐用』として、佐用とし佐用郡各町の特性を生かしながら、地域自治を基調にした、住民と行政による地域づくり、町づくりを展開し、合併して良かったと言えるような懸命の努力をしなければなりません。私達は、この合併を住民自ら地域の将来を考え、新しい時代を生き抜く住民の幸せにつながる発展的な大きな改革と受け止め、21 世紀の科学技術を集積した播磨科学公園都市の整備促進、また世界一の規模を誇る2メートル望遠鏡を有する県立西はりま天文台公園の利用促進を図るとともに、中国道佐用インターを核として都市的機能、地域の経済力を支える佐用郡の商工業、全国名水 100 選の清流千種川、美しい、星の美しい良好な自然環境など中山間地の特性を活かし、2 万 2,000 人の新町全体の均衡ある発展を推進し、次の時代を担う子ども達が夢を持てるまちづくりを進めていきたい。これこそが4 町合併の目指す姿じゃないかと思えます。まあ、この様なごあいさつがありました。勿論、そのとおりであろうというふうに思います。しかしながら、今も申し上げましたように、具体的には、どの様にするかとの形がまだ見えて来ない。これが現実ではないかというふうに思います。

『自然がきらめく共生の郷』これは具体的にどういう事か。自然という言葉も、そのまま受け止めるなら、山は今どのような姿になっているか。田畑は耕作放棄田が増え、様々な要因、現状の中で、農家のやる気を失わせているのが現状であります。川には土砂がたまり、その岸边には上流よりの廃棄物が引っかかっている。これが現実であります。しかし、これは全国の自治体どこも同じ様な状況であって、佐用町だけが特に酷いというわけではありません。勿論、町長の責任であるというふうには思っておりません。しかし、

佐用町は特に新しい町の将来像として『自然がきらめく共生の郷 佐用』を提案しているわけであります。その点で、この将来像を実現して、どう実現していくかお聞きをいたします。

今回新しく、大阪府の知事に就任されました橋下知事は収入の範囲内で予算を組み、新たな府債の発行は認めない。この事を約束して当選をされました。東京都、また東京都杉並区の区長は、住民税を「0」にするという財政計画を立てると明言をされております。これは大変分かりやすい、合併後2年半が経過しました。庵途町長にも、今後10年、20年先を見据えた、分かりやすいビジョンを町民に発信して欲しい。そうすれば、それに向かって町民が一丸となって町づくりができるんじゃないでしょうか。そこでお尋ねをいたします。

まあ、あの、これ非常に、その狭い視野からの具体的な提案なんですけど、今の自然という事を含めまして、耕作放棄伝「0」のまちづくり。午前中にも質問がありましたが、非常に自給率が低下をしている。その中も見据えてという事でございます。そして、治水力が100パーセントの山林を持つ町づくり。そしてまた、ごみの見えない河川を持つ町づくり。地域づくりについて1点、自席の方から具体的に、ちょっとお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それとまた1点、町長に提言という事で、私の方に、ある住民の方から、提言書をいただいております。それも後から、自席の方で紹介をさせていただきます。

2点目、平成20年度予算、その考え方はという事でございます。合併特例期限であります平成27年、それから5年間で真に一町としての交付税になるわけですが、この残った期間内に一町に見合う職員定数、予算規模、どの様にこう試算をされておるか、その時、本当にこう、近隣類似団体並みの、その事を構築できるのかお尋ねをいたします。

平成27年の職員定数はどのぐらいを予想しておられるか。また、その時に予想できる地方交付税はどのぐらいか。また、合併特例期限が完全に切れてしまいます平成32年の職員定数、そして地方交付税、この事を、どの様な方法で削減に当たられるか。そして、また、いつも言っておる事なんですけど、多すぎる施設を、具体的にどう整備統合図るか、基本的な考え方を示す時期が来ているのではないかと、そんなふうに思います。

以上で、この場からの質問を終わります。明解なるご答弁を、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、矢内議員からのご質問にお答えさせていただきます。

「ひとまち自然がきらめく共生の郷 佐用」この将来像をどう実現していくか、また明確に、この将来像を示せということですが、今の国においても国の将来像が、中々見えて来ないという中で、佐用町がですね、この誰にも分かっていたかのような、具体的な明確な将来像を示すという事は、中々私自身は一言短い言葉で言うものをですね言えません。まあ、1つの事を捉えれば、他の事が、他を見てないという事にもなりますし、どうしても、これは抽象的な言葉の中でですね、理解をしていただかなければならない状況ではないかと思ひます。まあ、それが総合計画の中でもうたっておりますように、自然とともに生きる事を、基本理念の1つとしているわけでございます。

これは、地域住民のふれあひを通じて、町民一人ひとりが社会に参画し、生きがいを持ち、自己実現できる社会を築き、子どもも高齢者も障害のある方も、健康な人も、全ての町民の人権が尊重され、安心して暮らしていける福祉社会を築き、全ての町民が生涯にわ

たって心身ともに健康でいられるようにしたいというものであります。この実現に向けては、ご指摘のように、幾多の問題を抱えていることも事実であります。65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ農業用水や生活道の維持管理などの社会的共同生活の維持が困難になって来ている、いわゆる限界集落と呼ばれる集落は町内に約15集落にのぼってきて、のぼっております。そして、この中でも、高齢化率が70パーセントを超えている集落が6集落、既にございます。このような集落では、いま耕作放棄田の増大、林業不振による人工林の放置、山は荒廃の一途をたどっております。保水力の低下した山は、湧水や鉄砲水による水害を発生させ、下流地域の農地や農作物・住民生活にも大きな影響を及ぼすというふうに考えられます。これに対応するためには、まず集落の状態に応じた対応が必要で、限界集落を提唱されている長野大学の長野先生の研究によりますと、存続集落が、段々と限界集落に近づき、やがて消滅集落になっていくわけでありまして、準限界集落の状態にある時に存続集落へ再生していく手立てを講ずることが地域再生のポイントであるというふうに思いますけれども、しかし、この事が、具体的に効果的な解決策、具体策がないという事でありまして。しかし、今できる事は、少しでも後追いの政策ではなくて、予防行政の視点に立った対処が重要ではないかというふうに考えております。限界集落で暮らす高齢者の多くは、現在住んでいるところで暮らしたいと考えておられると思いますし、それは、そこで暮らす生活が、もっともストレスのない生活の場になっているからであって、高齢者が町へ出て行かなくても、生鮮食料品の確保や年金が引き出せる最低限度の生活が維持できる対策が、まず必要ではないかというふうに考えます。また、地域共同管理の必要性も、管理の必要性もあります。下流域の住民が上流域の問題を自分達の問題として捉えることで、多面的な支援を行ない、流域住民が一体となって流域環境を保全していく広域的な取り組みも必要ではないかというふうに考えます。また、自分達の地域を自分達の手で守り、活性化していくため、合併後、進めている地域づくり協議会による地域づくり活動を、今後とも進め、行政もその取り組みを支援して、少しでも問題解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、耕作放棄田ゼロの町づくりという事で、食糧自給率を、色々と話が出ております。非常に低い現実を見据えての提案という事でありまして、中山間地域である佐用町におきましては、野生動物の出没による農作物への被害とともに、農林業経営の低迷や農業従事者の高齢化による経営意欲の減退により、貸借農地や耕作放棄農地の増加が、今後さらに進むことが懸念をされております。耕作放棄田ゼロを目指すことは理想ではあると思いますけれども、現在の日本の国のあり方として、国が食料自給率100パーセントを逆に目指すという政策を行っていただければ、自ずと放棄田も、当然なくなるというふうに思います。現在のような、食糧生産の、食糧を取り巻く環境のままですと、町内の農地において、その全てにおいて放棄田をなくすような対策を講じることは、到底不可能な状況であります。まあ、矢内議員も、その事は、当然十分に承知の上ですね、できなくても、分かりやすい目標を立てて町民に示す必要があるのではないかというふうに言われているんだというふうに理解をしておりますけれども、町の実際行う政策としては、やはり現実的な視点から捉えていかなければならないという点もご理解いただきたいと思っております。国や県等の制度に基づいた中山間地域等直接支払交付金事業や農地水環境保全向上対策事業等の実施により、耕作放棄地の拡大防止を図るための対策を講じており、また、経営拡大を図る事業対象農家へは、町単独事業ではあります佐用町水田農業担い手育成奨励補助金を交付することによって、農家の営農意欲の拡大を図っているところでございます。大規模農家や集落営農組織への対策としては、国県等の制度に基づいた米の生産調整に係る、産地づくり交付金・担い手経営促進事業・品目横断的経営安定対策事業等への参加によって、農作物生産に対する意欲の向上を目指しているところであります。

また、町内におきましては、都市住民を対象とした農業ボランティアとして、棚田交流人やふるさとむら会員を募集することによって、農作業体験や交流イベントの開催で農地や地域活動の活発化、保全を図っている集落も、それぞれあります。

現在、集落での地域づくりをどうするのかとの検討課題として、取組み意欲のある集落から、むらづくりワークショップを行い、地域でできることの話し合いを進めておりました。今後におきましては、各集落での話し合いの進展にもよりますが、先進集落の例にならない都市住民に参画して頂ける活動ができたらと考え、集落協議を推進して来ているのが、協議を推進しております。

次に、治水力 100 パーセントの山林を持つまちづくりという提案であります。

この提案についても前の質問と同じように、非常にまあ、分かりやすい言葉の上では、非常にインパクトのある、その治水力 100 パーセントという目標ではないかというふうに思いますけれども、実際に、この山の管理、山を育てていくというのは、地道な、また長年の努力を要する仕事であります。平成 16 年の台風による風倒木処理で伐木整理をしている跡地の造林約 250 ヘクタールが今年の春頃に終了する予定であります。また、新ひょうごの森づくり森林管理 100% 作戦の事業計画に基づき、国庫補助事業を活用し、間伐事業等を実施しております。個人負担を軽減するための町助成も行っております。また、県民緑税を活用した緊急防災林整備事業や環境対策育林事業としての間伐事業を推進すると共に、町行造林地につきましては、間伐・保育事業を計画的に毎年約 20 ヘクタールを実施しております。そのような政策を確実に積極的に推進していく中で、治水力のある山林を再生していかなければならないというふうに考えております。森林は、洪水・濁水の防止、土砂の流出防止をはじめ、温暖化防止、気候緩和や大気の浄化など、公益的機能を有しております。こうした林業関係事業は、治山治水上も当然必要な事業という位置づけをいたしております。ただ現在、木材価格の低迷が続いており、森林管理に対する認識、意欲が薄らいでいるのが現状であります。関係機関等協議しながら推進していく考えでありますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思っております。

次に、ごみの見えない河川を持つまちづくりという事ですが、当然、河川だけのごみではなくてですね、町内どこにおいてもごみのない綺麗なまちづくりという事であろうかと思っております。現在、道路や空き地や山林、色んな所に心無い人によってごみが不法投棄捨てられている、非常に状況があります。この様な見苦しい環境では、ごみが散乱しているような状況というのは、やはり、そこに住む人、また見る人、人の心が荒れているというふうに感じ、また非常に地域の皆さん方の気持ちも非常に暗くなるのではないかというふうに思います。ごみのない町にするという事は、皆が気持ち良く暮らしていく表れだと思いますし、そういうまちづくりというのが、これから地域の中で取り組まなければならない、ひとつの大きな、ひとつの課題、目標ではないかというふうにも考えております。ごみのポイ捨てとか、ごみのない地域をつくらうという話は、これまで地域づくり協議会等におきまして、そういう話も、私もさしていただいております。これは、大きなお金を掛けるというのではなくてですね、住民の皆さんが、地域を、やっぱり住み良い地域、快適な住環境をつくっていく上で、まず最初に取り組むべき課題ではないかなという事で、お話をさしていただき、今既に、三日月の中では、町職員が率先して道路のごみの清掃等にもあたりながら、地域づくり協議会などでの課題としてね、話に出していただいているというふうに聞いておりますので、こういう住民の運動を今後とも期待をし、また促していきたいというふうに思っております。

次に、平成 20 年度予算に関してのご質問でございます。

まず交付税に関して、平成 18 年度決算額と平成 19 年度予算額をベースに試算いたしました数値を申し上げ答弁とさせていただきます。

普通交付税の算定の特例、いわゆる「合併算定替え」の特例は、合併が行われた年度とその後 10 カ年度は、「合併後の新団体としての算定額」と「合併関係団体がそのまま存続し続けたものとした時の算定額」とを比べて、有利な方を選ぶことができる制度でございます。11 カ年度以降は激変緩和措置として、5 カ年度かけて段階的に合併算定替えの増加額が縮減されていきます。本町では、平成 27 年度に合併算定替が終了、平成 28 年度から平成 32 年度にかけて激変緩和措置が適用され、平成 33 年度から通常の算定方法に移行するということになるわけでありまして、ちなみに、平成 19 年度の普通交付税額は 47 億 7,800 万円、特別交付税額を 4 億円余り見込んでおりますので、現計予算額は合わせて約 52 億円でございます。この普通交付税算定における基準財政需要額は、一本算定が 62 億 300 万円、合併算定替えの特例による旧町の合計額が 70 億 9,800 万円となり、この制度による増加需要額は 8 億 9,600 万円でございます。

平成 27 年度は、合併算定替えの最終年度でございまして、基準財政需要額のうち公債費が増加するため、普通交付税額は 48 億 1,200 万円、特別交付税額 3 億 5,200 万円と合わせ 51 億 6,400 万円を見込んでおり、平成 19 年度の現計予算額と比べまして若干の減少となります。参考までに、激変緩和措置 1 年目の平成 28 年度は、増加需要額が 90 パーセントに縮減されますので、普通交付税額 46 億 8,800 万円、特別交付税額は 3 億 3,700 万円、合計で 50 億 2,600 万円を見込んでおります。

次に、平成 32 年度の激変緩和措置の最終年度でありまして、増加需要額が 10 パーセントに縮減され、普通交付税額は 37 億 6,500 万円に減少、特別交付税も 3 億円を切るものと予想しており、合わせて 40 億 4,600 万円しか見込めない状況と試算をいたしております。通常の算定に移行する平成 33 年度につきましても、参考までに試算額を申し上げますと普通交付税額 36 億 3,900 万円、特別交付税 2 億 6,900 万円、合計 39 億 800 万円と、当該年度以降は 40 億円前後で推移するのではないかとというふうに考えております。

次に、職員定数についてであります。19 年 4 月 1 日時点で 403 人で 18 年度から 10 人の減でありました。20 年 4 月 1 日の職員数は 389 人で、前年より 14 人の減を見込んでおります。ご質問の平成 27 年度の職員数見込みは、定年退職による減と退職者の一部補充による採用見込みで 328 人を予想しております。20 年 4 月 1 日から比較して 61 人の減少であります。これは定年退職者 95 人、新規採用 34 人を見込んでの予測数値でございます。これら以外の勸奨退職、普通退職者については予測ができませんので、今のところ数値的には申し上げることはできません。また、普通交付税が通常の算定になる前年の平成 32 年度の職員数は 295 人を予測しております。定年退職者 90 人、採用 57 人の計画で、27 年度から更に 33 人の減少を見込んでいます。採用計画が多いのは、保育士、消防士、保健師など専門職については、退職者の補充を順次、行なう計画のため、一般事務職につきましても、退職者の 3 割程度の補充を見込んでおり、技能労務職の補充については、今後の施設のあり方にもよって、非常に大きく変わりますけれども、できるだけ抑え、補充をしないというふうに考えております。

職員数の削減については、毎年勸奨も行い早期退職者をつのっておりますが、今後も、この勸奨制度は継続して実施してまいりたいと思っております。

次に、施設の統廃合についての考え方でございます。少子化が進む中で保育園や小学校の統廃合の必要性、特に施設の維持管理面からでなく、教育を受ける子ども達にとって、教育環境、子育て環境として本当に望ましいのは、どういう状態なのかということ。色んな視点から、あらゆる角度から検討しなければならない時期ではないかと考え、今般、教育委員会を中心に、教育施設の検討委員会を組織し、協議検討していただく運びとしております。支所、出張所については、行政組織の再編やスリム化などの検討、その他の公共施設については、維持管理を指定管理者制度に移行できないかも、まず検討し、職員数の

削減に努めていく考えであります。施設の統廃合などが進めば、先程申し上げました職員数についても、概ね類似団体並みに削減は可能ではないかと思っております。できる限り住民サービスの低下を避けることを考えながら、慎重に、また計画的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、少し長くなりましたけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） はい、どうもありがとうございました。

あのまあ、1点目の話なんですけれども、勿論、将来像そないに簡単に一言で言うて、言えるわけでもないし、僕も、それが分かって質問しとんだらうというような事も言われましたが、まあ、国とかね、あれだったら、まあかなり大きい、県だったら大きいとこなんで、ちょっとそういう面は、具体的に出しにくい面があるかと思うんですが、佐用町ぐらいの規模の町になりますと、割りに、あのある程度の、そのまとまりいうもんが取りやすい町じゃないかと思うんです。2万人ぐらいいう事になりますとね。ですから、その全体で、こっちが立てば、こっちが立たんいう事もあるんですけれども、全体で、そのどうこうじゃなしに、まず、その目に付いたところから、こうやっていく、それを目標にしてやっていくというような事も、1つは、こう大事じゃないかなと思うんです。勿論、その耕作放棄田0というのが、無理じゃいう事はよう分かつとんだらうがという事も言われましたが、勿論、それは、そういう言い方もできるわけなんです、今は、耕作放棄田言うの、本当にこうカヤが生えたり木が大きいなったりしとうような所が多いわけ。ですから、これを、せめて、そのあの、今直ぐにでも田植えをしようと思うたらできるような格好に戻すことは、僕は可能やと思うんです。それ程の努力なくてもね。ですから、あの、今その、色んな制度の中で、減反を奨励するような形の中で、補助金が出ております。そういうふうな部分を、何とかこう、そういう、その農業生産する人にこう出すような、移行するような形で、特区的言うたらおかしいんですが、そういうふうな形で、国がやらんのんですからね、国がやらんのんですから、地方の方から、ちいところ、国に積極的に、うち、こうふうな事を考えとうさかいに、補助金を出せとか、そういうふうな形の中で、何とか、こう努力ができていへんだらうかなという事を1点思うのですが、その点について、ちょっと考え方を。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 一旦荒廃してですね、その荒れて、木まで樹木までですね、生えたような所を、未だ農地として使えるようにするというのは、大変な労力お金が要ると思います。だから、そんなに簡単な事ではないと思うわけです。でも、これからね、そういう所を増やしていかない、維持していくという事、これは、ある意味では、この農業のやり方、この土地の使い方によってね、これはそんなに、通常の、その農業生産の中で行えるという事であれば、そんなに努力はいらぬ、通常の中でできるわけです。今、町としては、やはり、個人では、もう農地、農業が続けられない、田んぼなり畑を耕せないというような所、方がたくさん出て来ていると。そういう中で、担い手、集約して、ある程度規模的にも大規模にしたり、またこう農業に従事して積極的に取り組んでいる方に、まあ、そういう農地の保全等を含めた農地の活用をお願いをしていくという事で、今、奨励金で

すね、農家の農地の集約に関しての補助金を出しております。これは年々かなり増えて財政的にも、非常にこれきついなというところまで来ておりますけれども、やっぱり、こういう所をね、ひとつ町としても優先的に、これから考えて取り組んでいかないと、中々集落なり、その地域、個人だけでは、もう維持できないという点がありますので、町としての、やっぱり施策としては、そこらあたりは、やっぱり、これを継続して維持していかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あのね、今、認定農業者とか、ああいうふうな形に、農地を集約してね、やろうという事になりますと、やっぱり、それは採算性というものが出来来ると思うんです。勿論その採算性に合う、採算に合う、やっぱり、その田んぼしか借受は、その事業者もできんと思う。しかし、その、残って、一番その今日に付きだしたのが、やっぱり何言うか、山の裾の小さな、3 畝、5 畝ぐらいな田んぼとか、色んな、そういうふうな、その条件の悪い所がようけ残っておると思うんです。そういうところを、地域づくりみたいな格好の中でね、何とかこう少しの補助金、助成金を出した中で、地域の人に、皆で守ってもらうというような事の方がとれんだろうかなというふうに思うんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうふうに地域は、できれば、本当にやっていただきたいし、町としても一緒に、そういう取組みができたらなというふうに、確かに思いますけれども、実際に、そういう、その少しの経費とか、また少しの労力でできるという所じゃないわけですね。かなりの、そのそこには、そういう放棄田になる所程、耕作もしにくいし、作業もしにくい、また生産性もない状況の中でね、またそういう所がある集落というのは、元々、先程ちょっと出ました、お話をさせていただいた限界集落的な高齢者率が非常に高くなっていると、元の後継者が居ないというような所が、そうなってきているわけですね。だから、そこに、そういう事を求めてもね、それを受けて、じゃあ、地域で、皆で取り組んでいこうと。中々、それができない。だから、その辺が、もう少し地域づくり協議会という、広い広域的な、この力の中で、そういう所も自分達の地域として捉えて、今言われるような活動ができればいいなと思いますし、こういう問題も、やはり地域の課題としてね、それぞれの地域の課題として、皆さんで、まず話し合っていたきたいし、町からも、そういう問題を提案して話し合っていたたく事も必要だというふうに思うわけです。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 勿論、僕が、今、言いましたのは、今、町長おしゃったように、その部落は、限界集落というような事になったら、もう部落内ではできんわけです。限界集落だったら、まだましなんですけども、もっともっと 2 軒か 3 軒しかおらんようになったという所は、当然、そういう事はできないんで、やっぱり地域、地域でね、うちだったら長谷地域で、そういうふうな所を、ちいといっぺんこうずっと回ってみて、あそこもないか

こうしようじゃないかというような気運が盛り上がるようなね、そういうふうな指導言うたらおかしいですけども、形を町にも、ちょっとこう取っていただけないかなというふうに、まあ、うちなんかで、時々、その地域づくり協議会なんかでお話し合う時には、やっぱり草刈1つにしても、奥長谷の奥の方はできにくいから、いっぺん地域づくりの中で、そういう事も考えてみようやというような話も現在出ておるわけです。ですから、そういうふうな所を使うて、やっぱり、地域づくりの、それがまあ、1つの目的でもあると思うんで、これからひとつ啓蒙をお願いしたいというふうに思います。

それと、あの、保水力、治水力100%言うても、1つの語呂合わせみたいな格好で書いたんで、あれなんですけども、山の価値が下がった言いますか、その材木の値段が、もう全くあれして、採算性に合わないという事がよく分かります。ですから、その森林というものは、もう個人の持ち物やないんやと。これが1つの、その、あの、治水力保全のための、公な、公の、その1つの財産なんやというような考え方の中で、やっぱり、これからは、山も守り、色んなこう、自然体を守る必要があると思うんです。その中で、うちなんかの、部落山なんかにしても、とにかく中へ入ったら真っ暗いうような所がようけあるわけです。ですから、そういうふうな所を、本当に、こう間伐をするんに、今もう専門家言うたらおかしいですけども、高齢の方は、非常に無理な部分があるし、ほんなら言うて、そこへ部落で金を出していう事になったら、とてもこうできるような状況じゃないいうふうな中で、1つの、その保水言うか、自然を守る、水を守るというような意味から、1つは、やっぱり、これは、大きな考え方として、町なり県なり国なりが、そういうふうな制度を、これからも設けてやるというような、そういうふうな形での考え方が、まずやっぱり、地域いうか、佐用から発信していただけないだろうかと、そういうふうな意味で、ちょっと書かしてもらったわけです。そういうふうな事について、あったら一言お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長お答えください。

町長（庵途典章君） 森林については、既にですね、そういう個人では、もう、どうしても、これは維持できない。ただ、この国土の保全とか地域の災害対策、環境保全、こういう公益的な面からですね、森林というものを、まあやはり公、公で管理をしていかなきゃいけないという考えは、もう既に出ているわけです。ですから、ほとんど、今、森林の施業をしていくのに、間伐にしてもですね、今回の台風災害なんかの特に、ほとんど100パーセントの公費で行っていくという事で取り組めて取り組んでいくわけですね。ですから、そういう制度がありますので、それ程大きな、個人に負担を、経済的な負担なしに、こうやっていけるような事をですね、これを、もっと関心持って、それぞれの人、山を持っておられる方、所有者に持っていただくという、この取組みがやっぱり必要かと思えます。色んな制度はあるわけです。で、まだまだ、この緑税なんかも、これが作られたというのも、そういう観点から、県民緑税というものが創設されて、そういうお金も使ってという事ですし、それから、まあ流域的な考え方ですね、下流の皆さんも一緒にこういう森林に対する経済的な、やっぱり支援もして、負担もしていかなきゃいけないという、これまだ十分には浸透してませんけれども、そういう動きもあるわけですから。ただ、まあ、森林については、非常にまあ長い時間が掛かり、再生するのが非常に時間が掛かるものがあります。ですから、今まで、その出て来た、非常にまあ、力を、苦勞して来た、そういう森林を、少しでもまあ、価値のある物としてね、残すという事も、育てていく事も、これから、まだまだやらなきゃいかんとこだと思えますし、それを含めて、この治水力とか、今、環境対策という事も、重ねてやっていくという事で、町としても、そういう制度をうまく活用しながら取り組んでいきたいと思えます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） まあ、よろしく願いをいたします。

それと、あの、次に川なんですけども、最近言うか、去年、一昨年でしたか、議会の研修で四国へ行った時、四万十川の端を 10 キロか 15 キロか下ったわけなんですけれども、その時に、非常にこう、四万十川、ごみも何も落ちてない綺麗な川やなという事を、ちょっと感銘を受けたわけなんです。で、あの、残念ながら最近こう川に色んなこう、ごみが浮いていたり、引っ掛かっていたりいう事があるんで、ひとつ、その自然、きらめく自然という形の中で、何とかこう川だけでも綺麗にするというような事ができんのだろうか。ちょっとインターネットで、どういうふうな対策がとられておるのかなというふうに見させていただきました。かなり色んな所の対応と言いますか、やられておる所があるんですが、ひとつ、その四万十川のケースを紹介しますとですね、ちょっと四万十川の持って来てないかな。ちょっと、別のをさしてもらおうんですが、4 箇所か 5 箇所、まあ、ちょっと出してみたんですけれども、ほとんどが、地域ボランティアによる清掃というのが、かなり進んでおる所があります。こういう 1 つ天竜川の件なんですけれども、60 団体ぐらいの団体が、とにかく、その自分らの生活空間の範囲を自分らで快適にしようという形で、川を分断させてやっておられる、それに、県の、そういうふうな団体の方から多少の助成がでておるといような、そういうふうな格好で、かなり河川の美化という事に力を入れておられます。それで、先日、ちょっと京都の保津川行っとったんですけれども、あすこも寒かったんですけれど、ちょっと保津川下りをしたんですけれども、12、13 キロあるみたいですね。それで、まあ上から 1 時間半程掛かって下ったんですが、本当にこうごみも何もない、綺麗な環境にしてある。それも、ほなら言うて、何もせんとそうなとんか言うたら、これも、かなり努力をされておるようです。ですから、本当に、今地域づくり協議会の中で、もっともっこう、色んな事に関して、受ける側も、色んな提案をしてくれたら、僕らやりたいみたいな人も、長谷なんかで話したら、結構あるんですね。ですから、自分らの生活環境綺麗にするためにという事に関しては、やっぱり皆、関心を持たれておると思うんです。ですから、そういうふうな点でも、何とか、色んなこう、話し合いの中で、そういう事も出していただいて環境の美化にひとつ、町の方から、かなりの発信をしていただけたら、もう少しこう、勿論、その道路端の缶拾いとか何とか、どこの部落も多分やられておるといふふうに思います。横坂なんかの場合も年に 4 回ぐらい出て、ボランティアでやってます。ですから、まあ、ほとんど、川端にいう事は、道端にいう事はないというふうに思うんですが、そういうふうな形で、これからもですね、色んな地域づくり協議会の中で、そういう事啓蒙していただけたらというふうに思います。

それと、あの、次の地域づくりについて一点という形で書いておるんですが、ああ、もう時間なくなったな。これ、あの、ある自治会がですね、こないだうち、集会所のぐるりで、まあ土木工事を、土木工事いうたら大げさですけども、5、6 人の人が出て、色々作業されておったわけです。それで、2、3 日見ておったんですが、何をされとんかなと思って、自治会長さんにお尋ねしました。ほなら、ふれあい広場を整備しよんやという形でされておりました。で、後から聞きますと、一週間程して行ってみますと、その、あの 6 人、まあ多い時には 8 人ぐらいで、毎日 10 日程掛けて整備したんやという形で、ふれあい広場整備されました。で、どんなですか、これあの、僕も、議員として、そこへ行って見て、これあの、町に、そういうふうな補助金申請されとんですかっというふうにお

聞きしましたら、いや、補助金申請しとらんのやと。これどんなん、これだったら、多分、町から助成が出ると思うさかいに、やったたらどうですか言うて聞いたんです。ほなら、その自治会長さんが、いやもうとにかく、色んな形で、町には迷惑かけると。ですから、自分らでやれる事は自分らでしたんやという事でやりました。言うて、その方は言われました。それで、あの、今、本当にこう、何でもかんでも、そういう事を言うたら語弊があるんですが、町にやらしたらええんや、行政にしてもろたらええんやという時代にですね、地域が、そういうふうな形の考え方でやっていただけるの、非常に僕も感銘受けたわけです。そういうふうな中で、いやこれね、あの、とにかく町から、幾額かの助成が出ますんで、一応それだけは受けるようにされたらどうですかというふうにお話ししましたら、そこまで言ってもらえるんだったらという事で、直接担当課に電話させていただきました。ほな、担当課も直ぐ来てくれて、これだったら助成金掛りますという事で、それは、それなりに手配をしていただきました。それでね、まあ一番初めは、その自治会も、かなり高齢化されとんで、業者に頼もうかという話もあったみたいです。見積をしたら 230 万ぐらい掛かると。とても 230 万の金はうちにはないから、自分らでやらんかというのが、まあまあ発端だったようすけどもね、そういった中で、町の、もし一番初めから、町に補助金申請してやろうという事になりますと、町が、多分 200 万の限度で、その半分を助成するという条例になっとうはずです。で、100 万円のお金が、多分、町としては要と思うんです。で、今回、そういうふうな形でやられて、全体で 50 万ぐらいでされたようす。で、こないだ担当課あがって来て、どういうふうになりましたかというふうにお聞きしますと、23 万か 24 万かの助成になったとお聞きしました。それでまあ、あの、50 万というのは材料代ですはね。全部。材料代で 50 万掛ったと。それで、僕が、町長に、ちょっとまあ、お聞きしたいんは、地域が、それだけ努力してやった、普通だったら 100 万出さないけん。それが、まあ、地域の、そういうふうな努力の中で、50 万で地域は抑えられた。それで、補助金として 25 万が適当なんだろうかなという気がするわけです。材料を、勿論、工事費全体という事になりますと、最高が 200 万で、その半分という事になっとなんですが、材料だけという事になりますと、ちょっとまた考え方を違えてもええんじゃないかなというふうに思うんです。で、それだけ、地域が、地域づくりという事も考える中で、勤められとう人が 2 日ぐらい休んで出られたようす。そういうふうな中で頑張っておられる所に対する補てんの仕方がね、そういう事でええんだらうかなという気が、ちょっとするんですけどもね。言っておる事分かりますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、元々ね、宗行の皆さんの取組みだという事で、私も聞いておりました、そこの宗行地域の自治会長さんを中心に、できるだけ自分達でやろうと、そういう基本的な考え方をもっておられます。それは、非常にね、集落自治として、集落のあり方としても、そういうふうに取り組んでいただけたというのは、これは、まあそれが全町、どこの集落もそういうふうになっていただけたら、考え方も、ある程度は持っていたいてますしね、そういう取組みができればいいなというふうに思います。ただ、まあ、それに対してね、今、そういう制度のんがあるんだから、これは制度として助成したらいいじゃないかというお話で、後から、それを申請をいただいたと。だから、元々 200 万も掛かるんだから、100 万出したっていいじゃないかという、例えば 50 万全額ね、100 万にもならないんだから、自分達でやられたんだから、50 万出したらいいじゃないかというような、そこぐらい町が考えたらいいいんじゃないかというお話だと思うんですけどもね、しかし、そこには、最初の集落での自分達でやろうと言われる部分、これは、町としても、

そこは、ある意味では都合がいいか分かりませんが、大事にしなきゃいかん部分だと思います。ですから、それに対して助成、いくらかでもね、まあ、その制度の中で、これは材料であろう、何にしても掛った費用の半分と2分の1補助という事で査定をしてやるわけなんで、そういうボランティアで地域の人が皆掛られた分の日当までね、実際に含めてというような計算は、これは、それをしたら、中々、じゃあ、その査定いくらにするのか、これは今回の宗行だけの話じゃなくってね、他の事業なんかにも、全部、そこがかかわって来ますから、その辺は、宗行の集落の取組みを、善意に解釈、いい方に解釈させていただいて、町としての、その制度の中で取り組まして、そういう助成をさせていただくという事で、ご理解をいただきたいと思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いや、僕はね、その宗行部落の方の、まあ言うたら、そういうふうな地域づくりの考え方、僕は立派だと思うんです。そういうやり方でやられた事について、その部落の方からお金をとってくれとか何とか言われたわけでもないし、するんですが、けども、その制度の中でね、もし行くいう事になると、そういうふうな事を頑張っさせようが故にですね、ほんまにできるだけの事をしてあげたいというのが、これが普通の考え方や、普通いうか、僕は、そういうふうな基本的な考え方持っとんですけどね。それで、あの、うちなんかで、道づくりとか、色々やって、船曳さんとか安岡さんとかに、碎石ほなら、ダンプに1台とか2台とかもらいに行く事があります。その時に、材料は全部町がするからという事を聞いてます。ほなら、その上限な、材料費を見る上限はどのくらいになっとんかと思うんですけどね。まあ、あの碎石やったら5,000円か1万円のものなんです。それは全額みますというて、町へ請求書出したり、うちが払うたやつ領収書もろて町がもろたりしようみたいなんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 何も、かにも全部一緒にはね、やっぱし、中々当てはめれないと思うんですよ。だから、道路とか、そういう物の維持についての原材料費というのは、建設課で材料費として、こういう形でみますという1つのルールを作ってやっております。それから、コミュニティ広場なんかについてはね、やっぱし、その工事費の2分の1というのが原則があります。だから、その工事費にかわるものとして、その材料費は実際工事費の中に含まれておりましたから、はっきりした工事費としての材料費だったと思うんですけどね、これだけの原材料費が掛ったという事での2分の1。これは、それで、工事費のコミュニティ広場の助成制度というルールの中で算定をしておりますのでね、そこは、ちょっと理解していただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、後6分で終わります。

14 番（矢内作夫君） あの、ほなら、これ提案はしておきますので、また考えていただけたら、考えていただきたいというふうに思います。

それで、もう1つ書いておるんで、後もやりたかったんですが、時間がないようなんで、ある町民の方々に、町民の方にいう形の中で、こう、こういうふうなもんいただいており

ます。ちょっと読み上げて、紹介をさせていただいて終わりたいというふうに思うんですが。

佐用町長に提言という事で、新佐用町の町長になり、今、あなたは、この町を、どの方向に進めて行こうと考えておられるのでしょうか。合併当初の1年目は、旧町、行政格差はどのようにバランスを取るのか。また、旧町町民意識の格差を把握する時間を費やす事もあったでしょう。行政と町民のどちらも、まあ暫くの間見守って行こうと期待を持ち、そして1年が過ぎました。2年目、国の方向、県の財政が、ますます厳しくなり、町への負担も増え、行財政改革に取組みたいが、方向が見えない状況であったのではないのでしょうか。合併当初の課題であった格差についてはフラットな状態で指導されたと思っています。そして、3年目、いよいよ方向性を掲げ進んでいかなければならない将来、時期が来たのではないのでしょうか。そこで、どのような町をつくろうと思っておられるのかを聞きたいのです。佐用町の財政状況の厳しい町民の生活も世間では景気が多少緩やかに回復しているとの情報があるが、決して佐用町に当てはまるものではない。今後、ますます高齢化になり、収入が減り、支出が増える事になります。佐用町は、人口約2万1,000弱、職員数は、今何名ですか。臨時職員は何名ですか。企業に置き換えると、町長は社長、職員は従業員、この形態で会社を運営してみたらどうなるのでしょうか。企業は利益を追求する、行政は、そんな立場ではないと言われるでしょうが、収入引く支出の計算は同じだと考えます。つまり、収入に合った支出が望ましいのです。これが基本ではないのでしょうか。厳しい経営状態の中、支出を抑えるのはどの分野なのか。どの様な企業においても考える事は、人件費の削減です。佐用町と類似した組織においてどの様になっているのでしょうか。ここ数カ月間に職員の不祥事、職員の資質向上が言われますが、400名もの職員はどうしても監督はできないと思います。400人には400通りの人間性があります。そして素晴らしい可能性を持つ職員も多いと思います。当初、目標であったらう職員の意識の向上、それを図る上で、町長の手元から職員を離す企画はどうでしょうか。町の企画を町長1人では決してできないのです。そこで町長に提言をします。平成20年、これから躍進可能な年齢30代から40代前半に焦点を絞り、県内外の長期研修を試みてはいかがでしょうか。ただし、やる気のある職員は50代でも十分可能である。そして、研修項目としては、サービス業、農業、林業、色々な全般、この様な分野だけで、実情を経験させてみてはどうでしょうか。佐用の庁舎内だけでは町民の多様化するニーズに応える事はできないのではないのでしょうか。町民の目線に立ち、真に町民の奉仕者として、その仕事を理解できなくなっているのではないのでしょうか。民間の厳しさを知り、相手の立場になり、常に先を読み、情報化社会に対応できる環境が人を育てます。現在では、50名程度の職員を研修に出すことも可能ではないのでしょうか。研修に出すことにより、今以上の力を発揮する職員も必ず出て来ると思います。町民は、色々な形でボランティアとして町の運営に参画をしています。勿論ボランティアですから、ほとんどの所で無報酬です。究極の提案として、財政破綻した夕張市へ送り出す、破綻した町で、厳しい財政を肌で感じる事が可能になると思います。お年寄りの元気な徳島県上勝町でいるどりの町おこしを体験してはどうでしょうか。この2箇所は研修先に適した町ではないのでしょうか。企業がどんな局面になっても対応できる人づくりをしています。1分1秒が企業の方向性を決め、利益をだし従業員の生活を支える、そんな現場に身を置く事で、体験型研修になるのではないですか。短期間では、人は育たないかもしれませんが、何も行動を起こさないよりは、一歩前進します。佐用町は寒くもなく暑くもなく、田畑があり山もあり、交通も便利、安心安全な町でしょう。平凡な町だからこそ、その考え方で、目先を変える事で、面白い町になる事も可能な環境にあると思います。道路をつくる、施設をつくる、それも必要ですが、人をつくる、また、その人が人をつくり続ける。私達が、次の世代に残していかなければならないのは、

まず人であるというふうに思います。これが、町の財産になると、私は信じています。こういった提言をいただきました。

これは、また町長に後からお渡ししますが、1つでも2つでも、心に残った事は、ひとつやっていたきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 時間になりました。

ここで、暫く休憩をいたします。3時15分まで休憩いたします。

午後02時57分 休憩

午後03時15分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き再開をいたしますが、松尾文雄議員から病気治療のため早退という事で、届出がいただいております。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて11番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

〔11番 山本幹雄君 登壇〕

11番（山本幹雄君） 11番、山本です。才金ファームについてと水道水源保護条例についてを、それに水害に対する行政指導について伺います。

産業廃棄物処理施設(株)才金ファーム建設については、先の臨時議会で町民の皆様より請願された産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書は賛成多数で可決されました。町的意思決定機関である議会が、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書について採決の結果、反対は僅か1しかなく、町議会としてまさに、建設反対の意思を示した事になり、町民の皆様は採決の結果に、さぞ満足された事と思います。そこで、町長に伺うが、今後、建設阻止について、どのような対策を講じようとしているのかを伺う。また、水道水源保護審議会が開催されておりますが、この水道水源保護審議会は、何のために設置されているのか。地区の代表者である代表自治会長が、なぜ審議委員に任命され、審議をする意味があるのかを伺う。科学的、技術的な問題を、この審議会で審議するという事は、はっきり申して無理があると思います。それは、その分野の専門家でもなく、学識経験者として参加されている森本さんにしても同じことが言えると思います。しからばなぜ、このメンバーによる審議会、求められているかと言えば、住民として何を思い、何を考えるかという事が求められているのであり、それ以上の科学的根拠を示せというものでもないし、また、逆に、それを示せと言われたのなら、審議員の皆様は、皆困惑されると思います。科学的な根拠なり書類審査については、県なりに任し、書類審査が済んでいるかどうかではなく、住民としてどう思い、どう考えるかになってきます。そもそも、この審議会の持つ意味を県の西大参事が言われた、もっと考えるようにと。その意味は、県の紛争条例の他法令の規制解除に引っ掛け、産廃問題は、慎重に事を運びなさいよ。本当に住民が了承しているのですかという事であります。もし、そうでないなら、この条例をうまく活用しなさいよという事であります。それから、この審議会は、町の諮問機関として単純に審議し結論を出せばいいような事になっているようにもみうけられ、中には問題ありとすれば、早くから訴訟されるとの意見まで出されており、反対をする事はできないような雰囲気さえ見受けられるように思います。訴訟される事が前提であるなら、審議員としてまともな審議が行えるはずもなく、それが、まして行政側の立場から言われれば、なお更な事であります。そういった審議会の進め方に、少し危惧する

所存であります。産廃許可については、確かに、県が行います。しかし、何度も言いますように、県が許可をするかどうかの判断材料は、町が提供するという事であります。そのために、県は、何度も、町民の、何度も意見書の提出を求めているし、また、こうして佐用町独自の条例である水道水源保護条例で謳われている、現在及び将来についても大丈夫と言い切れる材料はあるのか。本当に将来問題がないと言えるのか。よく審議しなさいと言って来ております。佐用町が審議し、将来においても問題なしと結論づけるのであれば、将来もしもの時に、今度は県の方から、佐用町に対し、本当に審議し、調査したのか、県も責任は持つが、一番大事な当該町である佐用町の責任は最も重大ですよと言われます。基礎的自治体と言われる町は、町民の福祉の維持向上を図らなければならない責任があります。その責任を放棄している事になります。私は、水道水源保護条例の持つ意味について、行政は、審議員の皆様本当に問うていないのではないかと思います。その点についても伺いたいと思います。

最後に、水害に対する行政指導について伺います。

水害対策について行政指導は的確に行われているのか。平成 16 年台風時に水かさが増し川の堤防を水が越流し、各地で水害に見舞われた、その事の原因として井堰問題があると考えられる。井堰に欠こう部が設けられているが、その欠こう部が、実は常時塞がっており、欠こう部としての意味を持たず、その事が水害を引き起こす原因になっているのかと考えられるが、町長はどのように考えられるかを伺います。

答弁、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。先程、片山議員からもご質問をいただいておりますので、同じ内容になる部分もあると思えますけれども、それぞれまた答弁させていただきたいと思えます。

まず、請願を受けて今後どのようにしていくのかというご質問でございます。私も、住民からの皆さんからの請願は、多くの住民の皆さんの純粋な思いとして、町長として、それを受け止めなければならないというふうに、まず考えております。

また、その請願が、先の臨時議会で賛成多数で採択されましたことにつきましては、私といたしましても非常に重く受け止めているところであります。しかし、当然、議会におかれましても、町として法令順守の中で問題解決をする事を前提として、これを採択されたものというふうに理解をしております。

この度の産廃施設設置手続きについては、「片山議員」からの質問にもお答えをいたしました。県の条例に基づき、事前協議の届けがなされ、法令に則って進められて来たところであり、この手続きを、町において法的処分において、この計画を中止する事、止めさす事はできない中で、どう解決するかという事で、非常にまあ苦慮しているところであり、そのために、私自身、昨年来、度々それぞれの地域へも出向き問題解決に向け、協議を重ねてまいってきたところでございます。まず、問題解決の方策、最大の方法は、やはり、関係者がお互いの立場を尊重して誠意を持って、まず話し合うことから始めなければならないと思っております。そのために、地域の中においても、色々と、その話し合いの場を設けて協議をして来たところであり、地域住民の皆さんの反対の請願は、その気持ちは分かりますけれども、当然、当事者があるわけでありまして、その当事者は才金集落であり、才金ファーム会社でございます。まず、この当事者が、の中で、両

者の、両方の理解というものが最終的になれば、円満な解決はできないわけでありませぬ。そのためにも、真摯に話し合うテーブルに、やはりついていただかないと、話し合はできません。それには、お互いの立場を、それぞれ認めるところから、この話し合いに入らなければならないというふうに思います。今後は、才金集落の皆さんの思いや考え方も、当然、尊重しながら、また才金ファームの会社に対しまして、地域住民の皆さん方の現在の取組み、思いというものを十分に、これを届け理解していただくように、私としても最大限の努力を重ねて行きたいというふうに考えているところでございます。また、才金集落の皆さん方に対しまして、それぞれの思い、計画を進められて来た中で、現在の状況を踏まえて、この計画の一旦中止について話し合っただき、そういう方向で考えていただければ、町としても、一方の会社に対しても、そういう話を一緒にさしていただきたいという事で誠意を持って努力をして行く所存であります。

次に、水害に対する行政指導という事についてでございます。平成16年の台風は多くの地域で多大な被害を被ったところであります。特に佐用、上月地区は、堤防を越流し、田畑や家屋等が多大の被害を受け、被災された被害を受けられた方々には、大変お気の毒であったというふうに思います。この災害の対策については、それぞれの旧町において議論、協議され、新町においても、その対策を引継ぎ、各種事業の取組みを行ってきたところでございます。ご質問の井堰は、河川構造物として位置づけられており、河川管理者の許可を得て設置をされており、管理は、水利関係者によって行われております。農業用水等として取水するためには、欠こう部を堰き止めることが必要ですが、周辺に影響のある大災害時には、堰き止め材料などが、河川の流水の障害にならない様にしなければならないと考えています。欠こう部に、設けられた堰き止め材が、原因とこのことではありますが、原因の1つであるというふうに言われておりますが、周辺の災害を最小限にするためにも、関係者が、お互いの立場にたって、総合的に考え、知恵を出していく必要がございます。町といたしましても、総合的に災害の無い対策を県と共に推進してまいりますが、障害となっている井堰の防水方法に、水止め方法について問題があれば、水利関係者、地域の関係者の皆さんと改善に向けて話し合い、ご理解を得て、解決方法を見つけていくべきものという事で取り組んでまいりたいと思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

- 11番(山本幹雄君) そしたらまあ、ちょっと、才金ファームにしようかなと思ったけど、ちょっとだけ後にしまして、先に、公害、水害による方の話をさしてもらいたいと思はすけども、これは入っとんかな。ええっとまあ、水害、16年災害時は、まあ佐用町とか他は、どちらかと言うと風倒木の方がかなり酷い状態だったんですけども、旧上月町においては、割と水害が酷かったという事でありませぬ。それで、その時に、水害が、まあ、堤防が決壊したり、堤防を越流して住居が浸かってしまったというような問題があるんですけども、その全てが、その井堰によるものかどうかという事は、それは分かりませぬけども、井堰に本来ならなければならないはずの欠こう部に、常に、その障害があつて、欠こう部が欠こう部としての役目を果たしてないと。障害と言うよりも、実際はまあ、住民の皆さんが置かれている物によって、結局、欠こう部としての意味をなしていないと。その事によって、堤防を越流する水が、更に、量が増えて、住居にまで水が押し寄せて来ているんじゃないかと思うわけでありませぬ。そういった事が、例えば、佐用町で、どの程度、何軒ぐらいあるのかというのを町長は把握されてますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） あの、実際に井堰には、そういう構造として、その一定の高さじゃなくてですね、中央部に一部水が流れるようにして、取水時に、そこを止めるという、そういう構造になっております。で、その、いわゆる欠こう部にですね、恒久的な水止めはされていると、塞いでいるというような所がある事は知っておりますし、それによって水害が起きた起きないかは、また別にして、そういうふうな、もう一々、その取水時、耕作時だけにするんじゃないかって、1年中、その状況におかれているというふうになっている所が非常に多いという事は言えると思います。それを、今回の、その円光寺の井堰につきましてはですね、まあ、上流の下上月、中上月等の洪水に関係しているのではないかという事で、ちょっと大きく問題になって来たわけですけども、他の所にはまあ、そういう、その水害になってないから、これは問題になっていないという所があるわけで、その点については、全て何箇所というのは、井堰はたくさんありますから、全部調査はしておりませんが、上月の大日山川の所にも、役場の前の所もありますし、また佐用川の所も、それぞれ常時塞いだような形になっている所があるという事を確認をいたしております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあ、あの、今、上月のと言われまして、上月の所にある井堰については、旧上月町の前にあったのを上側に移しまして、確かに、あそこは、常時、あそこも最近も欠こう部に、まあ恒久的に塞いでいるという形なんですけども、ただ、あっこの場合は、かなり上に井堰を移す事によって、この前の16年台風においても上上月が水害になる事はなかったという事でありまして。そして、私が一番言いたい、私だけじゃなくして、そういう思いがあるというのは、災害時において、水害になる要素があるような場合、どうなのかと。そういうふうに見える場所、そういう井堰が何箇所ぐらいあるのかという事で、ここは、まず大丈夫だろうと言われていたような、先程言いましたような、その上上月にある井堰に関しては、別に、そう心配する事もないだろうけども、現実問題、災害が起きたような地区に対して、今後ほんまにどうするのか。関係住民だけが話し合いましよっただけで済む問題では、僕はないと思うわけです。そこで、行政として、どの様な対応するかという事を伺いたいなと思うんです。そこら辺の返答、もう一度よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） まあ、これは、また、そういう問題が、私も、新たに、この問題から生まれてきたと、認識したという事ですから、調査をして、これまで災害、水害やね、特に16年災害等で越流したり水害があった所に関係しているような井堰、その中で、その様な状況になっているという所について、あれば当然対策をしなきゃいけないというふうに考えておりますので、調査をいたします。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あ、調査をしてもらわなあかんわけで、調査はドンドンしてもらわないかんのんですけども、これはっきり言いまして、今、調査してもらたら困るんです。なぜ今調査してもらたら困るか言うとは、これいつかいうのは、町長もよくご存知だと思いますけど、町長が就任して間もない頃、うちに、集落に、ある事で来ていただいた時に、町長も、よくご存知なんで、それ以上は言わなくてもいいのかも分らんけども、町長非常に前向きな返事をいただきまして、その事について、僕ら非常に感謝して、その後、まあ皆良かったなって、今回の町長ええなって、今後何かやってくれるんやなって、今までの町長は、そういう意味においては、ちょっと問題だったけども、今度、庵造町長は、ほんまに頑張ってくれるなって言うて、こう私、その時、会計しておりましたんで、ちょっと議事録全部僕が書いて、前の区長が今の区長に、それ引続き渡したいという経緯もあるんですけども、そういう中で、非常に町長が前向きな意見をしてもらったなという事がありまして、にもかかわらず、2年近く経っても何も無いじゃないかというのが、住民の方から出て来たいというのがありまして、2年経って何もなくて、今、調査して何とかします言うんだったら、この2年間で、ちょっと前へ行っとらんのかいという話があるわけですね。だから、今、調査するんじゃのうて、ああそうか、そういう問題が、確かに、あの時は、町長、佐用の町長であって、上月ではなかったんにしてもね、状況だけは十分把握、多分されとったと思うし、僕が上月でも、佐用町、ああ大変だったなというのは、十分把握しますからね、だから、町長、しとただらうに、今に調査する言われたら、ちょっと、あれ、ちょっと違うのかなと思うんですけども、そこら辺、もういっぺん答弁お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） 私、18年の3月だったと思いますけども、合併後半年前の時にですね行って、状況は全然分からない中ですね、そういう水害があって、そういう水害対策についての改善を皆さんから色々とお聞きいたしました。しかし、まあ、そういう欠こう部が塞がれてて、井堰が高いからというような事が重点じゃなくて、元々井堰の改善をして欲しいというお話だったと思いますし、ただ、それについては、まだ大きな事業になりますし、河川の改修自体はですね、これは県の事業としても、中々まあ上流まで待ってるのは、非常に時間が掛かるし、当面直ぐには、難しいという話と、当面できる事はやりますと。で、土砂の取除け、越流所の堤防の低い所の嵩上げとかですね、そういう対策も話をさせていただいたと思います。それから、その、そういう井堰についての問題で、後からまあ、担当課、下水道課から聞けば、それが塞いでいるという話だったんで、その何とか、それを下げる方法はないかという事で、測量調査をさしております。だから、それによって、今のガードレールで塞いで水嵩を上げている部分をですね、何とか取り除けないかと。これには、元々欠こう部、そこに置くのは問題だったとしても、今、あそこの井堰が、農業用水だけではなくてですね、やはり集落が浄化槽の、合併浄化槽の排水を全部流されております。やっぱり、常時水を流しておかないとですね、やっぱり非常に使い辛いという事で、そういう必要性もありますのでね、水を流しながら、今の水位を少しでも下げる方法という事で、調査を、基本的な調査をさしたわけです。で、まあ集落からも、どうなっているんだというお話の中で、町としても、そういう形で解決をしていければという事でお話もさせていただいたんですけども、それは、ちょっと違うぞと。やはり本来の、まず井堰の管理の仕方、そういう点で、やっぱり、ちゃんと解決をしておかないと、他の所も、そういう事でやるという事になったら大変でしょという話もあり、今、そうい

う事で、円光寺の方の集落と管理の仕方というような話で、今協議をさせていただいているところです。ですから、まあ2年間、ずっと放っておいたというつもりはなかったんですけども、その事だけにかかっていたんじゃないかって、他の対策、土砂除けとか、そういう堤防の嵩上げ、県にもお願いして、これはやって来たところであります。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） これは、うちの集落だけじゃとかの問題ではなくして、特に、うちの集落が酷かったという事で、私、今質問させてもらっておりますし、方法は色々あると思いますけれども、それは、町長が、うちの集落にみえられた時に、それが欠こう部という話より、実際問題、井堰そのもののいう話だったという事は、確かにそうでありますけれども、井堰そのものを、早い段階で取り除いてくれいというような事も、これは現実的に難しいので、それであつたら、欠こう部だけでも早い段階で何とか行政指導をしていただき、取っていただく事によって、少しでも安心できるという事であるんであつて、本来、町長が今言われたように、井堰そのものを何とかしてもらえれば一番いいんですけども、それを今直ぐにというのは、難しいんで、欠こう部だったら行政指導の段階で、早い段階で何とかならんんじゃないかという思いでさせてもらっております。まあ、ちょっと、時間もドンドン過ぎて行きますんで、後、町長に、中々まあ、片山さんから言われたようにやね、町長に、ちょっとよいしょしながら、持ち上げながら、こっちの方は何とか進めてもらいたいなと思います。

続いて、もう1点の、その才金ファームについてで、町長が法令順守しながら、当事者同士で話してもらったりいう事で、それで後、まあ今、先程言われておつたように、まあ法令順守して、県の条例に則つてまあいう事を、色々言われております。確かに、法令に順守で則つて、解決してもらわないかんのんだろうし、それを無視するという事はとてもできませんが、その法令の何が問題なのかという部分を、ちょっともう一度お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） あの、これは、廃棄物処理施設の設置条例に基づいて手続きが進められております。現段階においては事前協議が終了して、後は、町の水道水源そして良好な環境に保護に関する条例、この2つの条例に基づいた町での手続き、これを終えて、それを持って県の方に本申請をされるという段階になる。形になっていくわけですね。この事業を進めようとするわけですね。ですから、町としては、その法令に基づいて水道水源条例に基づく審査をしなければいけない。これは、当然、その施設が水道水源条例に書かれておりますように、水源に対する汚濁の恐れ、水源の枯渇、そういう事があるかどうかを判断をしなければいけない。これは町の責任としてやらなければいけないという事です。それから、当然、次には、環境、良好な環境を保護する条例につきましては、これは、あらゆる環境に対して、心配されること、皆さん方が、色々危惧される事、将来にわたつての事まで含めて、ここは、内容的には、幅広い中で、これを協定、審議をするという形があるわけですね。ですから、そういう事はせずね、そういう事をせずに、それを処分する、町がしないというのは、これは法令に違反しているという事になります。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） はい、それは、もう当然ね、そういうような水道水源保護条例で協議したり、良好な環境についてね、していただかなあかんので、水道水源ね、これ、ちょっと見さしてもらおうとね、ええっとね、町の責務いう事でね、第3条の2にね、町は、水源地域の保護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。ですね。保護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならないとあり、第7条の1と2で、事前の協議及び措置で、「対象事業者」は、あらかじめ町長と協議するとともに云々あって、でまあ、これ、さっき言うたようにね、7条、ちょっと読むとね、対象事業を設置し、又は操業しようとする者は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係住民に対し、当該対象事業場の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他必要な措置を採らなければならない。で、2、町長は、対象事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、対象事業者に期限を定めて、そういうふうな措置を採るように勧告するとなっとう。で、3条で、町長が書いとうような、水道水源域の保護に関する知識の普及を努める、意識の高揚を努めなければならないという事を、どれだけやったのか。ねっ、関係住民にしたのか。で、7条にあるように、対象にしてなかったら、そういう説明するように措置しとらなあかんよという事で、町長は、例えば、水に関する上月、上月の才金ファームに関する水源は、これは当然久崎にありますは。この流域の関係者に対してね、意識の高揚に努めなければならない。知識の普及にせなあかん言うたけど、才金ファームが行われる言われながらね、町長、その間に、どれだけこの、ほなこの知識の普及を行ってきたのか。逆に、業者に説明させて来たのかを伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 関係住民に知識の普及、これは才金地域として、そういう施設の内容等についての説明会をして、そして、まあ、この施設、その施設の今回の施設が水道水源、水道を汚水についての影響、そういう物についての恐れのないというような事を説明をされて来たという事です。ですから、それを、地域の、この関係住民としての地域、それを才金集落の中で行ったという事で、その時の段階では終わっております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） その関係住民が才金というのは、県の紛争条例によって、著しく影響のある地区はどこですかという県からの問い合わせに対して、これ、ちょっとついでに言うときますけども、水道水源保護審議会なり一番最初の議会説明において、施設から500メートルというような説明をされた。それは、今日、片山さんも、その様に言われておったけども、8月に行われた水道水源保護審議会、保護説明会において、課長が、県からの、その指定場所どこや言うたら才金や言うて町が応えた言うて、あれちょっと500メートル、施設から500メートル言いよった話がどっか行ってもとうがないのもあるんだけども、それはあくまでも、その紛争とか、その条例の中で県が町に問合わせた区域が才金

であると。だから、私は、前から何回も言われているように、この水道水源保護条例を見ると関係住民はどこかという事が才金じゃないだろうと。それと、もう1点ですけども、著しく影響がある地域という事でありましてけれども、水も出なけりゃ臭いも出ないのに、どこが著しい障害がある地区があるんですか。ちょっと、そこら辺もついでに伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、条例上ですね、当然、著しく影響のある地域という事を指定されております。しかし、じゃあ、全く今言われるように、水も出ない、臭いもしない、何も無いのに、影響がないんじゃないかと、ほな何もしなくてもいいんじゃないかという話になるんですけども、しかし、そうじゃなくって、これは少なくとも、そういう最小限の、そこで実際に立地する所の地域、これは、1つの、その設置をする上で、その地域は皆さんに、きちっと説明をする地域として指定をしているわけで、その逆に、その著しく無いという事を説明をしてもらえばいいわけです。それで理解をされれば、それは何も、今回も、そこから何の異議も出なかったという形になっております。まあ、また、そういう地域の指定についてですね、これについては、当然まあ、その施設が、今言われるように、水も排出しないという、そういう中で、県の条例に基づいた紛争条例に基づいた指定地域と同じ地域を水道水源においての審査、審議における住民に対する説明、その中で区域というふうにしたと。考えたという事です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） あの、水も出なけりゃ臭いもないんで、とりあえず才金にしたんだというふうな返答かなと思います。けども、水も出なけりゃ臭いも出ないんだったら、才金だろうが久崎だろうが同じなんだたら、その流域は、まあ全部該当してもいいじゃないかと。それは何回も言われているように意見書の提出をもう一度し直してもいいじゃないかと言われている事であると思います。ただ、私が言っているのは、紛争条例においては、実際はそうかも分からんけども、これにある町の水道水源保護条例を見ると、関係住民でありますので、関係住民という事に関してだったら才金も久崎も、私の住んでいる地区も、はっきり言うて条件は一緒なんです。という事は、どういう事かと言うと、水を飲むという事しかないんです。先程から言うているように、臭いも出してなけりゃ、水も出ないんだったら、才金だろうが久崎だろうが一緒なんですから、水道水源保護条例による関係地区とは、幕山から久崎まで頭数があると思います、私は十分理解します。この文章では。そうする事になると、これに関係してあるように、先程言わしてもらったように、普及及び意識の高揚に努めなければならないと言うのであるなら、当然、久崎の方まで説明は、もうちょっと丁寧にするべきではあると思いますけれども、どうですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、何度も同じ事を繰り返しますけども、そういう条例の趣旨と施設の内容、そこから判断して、その地域を関係地域として設定したと。これについては、それぞれの今言われる見解が解釈あると思うんですけどね、町としては、そういう事で、手続きを、今までしてきたという事です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） しょうもない事ばかり言う。だから、これね、県の方に申請したんは、それでいいんです。もういいじゃないですか。県の方に申請したのは。水道水源保護条例は、町の条例なんです。町の。だから、県にしたやつはいいじゃないですか。ねっ。町の条例で該当地域はとか、関係住民言うたら、ああそやな言うて、そういう意味においては、幕山から久崎までそうだったら、町長が、よしほなら説明しよかでええんや。だから県までね、変えてくれと言いようわけじゃない。僕は、水道水源の話をして、去年の一番、ああ、多分6月28日からしとると思う。水道水源は町の条例ですから、町の条例として、ああ、確かに関係住民、そういうふうに、僕は見れるし、多分、皆、そうやと思いますよ。だから、もっと下まで説明してくださいという事。水道水源でやで。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、それは、今、同じ様な事になりますけども、言い方になりますけども、県の、その事前協議における紛争条例に基づく地域指定、その中で事前協議が終わり、そして、今度町における水道水源に対する、その周知説明、これを町としては、それを県の紛争条例に基づく手続きがされた上でね、その事を踏まえて、同じ地域という事で、一応、町として出しております。これは、だから、それに基づいて、業者の方、会社の方は説明会をしているわけです。だから、それによって手続きが、私は、一応、事前協議の手続き、その説明が終えていると。法的にはね。そういうふうに解釈しております。課長そうじゃないですか。ちょっと、課長、業者、業者の方からも、町としての、その域を、地域を指定して、それは出してるね。文章で。課長。

〔水道課長 課長〕

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） あの、ただ今、山本議員が、あの、水道水源条例に基づく関係住民のお話を、色々ご意見をお聞きしております。これにつきましては、あの、昨年から、そういう意見等十分お聞かせをいただいて、私の方からも答弁をさせていただいておりますけれども、まあ、おっしゃる事も、あくまで佐用町の水道水源保護条例の中で、関係住民を決定すればいいかというようなお話かと思うんですけれども、私の方につきましては、まあ既に県の方で出されております産業廃棄物処理施設のですね、設置に伴う紛争と予防条例に基づく地域を才金集落とされたという状況の中で、それを準拠をさせていただいて、佐用町水道水源保護条例の中の関係住民を才金集落とさせていただいて、それに基づく、いわゆる事業計画なり周知計画、それから説明会、それからいわゆる縦覧公告、そういう物の手続きをさせていただいて、今現在、町長からの諮問に基づく審議会を開催しておるという状況でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、これな、同じ事の話しの繰り返しになってまうけども、これ見るとな、地区指定なんてな、説明地区指定なんて書いてないんや。どっこにも説明地区なんか指定するようになってないんや。説明せいとだけなとんや。どの地区に説明せいなんか書いてないんや。だから、あんたらが県にやな、ここ指定ですなんて一言も書いてへん。指定せいなんか、この地区指定せい言うて書いてへんやん。どこに書いとんや。よう読んでみなよ。これ関係住民に説明せいと書いとうだけや。だから、この地区にせいいうて書いてえへん。関係住民に説明したらええだけなんや。どこが関係住民か言うとなんや。関係住民にしたらええだけやん。何も県関係あれへんがな。どこに県関係あるんや。これ見てみない。よう読んでみない。関係住民に説明せいと書いとうだけだから、関係住民に説明してと言いようだけよ。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、関係住民は、どこになりますかという、やっぱりあるわけですよ。

11 番（山本幹雄君） 僕ら、関係住民や。

町長（庵逄典章君） いやいや、それは水を飲みようから関係住民となるのかどうか、それはね、法的解釈色々、条例上の施行、やっぱり、適用の解釈、それは違います。ですから、今回手続きとしては、関係住民というものが、そういう形で協議があって、この地区、県の、その紛争条例に基づいた形で申請されたものを、協議がされたものと準拠して、この地域を関係住民ですという事を、町としては出していますという事なんですから。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、その件に関しては、もうええは。いくら言うても、県の紛争条例と、あれを一緒にしてもとう。まあ、ええは。じゃあ、これね、株式会社才金ファームから要望書が出されているわけですね。2 通も出とん、僕知らんなんだんだけども、この前、岡本さんがやね、2 通も出されとんのを、上月の区長会に配ってくれたもんで、ああ 2 通も出ているんだなと、それを見れば、何と内容を見ると、貴町の積極的な後押しにより進められて来たものでありとありますね。本当に積極的に後押し町長がしたんですか。そこら辺どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 私は、手続きとか、そういう事について積極的に後押ししたという

事はございません。ただ、最初にですね、これも議会の方にもお話をさせていただいたと思います。この施設というものが、どういう、その今の状況の中でね、町としても、こういう施設の建設。この施設というものが、存在がですね、下水道汚泥とか残渣、環境とか、これからの、その農業、有機肥料作って、農業を有機栽培していくような事業、そういう事に活用ができる施設であるという、そういう点で産廃施設というよりは、名前は産廃施設でありますけれども、事業としてですね、町としても、これは、必要な施設ではないかというふうに考えますという事は話をさせていただいたとおりです。そういう点について、企業においては、その初めから、この施設は、駄目ですと。こういう施設はつくってもらったら困りますという事は、当然言ってます。ただ、その前提として、地域の皆さんによく理解していただいでくださいよと。地域の理解というものが重要ですという事は、最初から申しあげております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） という事は、町長は積極的に後押ししてない事ですね。という事であるなら、業者の方から、訴訟するぞ言われても、町が別に後押ししとうもんだったら、何ぼ訴訟されても町は関係ないね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、町が、今、訴訟を受ける状況にはないと思います。これ法令を順守する限りね、法令を無視して、これを例えば、審議をしないとか手続きをしないとか、そういう事であれば、それは訴訟の対象になると思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 当初からね、訴訟される、訴訟されるというのが、非常に何回も出てきとんで、もう訴訟しようかというような企業が僕は嫌いだから、そんな企業来なんてええというのがあったけども、今、町長が訴訟される事はないと言うたんで、非常に心強いなと。

町長（庵逄典章君） 行政がですよ。

11 番（山本幹雄君） 行政かどうか、知らんけども。

民間の人が来るのは来たらえんだからね。僕は、町長は何回も、水道水源保護審議会の中でも、この前の2月の中でも行政が訴訟されるのは困るっていうのを発言されておるのを、僕、ちょっと筆記しとんで、それは、それで後でいいですは。ほんでね、水道課長がね、訴訟されるぞって言うて来た文書に書いとうのはね、当社の、才金ファームから見ても、建設する産業廃棄物処理施設は排水を伴わないものであり、佐用町水道水源保

護条例では、排水による水質汚染防止を目的とするものであるから、排水のない施設については、同条例に定める規制対象事業に該当する事はないが、同施設が、産業廃棄物処理施設業を行うものであるから、形式的にも本条例に定める審議会を開く必要があるので、同審議会の終了を待って欲しいと、こう書かれておる。これは、多分、課長も知っておる。町長も知っておると思いますね。こんな事、ほんまに課長言ったん。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） ただ今のご質問につきましては、後ほどの森本議員からもお尋ねがいただいております。まあ、12月25日付けのですね、いわゆる才金ファーム藤井さんからの、そういう審議会の遅れの中の要望書の中に、見られた中で、言われたとおり、そういう事を、水道課長としての見解があるという事でございますけれども、若干ニュアンスが違うかと思うんですけども、私はですね、才金ファーム藤井氏に言っておる事はですね、水道水源保護条例に基づき、いわゆる措置がとられておる、それに対して、その条例に基づき事ですね、いわゆる欠陥の、欠陥言うんですか、求めてられる事がですね、されてないというような状況ではございませんので、そういう措置からしてですね、水道水源保護条例の7条第3項に即した手続きが、いわゆる条例に基づいた手続きが順守され、それに基づいて町長からの諮問を受けですね、審議会を開催しておると。ただ、そういう法令に順守した中で、みさしていただくのであれば、まあ規制対象、この条例に定めておる規制対象事業所にですね、該当する恐れはない。そういう事に対しては、どうかなというようなお話をさしていただいた事は、何回かございますけれども、そういった該当する事はないというのが限定したですね、発言は行ってないというふうに記憶をいたしております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） あのね、課長ね、これだけきっちりね、当社の建設、産業廃棄物処理施設は排水を伴わないものであり、佐用町水道水源保護条例は排水により、ほいほいほいほいほいと先程読んだ物を書かれておると。こんだけ書いという事はね、言うたら悪いけどね、向こうテープとっとうかも分かんと思うんです。テープとっとう恐れだあってあると思います。録音しとう恐れだあってあると思うことになる。そうじゃないと、こんだけ文書出て来ないよ。で、その時にね、今、町長、課長が言うたような答弁がほんまに通るかどうか。なっ、僕が、積極的に言うて文書に書かれておる。課長が、こういうふうに形式的に、もうするだけなんで待って欲しいというような事言や、向こうお前、明らかに誰がどう見ても、これだったら積極的に、町がかかわっておるようにとられる。これだったら、町長が言うたように、法的に訴えられる事はないと言うかも分かんけど、もし、これがテープでもとられとうような事があったり、録音でもされとうような事があったら、これは、はっきり言うて町負けるは。あんたらが、お前、明らかに誰がどう見てもやりたがっとうがないようにとると思う。と僕はとれるな。ほんでな、課長な、昨年6月21日厚生委員会で課長の説明でな、水は、排水は一切工場から出ん。排水しないと言うが、排水しないという事が大きな事で、まず1点あります言うて、うんぬんとあって、水道水源保護条例の中において特に問題はないかという中であって、点々とあって、私の方としては、6月7日に6月7日、水道水源保護条例やな保護審議会やな、に、直ぐに了承いた

だけるかなと思う事があった。最終的に了承いただきたいなという思いを持っております。言うて、どう聞いても町が後押ししようようにしかとれんわけや。これ課長がはっきり僕じゃのうて厚生委員会で言うとなや。なっ。ほんなもん初めてのとこでやで、それで、最終的に了承いただけると思いますと言うて、これ課長とも何回も、その後言うたけど、ちょっと、まあかなり言いおうたはな。こんな事をはっきり言うとうわけや。もっと言うたら、まあ、ここに持とうわけやけど、これ何回も読み直してみた。議事録な。こんな事ばかり言うとうわけや。ほな、誰がどう見てもな、ああ、もう町積極的に後押ししとんかなと思うは。ほんでね、一昨年12月に鍋島さんが一般質問し、去年の4月か3月に片山さんが聞いた時には、明確な返事はしてないから報告だけの言い方、言い回ししておいて、それで、後で分かったら、もうちょっと詳しく説明しますというような発言だったと思うたんや。僕は、確か。ねっ、だから、まあ、これにおいては、もうちょっと、もうちょっと分かり次第説明してくれるんかなと。確かに審議中やいうのあったんかも分からんけども、まだ、もうちょっと詳しく説明してくれるんかなと思うとったら、実は意見書が1月24日に1回目出たおったんや。なっ、町の意見書は、もう既に1回目発行してますよと。次、3月に発行してますよというような発言がね、片山さんが聞いた時に町長はしとらんわけや。それにおいてな、僕が1回目の水道水源保護審議会6月21日にあった時に、町長が片山さんが聞いた時にな、まだ、もうちょっと詳しくう分かり次第報告する。これは、ちょっと、その時の言葉のあやの中で、色々あるだろうけど、そういうふうな形で言うたやろって言うのを言うた。これ、山口課長覚えとうな。その後、課長何言うて答弁したか覚えとう。ちょっと言うてみて。

議長（西岡 正君） 町長。

11番（山本幹雄君） ちょっと、課長、山口課長に先聞こう。先こっち何言うて答弁したか覚えとうか。議事録あるんやから。

住民課長（山口良一君） すいません、ちょっと、私、今、条例の方読んでましたんで、ちょっと、もういっぺんお願いします。申し訳ないです。

11番（山本幹雄君） まあ、ええは。まあ、ええは。あんな事知らん言うたんや。簡単に言や。私は、そんな事聞いてません言うたんや。なっ。そんな事説明した事知らん言うたわけや。な、でも、今日、課長にな、町長がはっきりな、片山さんがあえて、そういう説明した言うとなや。課長が、そんな事知りません言うて答えとなや。なっ、そんなん知らんわけないんや。実際したんやから。で、僕が、その時、水道水源の時にな、あったがな、したがな言うて、それで、その後、ちょっとしてからな、吉井さんも、ええ、それについてどうなんよ言うて聞いたけど、まあ知らんでつきとうしてもた。まあ、それはそうなんかな、俺の聞き間違いかな思うたけど、今日、町長が言うてくれたんで、ああ、やっぱり言うとうたんや間違いないうて自信持ったは。なっ、ちょっと、ほなついでに聞こう課長。

水道課長（西田建一君） はい、色々ご指摘いただいて、私自身反省せないけん的な発言も若干あったかないう事でございます。しかしながら、その私が言った事が、全て、その中に書いてあるという事ではなしに、私が言っている事は、言っている事も書いてない事項もあるんです。で、私が、何か、その今回、才金ファームをですね、まあ、後押ししとるような発言であるという話が出てきますけれども、私は、そのそういった推進的なお話を

すね、そういったものは藤井社長に対しては一切言っていないと思います。あくまで、町長の方からも申されましたけれども、いわゆる法令に順守した手続きの中で、審議会をさせていただくと、だから、それが結果的に、そのできるような状況になるか、例えば、審議会としてですね、町長に対する答申が、いわゆる規制対象事業所として認定する事が、妥当ではないというような意見が出てたとしてもですね、それに対しても、そしたら、それが直ぐですね、今回の工場が建設できるかどうかという事ではないですよというような話もですね、藤井社長には十分お話をさせていただいておりますんで、そういう、その私が推進をするというような発言は、今まで一切行っていない事をですね、もう誠意あげてご理解もいただきたいなというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君、後、4分です。

11番（山本幹雄君） はい、後4分。まあ、あの、そういう事について、まあ、あんまり課長責めてもね、かわいそうなんで、僕人間できて優しいですからね。ほんでね、水道水源保護審議会の中でね、町長、この前、2月の段階で、大西課長が帰ってから、まあ県の方の事前審査といのは科学的根拠があって、OK出しとんやいうふうな発言されてました。ところが、その時に、僕ちょっと筆記しよったんですけども、それより先の段階でね、県の大西参事はね、企業の説明だけで大丈夫だろうという事で印を押したんであるというような事を発言、はっきりしとんですよ。で、町長2月の、その水道水源保護審議会でね、科学的に施設について、県の方でも事前申請して来ていると言われた。その後、参事は、参事に聞いてね、われわれが行政上関知している事を言う。事業を初めて、これはっきり言うた事をバツと書いたやつやけどな。事業を初めて始める前の審査でしかない。操作していない。才金ファームは初めての会社であるので、できた物でしか知らない。分からない。慎重に意見を言わせていただかなければ、言わせていただかなければいけない。何年か後、何があるか分からないうえ、上流にあるという事を考えていかなければならない。過去も大変な事もあった。後手に回ることもある。将来についての心配もあると言われてます。それでね、これで一番肝心なのは、この前、大西参事も一緒に施設見に行ってますね。大西さん、その時初めて、こういう施設見たと言われてます。だから、県の方は、科学的にも技術的にも審査していないだろうという事ははっきりしてます。それについて、町長は、この前、森本議員と、かなり言い争いしてました。森本さんは、いや書類審査だけだろうって言うて、そないな事はないは。科学的にも全部、県で、そないな所じゃないでと言われてましたけども、僕は、そうではないと思いますが。

〔町長 挙手〕

最後に、ちょっと、待って、2分なんで、その後、答えてもろてもいいけども、僕が言いたいのは何かと言うとね、町長に、ちょっと厳しい事も一杯言ったけども、今後、ほんまに、何とかね、町民、皆、困っとんやから、もうほんまに困っとうから、後こう、見に来てくれとんだらうと思うんですよ。そういう思いだけをね、あれして、ほんまにこう厳しい事言うたかも分からんけど、前向きに取り組んでもらいたい。そういう思いだけで、僕、ちょっといやらしい事も言うたし、文句も言うたけども、そういう思いなんで、それだけで、後1分ですけど、答えてもらえますか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） まず、最初ですね、県の方の協議・審査、この事については、事前協議書を正式に出す前にですね、逆に、その前の審査として、県の本庁の方の、そういう担当課の方ですね、色々と協議を審査されております。そこで、担当官の方がですね、その施設の内容、方式、そういう物についての評価がされております。ですから、そういう事を踏まえて、県民局の方へ審査を出されておりますのでね、そこのところは、県の方においても、今回の施設、藤井さんも非常に自信を持っておられますけども、県においても、これまでのね、ああいう処理の仕方、方法、施設については、非常に高い評価をされたと。で、その事については聞いておりますし、また後の運営計画なんかについても、きちっとされていると。このとおり、きちっとできれば問題はないだろうという事で、事前協議書が次の段階として提出されて行ったという事を確認しておりますので、この辺は、大西参事がですね、全くそれを知らないとか、大西さん、県民局としては、出来上がった物でしか判断できないんだと。まあ、その理屈の上では、最終的には、いくら、その書類の中で見ても、結果的には、できたもので、ちゃんときちっと見ていかざるを得ないというのは、それは1つの理屈だとは思いますが、決して県としても、そんな無責任な形で、この審査をされているという事ではないというふうに思います。ただ、まあ、そういう、今、山本議員も言われたように、色んな経過があり、お互いですね、もう少し、今から見れば、こういうふうに対応していけば良かったという点も、確かに、それぞれあります。ただ、今回、その、ほなら時間を戻すわけにはいきませんし、町としても、何とか法令順守は当然ですけども、その前に住民の皆さん方が、こういう請願もされ、思いがあり、皆さんの総意というものをね、やっぱり大切にしたい形で、この問題を解決していくという、この立場は、やはり町長としては、最大限の努力をしなきゃいけないという事で考えているわけです。ですから、私は、この施設そのものについては、認めるとこと言うんですか、評価はするところは、きちっと評価はしていかなければならないとは思っておりますし、今後、地域においても、こういう環境問題、非常に、これから具体的なものを取り組んでいかなきゃいけない時代の中でね、町民皆が、やっぱりこういう問題についても関心を持って、正しくやっぱり理解をして行くところはしていかないかんというふうには思っておりますけども、やはり、この進め方として、最初に、そういう所から入らなかったというところにね、やっぱり、この問題が非常に大きくなってきたという、一番の、これが反省点であろうと思っております。まあ、何とか当事者であります、やっぱりがあるわけで、私自身で全てが決めるわけではありませんし、こういう住民の皆さんの思いそのものだけで、この問題が解決するわけではない。最終的に、そういう物が、それぞれの、今、直接の当事者の方に十分ご理解をいただいて、その皆さん、その方々の最終的な同意、合意を、同意をいただくと、そういう事に全力を挙げて取り組んで、今現在もおりますので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（西岡 正君） 山本幹雄君の発言は終わりました。
続いて、12番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番（大下吉三郎君） 12番、大下でございます。朝から、大変皆さんお疲れでありましたし、私自身も若干疲れております。慎重審議していただいている事を嬉しく思ってい

るわけですが、山本議員から若干違った、今度心緩めて聞いていただけたらなと、この様に思っています。

私は、生涯教育基本構想の樹立につきまして町長に、また関連各部門に伺っていきなと、この様に思っております。合併によりまして行政機構、教育行政の仕組みも大きく変わりました。既に2年半以上を経過して、3年目を迎える中で、生涯教育基本構想はどの様になっておるのでしょうか。人間は生まれたときから死ぬまで学ぶ。人格を磨くことは生涯教育の目的であり、指導する者として自己を高めようとする意識、それに教育の場として環境施設と一体となった人格が形成され、知、徳、体のバランスのとれた、国際的人間を作り出さなければならないと、私は思っております。島国根性的な物の見方を捨てて、国際社会の一員として、国際的感覚で物を見、考える国民でなければならないと思っております。内にあっては、地域社会の一員として、郷土を学び、郷土発展のための連帯意識の向上、また産業の振興を語る。さらに個人の健康管理なり体育向上などについても、これも生涯教育は時代の変転に対応する、できる、多様化する社会の要求に応えることであるように、当面する課題として、幼児教育、家庭教育、これらの見直し、手づくりにおける生涯学習の方向性について、もう一度検証する必要はないのだろうか。

私は、生涯教育基本計画並びに具体的な実施計画を検証すべきと考えておりますが、町長に伺って行きたいと思っております。

この様な事を申し上げて、この場での質問は、終わりたいと思っております。

なお、内容につきましては、自席において説明をいたしたいと、この様に思っております。以上です。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは大下議員からのご質問にお答えをいたします。

「生涯教育基本構想の樹立について」という事についてであります。近年の考え方として、生涯教育は「生涯学習の考え方・理念」であるのに対し、生涯学習は「具体的な学習活動」として捉えられております。

この場では、生涯学習の取組みと今後の方向につきまして、答弁をさせていただきます。議員もご承知のとおり、本町では合併協議の段階で、新町の重要施策として、町民と行政による「協働のまちづくり」を掲げてまいりました。そして、住民自治組織を立ち上げていく上で、生涯学習の進化を、地域自治、地域づくりにつなげようという基本姿勢で、一昨年の7月末に町内13校区に住民参画による「地域づくり協議会」が誕生したわけがあります。それぞれの「地域づくり協議会」は地域の特性を生かしたコミュニティづくりに取り組んでいただいております。また、暮らし・生活における課題や地域の課題を自分たちで考え、解決していこうと、既に課題解決に向けての動きもでてきている協議会もございます。従いまして、現在、地域住民がより良い生活環境づくり、地域づくり、まちづくりに主体的に取り組む姿勢こそ、姿こそ生涯学習であり、そのパートナーである行政は役割を明確にし、できる限りの支援をしていかなければならないと考えております。

議員の言われている幅広い意味での生涯教育の取組みにつきましての「基本構想の樹立」ということにつきましては、あらゆる教育・学びの場の提供等の体制や内容の見直しということだと思っておりますが、今の本町の体制が充分とは言えませんが、豊富な情報化社会において、ある程度は各個人が自発的意思に基づき、自己に適した方法で学ぶ機会はあると考えられるのではないのでしょうか。その中で、本町の場合は、住民が主体的に生活や暮らし

を良くしていこうと、共に取り組む体制づくりがスタートしたところであります。生涯教育の取組みと検証については、年度ごとに発行しております「生涯学習活動のあらまし」を精査いただき、ご意見やご指摘をいただきながら、当面は生涯学習の理論に基づき事業を展開させていきたいというふうに思っております。また、それが今の本町において最も重要な生涯学習振興行政ではないかというふうに考えているところでございます。ひとつ、また色々なご意見をいただき、生涯学習の振興により一層努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 町長、ありがとうございます。

私は、過去何十年来に亘って、本当にこの生涯教育というものについて本心から取り組んで来た 1 人として、本当にこれからも、より生涯に亘って、色々な事を研鑽しながらやっていきたいと、この様に思っておるわけです。町行政機構もですね、大きく変わった中で、今まで取り組んで来た生涯学習課の取組みについては、注目を集めてきているところであります。その評価等も高い事は事実であります。住民への浸透はどうであったのか教育行政、教育委員会から町行政に、この生涯教育社会教育というものが移ったわけであり。その後の 2 年少しの間、また、これから 3 年目を迎えようとしておる生涯教育、方向付けというものを、どの様に展開しようとしておるのか、これらについて、町長に、また詳しくしていきたいと、この様に思っております。

私は、この 18 年度の佐用生涯学習のあらまし、この事についても、本当によく取り組んでいるという事は事実であり、誰しもが認めるところであります。まあ、今年度につきましても、19 年度についても、この様なまとめがされるであろうと思っております。まあ、そうした中に、合併当時は、恐らくや、合併の調整という事で、そう具体的に取組む事が本当にできなかったのではないかなと、その当時の課長も、大変苦勞があったと思っております。しかしながら、その後、課長代わり福井課長が学習課長としてなり、この方については、当然、プロのようであります。社会教育として教育委員会の中でも、一生懸命取り組んでいただいた、われわれ仲間としても感謝しておるわけである。そういった、今度は、本当にプロが、その生涯学習担当課長として、この 1 年しっかりとやってきてくださっておる。この事についても私も感謝を申し上げます。そうした中で、大変難しい、計り知れない、この生涯学習というものについて、本当に、住民への浸透はどの様になっておるのかなと、このあたりについて、町として、どのような検証をしておるのかという事を、私は問うていきたいと、この様に思っているわけです。

で、町長に伺いますが、合併後の総括、18 年度の佐用町生涯学習のあらましについてですね、どう検証したのか、まずこの事を 1 点と。合わせて 19 年度は、どうこの事に対して取りんで来た事に対して検証もしておるのか、これからしてくのか、その事、この 2 点について、まずお聞きしたいと、この様に思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、生涯学習という担当、社会教育をですね、行政部局の方に配置したと。その辺で、1 つ合併後ですね、どの様な形で、まあ進められているか、そうい

う点についてもが根底にあるのではないかと思うんですけれども、質問の。これは、合併前の色々な生涯学習の取組みも各町においてもですね、それぞれ色々な事業なり地域との活動の中で、それは総合的にやっぱし、総合的にと言いますか、生涯学習という、1つの学習という分野だけに狭い形ではなくてですね、地域の皆さんの、色々なコミュニティ活動を通して地域づくりをして来たとして、それが1つの皆さんが、そこで一緒に学び共に、やっぱし助け合っていくという、そういう地域をつくる上で、つくりながらですね、一人ひとりの地域の皆さんの人の、人としての向上も図って来られたというふうに思います。で、教育委員会が持っているとか、町の行政部局であるとか、それはあまり、その当然、その合併前も大きな変化はないと思います。まあ、合併前におきまして、教育委員会の中に社会教育という部局はあって、それぞれの高年大学でありますとか、また文化団体なんかの活動、そういう事も行っておりましたし、また青少年なんかの活動なんかについても、同じくやってましたけども、まあ、それぞれまた町と連携してですね、一緒に、町の公民館、生涯学習課と一緒に同じ様な事業も進めておりました。ですから、まあ、合併してですね、1つの町になって、過去の前の郡の教育委員会というあり方ではなくてですね、町教育委員会という形をとった中でですね、やはり教育委員会も1つの学校教育だけではなくて当然、学校教育と地域の、そういう社会教育との連携という面でも、スムーズにと言いますか、柔軟に対応ができるようになって来たというふうに思っておりますし、まあ、新しいまちづくりの中で、地域づくり協議会という1つの協議会の活動を通してですね、まあ、色々な学習、勉強もしていこうという取組みもしていただいておりますし、地域のまずコミュニティをしっかりと構築していこうという取組み、そういう分野、面においてですね、生涯学習、学習を通して、そういう取組みもかなり積極的に進んで、めていただいているというふうに思っております。

まあ、あの、一つひとつの行事、事業としてはですね、これまでの過去、それぞれの町も取組んで来たものを継承して継続してですね、まあ、取組んでいる部分もたくさんあるわけですが、やはり、まず町民の皆さんが幅広く、こう交流できるようになって来たとして。高年大学を見てもですね、色々な地域からの人が、皆が、色々な所の活動にも、それぞれ参加して、今まで以上にこう幅広い人間関係、こう広い交流ができて、そういうものが幅が広がったのではないかなと。そういう点も1つ大きな合併後の成果ではないかなというふうに思っております。はい。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 町長も、この社会教育が、また生涯教育が、教育委員会から行政に移ったとあって、そう変化するものではない。全くそのとおりであります。但しながら、その中に施策、方法というのは、それぞれの立場の中から取り組んでいかなければならない、色々な方法はあるかと思っております。そうした中で、合併後町長も力を入れておる、まちづくり、これらについても、当然この連携が非常に多くあるかと思っております。この辺りについても、色々な、その組織があるわけです。それらとの連携というものを本当にどの様にしていくのかと。この2年間、2年半の総括の上に立ってですね、今、町長が言われたような事を、今後の20年の組織の中に、体制の中にどの様に具体的に取組んで行こうとしておるのか、その辺りの来年度への抱負なり、これを目玉にして取組んでいきたいと、この様な物は、町長、あるんでしょうか。課長、どちらでも結構です。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） 失礼します。先程、私が社会教育のプロと言われたんですけど、実は30年程前に担当しておりまして、実は、現在、本当にこう戸惑いながら係わっております。実は、私が持っていた当時は、本当は、社会教育は本当に人権学習を中心に各種教室学級の開設とか、それから指導者養成、講演会、レクリエーション、ふれあい事業とか、本当に、あの著名人を呼んできた講演会とか、これが社会教育だと思っておりました。実は、そうした住民がやりたい、したい、それに応える、本当に要求課題に答えていたのが、本当に従来の社会教育だと思っております。今、社会教育が生涯教育、生涯学習。生涯学習は、一面本当に、個人を高める事によって社会、生活や暮らしを豊かにしていくという、そうした、という事は、学んで気付いて、実践していくという、これが今、私どもの町が本当に必要としております、必要課題として、今、地域自治とか住民自治の能力を高めようという、これが本当に行政が、本当にやんなければいけない必要課題であります。で、今、この必要課題であります学んだ事を実際にいかしていくという、その仕組みが、今、まちづくり協議会の中で、今、組織できました。で、まちづくり協議会の中で、結局、入口論ばかりをやっていたのが、今、出口論を念頭に置いて組織されたのが、地域づくり協議会でございます。で、地域づくり協議会の中で自分達の生活や課題、色んな、その中には、福祉課題もありますし環境の問題も一杯出てきます。で、それに対応していくのが、どうしても総合行政の中で取組まなければ、従来の教育委員会の範疇では支えきれなくなった課題が出て来た。それに取組むには、どうしても協議会の中で、町全体の大きな課題に向けて取組んでいく、この組織ができましたら、今、色んな問題が出ております住民が力を付けて自分達で解決していく。当然、必要課題と要求課題とのバランスが大事なんですが、今、力入れておりますのが必要課題という、地域づくり協議会を中心とした、本当にあの、その取組みにつきましても、それぞれの関係地域におきましては、色んな広報等発行されまして動きが出ております。その中で、先程、町長が申しましたように、地域の課題に向けて解決の取組みの動きも出てまいっているのが現状だと思ってます。それを、町行政として精一杯こう支援して行くという、そういうシステムを当面続けていかなければいけないと思っております。その仕組みづくりができて、その仕組みの中で、実は、あの、今住民が取組んでいる現場の中で、行政として支援していくという、それが生涯学習の基本計画の中、基本計画と言えるかどうか分かりませんが、非常にこう大切な分野であろうとは思っております。すいません。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 全く課長の言われる事を、私も思っておるわけですがけれども、これだけ多くの、色々な難しい社会になって来ますと、確かに、課長言われたように、当初、発足はですね、人権学習から始まって、相当に云十年間色々やって来た中で、われわれ人間一人ひとりが、これから取組んでいくんだという意思表示をするのが、これからの生涯学習であり、取組むべき方向かなという事も、私も思い、それに今、取組んでおりますけれども、いずれにしても、佐用町として総合計画、まあ皆さん皆持っておるはずですがけれども、こういった1つの中に、美しく奇麗に1つの目標が掲げられておる、この事は

いわけです。まあ、この様な事に対して、本当にどういう格好で、人間一人ひとりが佐用町住民2万1,000何がしが本当に取組んでいけるのかなと。本当に、あの、浸透しなくてはいけない事であろうかと思えます。先程、町長なり課長の方からもですね、その辺の辺りの検証が、今言われたような中に含まれておるのかなという事で、私今思いつつ、自分の思いを言っておるわけですがけれども、確かに、あの18年度合併後ですね、色んな事を、これは教育委員会にあってもですね、恐らくこういう事であったかもしれないと思えますけれども、このあらましにつきましてもね、本当にたくさんの行事を消化している本当に頭の下がる思いです。これも色々な各種、それぞれ団体のチーフによって、また色々な、その支援される人々によってなされてきた行事であります。これだけの行事を消化、本当にあの、時間を追ってされている事に対しては頭が下がりますし、当然、行政としては指導、指示すべきかなと、問題提起すべきかなと、この様に思います。但しながら、本当に、今、住民まちづくりについてもですね、われわれの地域においても、どの地域においても13地域に、それぞれのセンター長置いて、行政と手を組みながら、住民と手を取合いながら、その様な行動をずっとしておるわけですがけれども、私が、この2年間、ちょっと様子見て見ますと、何かこう景気良く花火がドッカンと上がっておりますけれども、その一発で、この1年が終わっているのかなとのような感じもしないでもない。まあ、地域によっては、本当に住民一人ひとりが、先程矢内議員の方からも、色々な話が出ておりましたけれども、本当に地域・村をつくっていかうと思えば、それは年間通じて、色々な形の中で、われわれの住む社会を地域をつくり上げていくと、本当に言うのが、本当の生涯教育であって、1年に1ペンドカンと上がって、後は何もしなくてやっていくという事についてはいけないんじゃないかなという気もいたします。その辺りについては、行政として、それぞれの支所の方でも協力を願って指導をしておるように思いますけれども、まあ、それがですね、住民一人ひとりに本当に浸透して、とにかく皆さん方で立ち上げてくださいますよと言えるように、早くですね、していかなければならないかなと、そのためには、多くの社会教育施設というものが、佐用町にもございます。この総合教育の中にも計画の中にも、そういうた公立施設の状況が書いてあるわけですがけれども、これらの中に、本当にどういかにされておるのか、またいかしていこうと、また指導をしておるのかという事も、やはり行政としてはつかんでおかなければいけないだろうし、既に、その様な事は取組んでおると思っております。これらについて、総合計画と、またその多くある社会施設とどう結び付けて取りんでいくのか、またまちづくり課またそれぞれ教育委員会なり学校関連との中、この辺りについても、もっともっと深く取組んでいく必要があるかなと。まあ、教育委員会につきましても、1課なくなった中で、それぞれの人員削減の中で、それぞれの主事としての派遣を今後社会教育の方にも送っていったりして、色々な交流の中で、子ども達への1つの指導を助言を持って帰っておるというのも事実でありますし、その辺りについて、教育委員会の方で、もし話がでていけば町長伺いたいんですが。

〔生涯学習課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。課長、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） あの、すいません、今、あの、それぞれの地域協議会ができて、あの、従来やっておりました公民館活動が新たな枠組みになったという事で、協議会の枠組みが広がったという事で、色々な地域の見直し、ふれあい事業が本当にこう盛んに行われまして、非常にこうイベント的に終わってしまうというような感じもしますが、1つの過程として、もう少し様子を見ていただきたいと思いますのと、実は、この

度の総合計画の中でも、実は人づくりとまちづくりが一体となった町の総合計画となっていて、あるべき社会、そうしたものに自分達が学んだ成果をいかしていくという、これが生涯学習ですので、どうしても、生涯学習とまちづくり、これは本当に町民の教育力を上げて、そして高めて新しい自分達の住み良いまちづくりを、まちをつくっていくという事につきましては、本当に総合計画と生涯学習によります取組み、成果をいかしていくというのは、本当に一体的に取組むという、町長が一番最初に申しました総合計画の中に示されております人づくりとまちづくりを一体的に進めていくという事になるかと思えます。で、教育委員会との連携におきましても、当然、PTA、人権学習、子育て、それから色々な分野ですね、スポーツ分野におきましても、教育委員会と密に連携をとりながら、教育委員会の職員も全て生涯学習の取組み、まちづくりの取組みの中には、常に教育委員会職員が2名入っていただいて綿密な連携を取りながら進めているのが現状でございます。

議長（西岡 正君） 教育委員会からいりますか。

12 番（大下吉三郎君） 教育委員会の方から、指導主事が派遣されて、色々と苦労されておる、また、それを持ち帰っての子ども達への学校、教職現場への連絡周知というものもあるかと思うんですが、その辺りについての取組みはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 教育委員会としましては、あの18年9月当初の議会ですか、まあ、今の町の体制の中で教育委員会はどういう立場でまちづくり、生涯学習課諸々の関係機関、関係課とどれだけ連絡調整ができて、教育委員会としての立場もしっかりと現せると。そういう立場で今日まで来ているところです。

1つは、派遣社会教育主事を2名置いていただいております、これを町長部局に配置するわけにはいきません。教育委員会に配置しなければなりませんので、で、この2人を有効に活用すると。そして、派遣社会教育主事というのは、行政職員もおるわけですが、たまたま佐用町の教育委員会は学校教職員からの派遣でありますので、学者連携を、これは十分取らざるを、取る意味合いが強いと、そういう事があります。現実的には、私が教育長しましてからは、地域へ出て行ってくれと。要するに、まちづくり、地域づくり協議会が発足して、地域の方々がどういう課題で、どういう議論されているのか聞いて来てくれと。その中で、教育委員会として指導助言ができる事があるならば、そこでしょうと。それを、積み重ねながらですね、教育委員会としてのまちづくり、また人づくり、そういうものにですね、どれだけ係わっていけるか。そういう事を、今現在、現実的に、そういう事をしながら課題とか問題を見つけていると、そういう事が実態であります。しかし、ここに推進課長もおりますけれども、推進課長も含めてですね、そういう所へ参画しております。話を聞くところによりますと、やっぱり出て行って良かったと。で、出て行って、やっぱり勉強になると。まあまあ、教育委員会の者が勉強して帰って来ても、それはしょうがない事なんですけれども、しかし、その事がですね、次の地域へ行った時に役に立つと、そういう事で、生涯学習課と連携しながらですね、今現在進めていっておるところです。

以上、簡単ですけど。

議長（西岡 正君） はい、質問中ですが、ここでお諮りします。本日の会議を延長した

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。質問を続けます。
大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 確かに、あの、この種の問題については、学校教育とですね、連携を密にしないと本当に基本的な事ができないんじゃないかな。私も強調しておりますのが、幼児教育から家庭教育、学校教育、これらについての見直しも図らなければいけないという段階で、連携がなくては、もう、この生涯教育、社会教育というのはできないと、私は、その様にきつく思っております。

先程から、色々と連携等々についてもお聞きしておるわけですが、要は、学校教育、指導主事につきましてもですね、そういう地域に出て行って、子ども達の空気を、また先生の空気を見て帰っていただき、そしてまた、そういった生涯教育課との連携の中で、色々と取り組んでいただければ一番教材としては、地域の教材としては、全てが分かって来るんじゃないかと。私は、よく家の前子どもが毎朝、朝晩、通過するわけですが、本当にあいさつができていいのかという事になりますと、まあ 60 パーセントぐらいかなと思っております。それは、地域によって若干違うかと思うんですが、帰りしなにでもお帰りという大きな言葉を掛けても、おっさん何言うとなやという様な顔、朝の言葉もそうです。その様な子ども達も、本当に多くおります。そのあたりも、これは生涯教育として、先程、一番初めに言いました人権基本学習というものが、本当に、そういった中にいかされていくのかなと、まあ、その子ども達は、40 年前の事分かりませんが、親としては 20 年、30 年、それぞれの親がおるわけです。その親が、この生涯学習あらましの中にも、相当顔を出されて指導を受け、自分達が、その成果発表をしております。青少年の育成から色々な立場の中に P T A としての助成団体の育成なり、この中には、全ての者が父兄が携わって来ておるわけですが、本当に、学習課長が言われた、本当の基本というものについて、まだまだ、勉強しなければならないんじゃないかなと、それがゆえに、子ども達の荒廃、荒れている所、学校でも、色々と先生の言う事を聞かない。一番基本的なものが家庭教育の中にないとすれば、これは、生涯学習としては、全く浸透していないという判断しか言えないんじゃないかなと思ったり。いやいや、こんだけ一生懸命やっとなやと。確かにやっております。それが本当に浸透しておるかという検証を、これからもしていただきたいし、しなければ、この 2 年半に亘って、どのような格好で行政が携わって来たかという事が、まだ先が見えていないのかなと。私は、この事について、もう 1 年待とうと思っております。しかしながら、色々な形の中で、3 年やってしまうと、余計駄目になるのかなというふうな事もあったりして、中途の中で検証をしていただきたい。そして、堂々と行政の中で、生涯学習、社会教育を延ばして行って欲しいと。それは、なぜか、それは、やはり、まちづくりの中に全て縮小されていき、その中で育まれる課題が多いのではないかなと。ただ、色々なカリキュラムを組む中で、また、それぞれの各種団体の中で、色々な事を計画され発表をされしておりますけれども、本当に発表に終わっていないかという検証を投げかけてやっていただきたいし、学校関連については、その様な事を持ち帰り、また生涯教育の方におかしいぞと、良かったぞという事を投げかけ、またもらって帰ると。キャッチボールをやっぱりやらないと、これはいけない問題があるのかなと、この様に私は思っております。まあ、いずれにしても多くの組織があります。その既存組織の見直しなり地域指導者を生涯学習課長として町長として、その様に、これから、この方達を指導

し、また助けをいただきたいのかなと、この辺りについてお考えありますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、色々と計画をして思いがあって、その目的を持ってですね、行動しても、それを、要は、どれだけたくさんの方が、それに皆、関心を持って参加していただくかという事になります。まあ、まず、そういう取組みをする上で、当然指導者、お世話をいただく方、積極的に、やっばしこう、そういう意欲を持っていただく方がいらっしやらないと何も、まず取り掛かりもできないんですけども、まあ、今例えば、まちづくり、地域づくり協議会においてもですね、そういう地域の中でセンター長さんをつくり、また活動員さんをお願いし、皆さんが、できるだけたくさんの方が参加をしていただいて、それを広げて行こうという形で今取り組んでいるわけです。しかし、まあ、それは、中々ですね、難しい、中々、今言われるように成果があるかどうかと言われると、その実際に、私もまあ、協議会ができた後2年という事の中で、地域の中で懇談会のような話を合いをですね、協議会の皆さんとの協議、話し合いを、懇談をする場をつくって回って来ましたが、中々参加していただく人も期待した程参加していただけないというのが、実際の今の現状です。だからと言って、ほな、これをほなら駄目だと、止めるという事ではなくてですね、もっと、そのまずは地域の皆さんと一緒に、やっぱり協力する、参加をして行く、一緒に取組むという、そういうコミュニティを強化していくと、コミュニティづくりを、やっばし進めていくという事が、まあまずは大事だというふうに思っております。まあ、そういう中から、当然、また新しい指導者、リーダー、その地域ですね、引っ張っていただける人が生まれてくるだろうというふうに思いますし、それをまあ、行政としても、そういう人をね、やっばし発掘していく、また色んな形で、町としてのつながりを、行政としての、そういう方々を、色んな形で、また参加をいただいてね、もっと自分達の町というものに、もっともっと参加していただく、そういう取組みをやっばしやっていかないかんというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 私が、なぜこの様な事を今時分に言っておるかという事は、やはり、あの、1つ物事、物事に対しての、それぞれの初めて取組む事については、やはり、それぞれの反省、検証というものをやった上に、次へのステップという事にあいなろうかと、この様に思っております。

この総合計画の中にも、生涯教育の分野の中で、環境までやっていこうという事が謳われております。今色々と問題になっております才金ファームの事についてもですね、これに該当するような事が、その資源の再生化という事の中にも謳われております。その観点から、この種の問題について、より住民への指導は勿論、もう指導と言うよりも、一人ひとりの考えを伸ばして欲しいという事の提言を、やっぱりやっていかなければならないのかなと思ひ、まあ、この様な事を言わしていただきました。

今後、できるだけ学習課大変ですけれども、住民と一体になって取り組んでいただきたいという事を申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の質問は終わりました。

お諮りします。後 10 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、これにて本日の日程は終了いたします。次の本会議は明 3 月 6 日午前 10 時より再開いたします。

午後 0 4 時 5 8 分 散会
